

第2期

えひめ・未来・子育て プラン（後期計画）

[令和2年度～6年度]



～ 結婚や子育ての希望が叶い、
すべての子どもが夢を持って、
自分らしく成長できる愛媛づくり～



令和6年3月第4版
令和5年3月第3版
令和4年1月第2版
令和2年3月

愛 媛 県

はじめに



子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、「未来への希望」「社会の宝」です。豊かな自然と多様な文化に恵まれた愛媛で、次代を担う子どもたちが大切に育てられ、夢や希望を持って、心豊かにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであります。

しかしながら、20代、30代人口の減少や未婚化・晩婚化の進行を背景に、今後も少子化が続くことが見込まれており、地域活力の低下や子ども同士がふれあう機会の減少等が懸念されるほか、近年、児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

こうした中、結婚を望む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる社会を実現していくためには、家庭や職場、地域、行政がそれぞれ責任と役割を担いながら、多様化するライフスタイルや地域の実情に応じた取り組みを展開していくことが極めて重要です。

県では、これまで「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（計画期間：平成27年度～令和元年度）に沿って、各種施策を進めてきたところでありますが、社会情勢の変化や国の子ども・子育て支援新制度の推進状況などをふまえ、このたび、同計画を継承・発展させた「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」を新たに策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、パートナーとの出会いの場の提供をはじめ、安心な出産を支える母子保健対策、幼児教育・保育の充実、仕事と家庭の両立支援、更には、児童虐待の防止や社会的養育の拡充など、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目ないサポートや子どもたちの健全育成に全力で取り組んで参ります。

県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨に御理解をいただき、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました愛媛県子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

愛媛県知事 中村時広

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の目的	3
2	計画の性格	4
3	計画の期間	4

第2章 子どもを取り巻く状況

1	少子化の状況	7
2	少子化の要因	11
3	家庭の状況	17
4	就労の状況	21
5	子どもをめぐる問題	27
6	子育て支援対策への要望	32
7	少子化の影響	33

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況	37
2	子育てを取り巻く課題	42
3	後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性	44

第4章 基本理念と展開方向

1	基本理念	47
2	計画の基本目標	48
3	施策体系	51

第5章 具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1	次世代育成力の強化	55
2	若者の自立と就労支援	57
3	若者の多様な交流と出会いの支援	59

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	61
2	妊娠・出産を見守り支える地域づくり	64
3	妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援	65

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）	66
2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）	68
3 安心できる小児医療体制の整備	70

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実	72
2 放課後児童対策の充実	75
3 地域子ども・子育て支援の充実	76

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成	78
2 魅力ある学校づくり	80
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり	82

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実	85
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート	89
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実	92

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり	95
2 保護者が実践する事故防止・防災対策	98
3 子育て家庭の遊び場等の整備	99

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり	101
2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し	103
3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり	105

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画	109
2 子どもの貧困対策の推進	110

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

1 県設定区域の決定	129
2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期	130
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	131
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	133

5	特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置	・ ・ ・ ・ 133
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等	・ ・ ・ ・ 134
7	教育・保育情報の公表	・ ・ ・ ・ 136
8	広域調整	・ ・ ・ ・ 138

第8章 計画の推進

1	計画推進のための各主体の役割	・ ・ ・ ・ 149
2	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ 150

参 考 資 料

1	愛媛県子ども・子育て会議委員名簿、愛媛県少子化対策推進連絡会議 会員名簿	・ ・ ・ ・ 155
2	用語解説	・ ・ ・ ・ 156
3	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況 （平成30年度末）	・ ・ ・ ・ 164
4	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧	・ ・ ・ ・ 169

《 添 付 資 料 》

	愛媛県子どもの生活実態調査の結果（概要）	・ ・ ・ ・ 175
--	----------------------	-------------

第1章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

2 計画の性格

3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

核家族化や就業形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の多様化などもあり、少子化は依然として進行しています。

こうした少子化の進行は、社会保障制度等における現役世代の負担の増大のほか、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく「次世代育成支援行動計画」として、「えひめ・未来・子育てプラン」（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開してきたところです。

さらに、平成24年に「子ども・子育て支援法」が施行され、都道府県に、「子ども・子育て支援事業支援計画」の作成が義務付けられたこと等を踏まえ、次世代育成支援行動計画と一体の計画として「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（平成27年度～令和元年度）を策定し、引き続き、行政、企業、地域が一丸となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めました。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33から平成30年には1.55まで上昇したものの、20代婚姻率の低下や出産期にある女性人口そのものの減少、若者の県外流出などの影響により出生数は減少し続けています。

少子化に歯止めをかけるには、これまでの成果や新たな課題を検証するとともに、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を更に強化していく必要があります。このため、本県では、結婚から妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を強化して、引き続き総合的に推進することとしています。

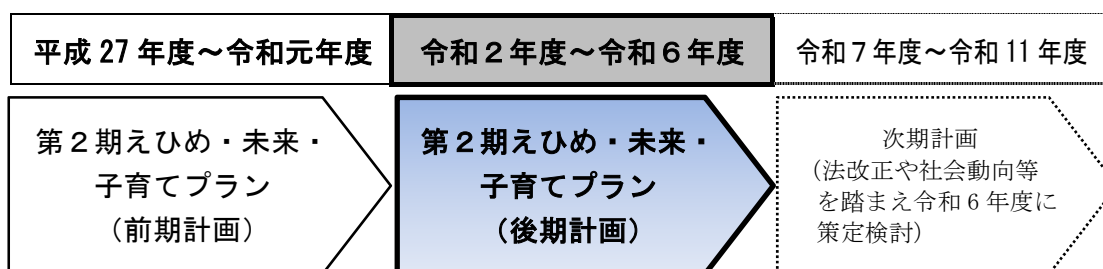
本計画は、こうした本県の状況だけでなく、国の施策や県民ニーズ、子どもを取り巻く社会環境の状況なども踏まえながら、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」をテーマとして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることに十分留意したうえで、結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられるとともに、本県の子ども一人ひとりが、置かれた環境にかかわらず、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを推進するための取組みを、市町をはじめ子育て支援団体、企業、地域等と一体となって着実に実行していくことを目的として策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、本県の子どもに関わる総合的な計画として、次の性格を併せ持つものです。
- ① 次世代法第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画
 - ② 愛媛県少子化対策推進条例（平成26年愛媛県条例第47号）第8条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
 - ③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく愛媛県自立促進計画
 - ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
 - ⑥ 「健やか親子21（第2次）」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号）に基づく愛媛県母子保健計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、第6次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県社会的養育推進計画」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (4) 本計画は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）に配慮した計画です。
- (5) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

子どもを取り巻く状況

- 1 少子化の状況
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

1 少子化の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

～愛媛県の出生数は、平成 21 年以降、毎年戦後最低を更新～

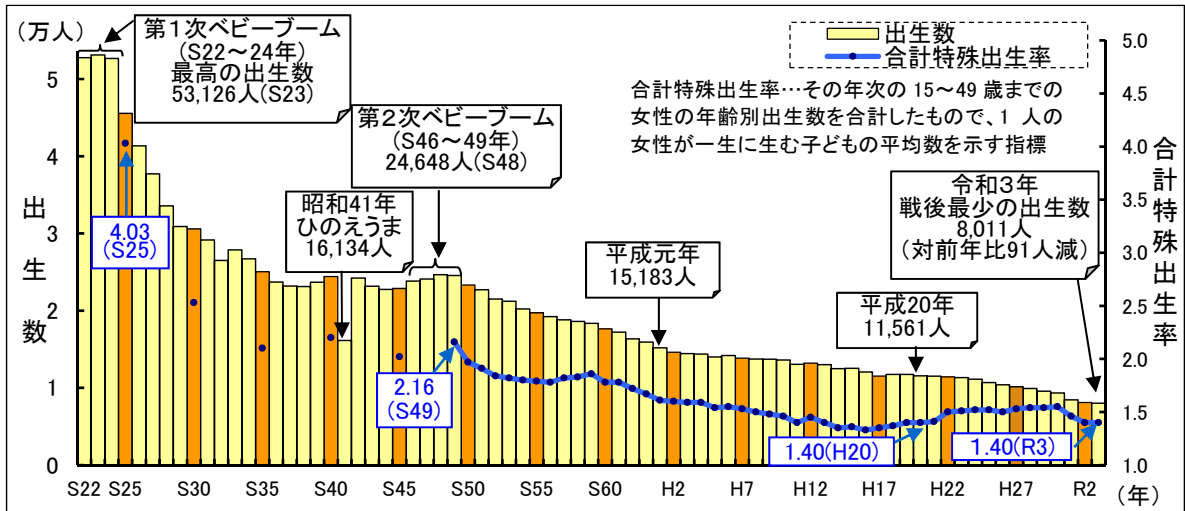
本県の出生数は、第2次ベビーブームの昭和 48 年（1973 年）に 24,648 人でしたが、その後は徐々に減少傾向が続き、令和 3 年（2021 年）には 8,011 人と戦後最低を更新しています。〔図 1〕

～愛媛県の合計特殊出生率は、人口維持に必要な水準を下回る～

本県の合計特殊出生率が、人口維持に必要と言われる 2.07 を最後に上回ったのは、昭和 49 年（1974 年）で、平成 16 年（2004 年）には 1.33 と、統計開始以降過去最低の水準となりました。その後、しばらくは増加基調が続いたものの、令和元年（2019 年）以降、再び減少に転じ、令和 3 年（2021 年）には 1.40 となっています。〔図 1〕

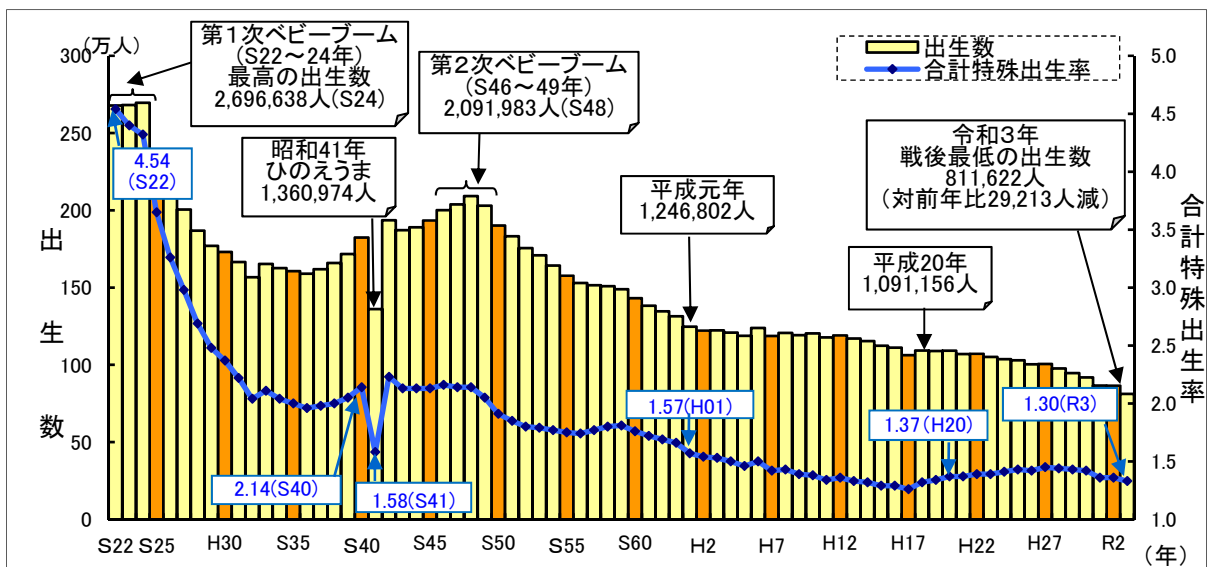
また、少子化は全国的にも進行しています。〔図 2〕

図 1 愛媛県の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図 2 全国の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 総人口と人口構造の推移

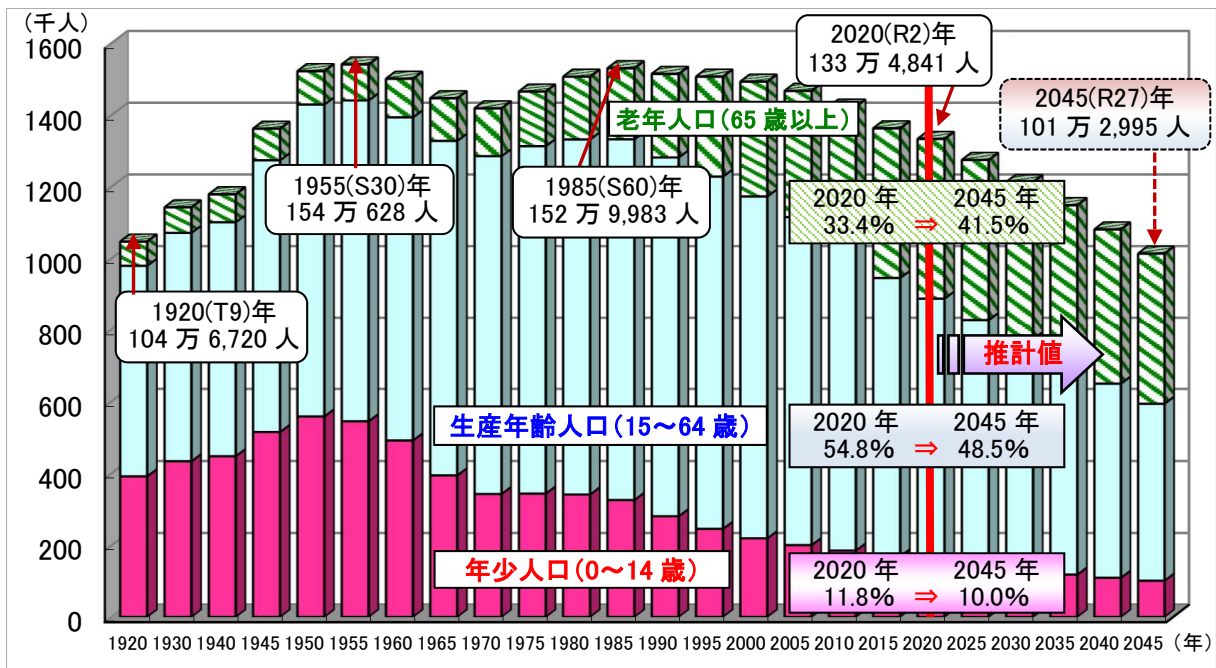
～愛媛県の総人口は、昭和 60 年（1985 年）以降、減少傾向が続く～

本県の総人口は、昭和 60 年（1985 年）に約 153 万人を数えましたが、その後は緩やかな下降曲線を描いており、令和 2 年（2020 年）には、約 133 万人にまで減少しています。

今後もこの傾向は続き、令和 27 年（2045 年）には約 101 万人まで減少、特に年少及び生産年齢人口の割合が減少すると予想されています。〔図 3〕

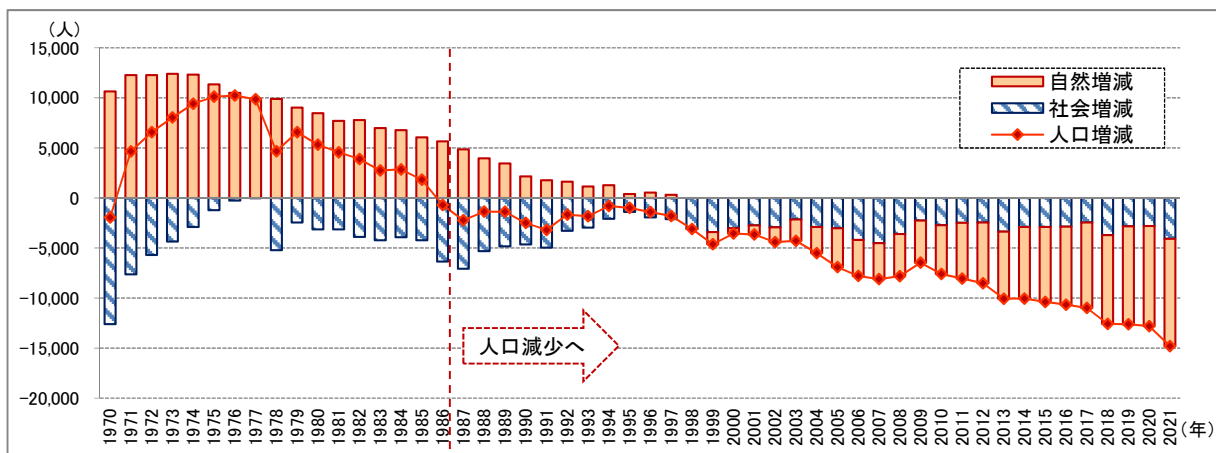
人口の減少には、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他県への転出による社会減も影響しています。〔図 4〕

図 3 愛媛県の総人口の推移と将来人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）



資料：総務省「国勢調査」
2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

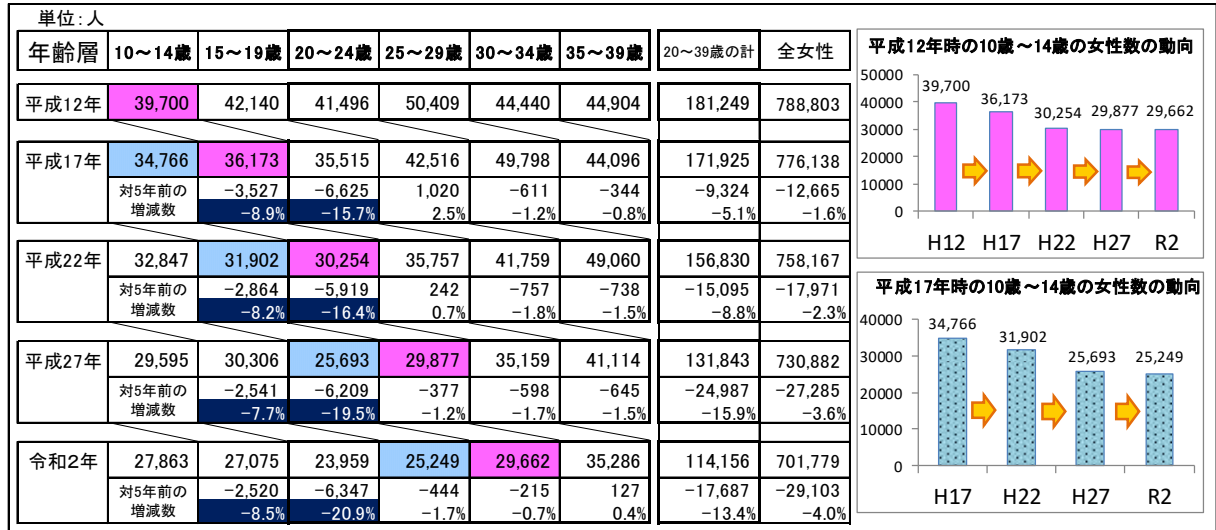
図 4 愛媛県推計人口に基づく人口動態の推移



資料：愛媛県推計人口

なお、平成12年（2000年）以降の本県の出産期前後の女性人口は、以下のとおり推移しています。〔図5〕

図5 愛媛県の若年女性人口の推移



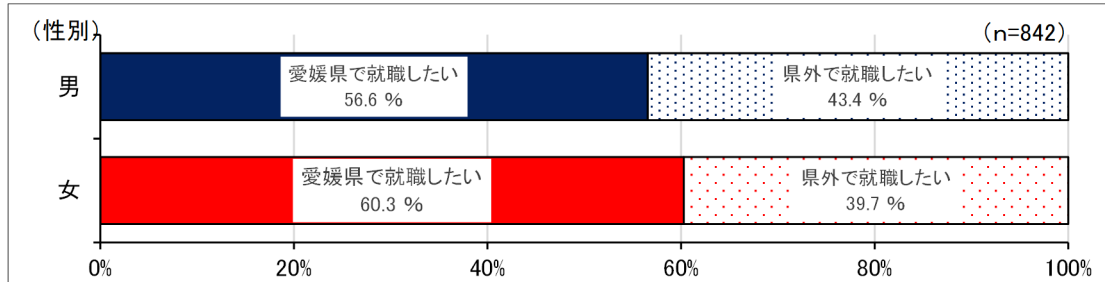
高校卒業時等に約8%、大学卒業後の就職時等に約20%が県外へ流出

資料: 総務省「国勢調査」

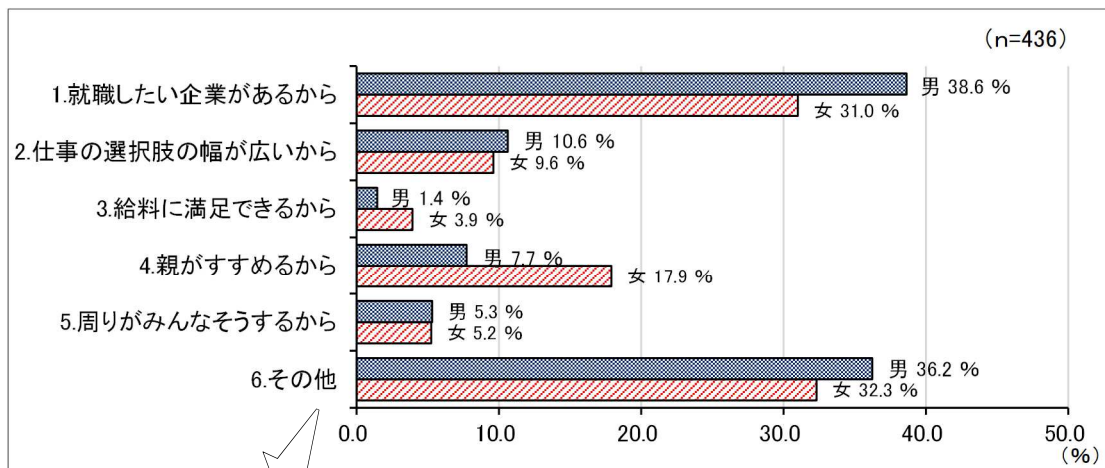
県では、平成 29 年度に、県内在住又は県出身の大学生等や入社 1 年目の新入社員 1,098 人を対象に、結婚に影響を与える要因に関する意識調査を実施しました。

このうち、大学生等の就職希望について、愛媛県出身者の県内での就職希望は男性 56.6%、女性 60.3%、県外での就職希望は男性 43.4%、女性 39.7%となっています。

■就職希望地(県内・県外)

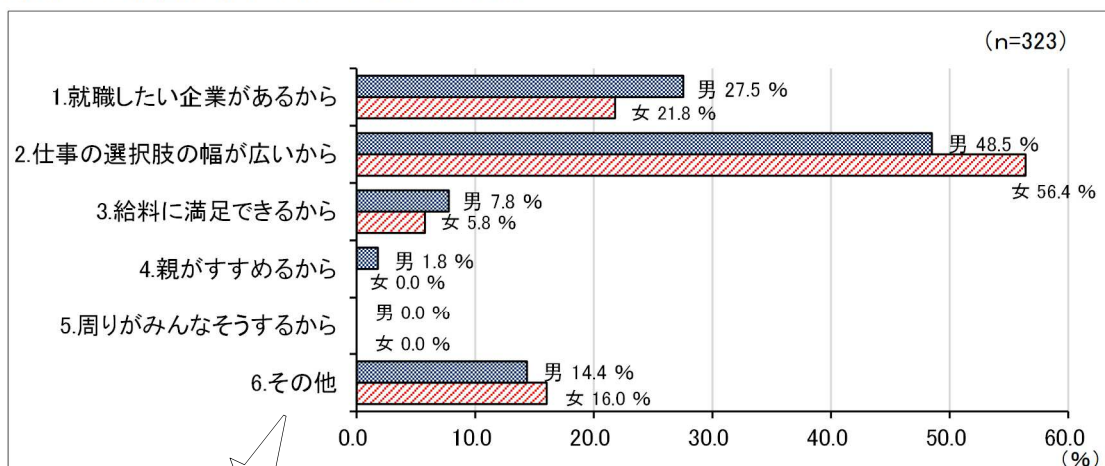


■愛媛県での就職を希望する理由(単一回答)



その他の理由: 地元が好きだから、親や友達の近くで暮らしたいから など

■県外での就職を希望する理由(単一回答)



その他の理由: 都会に住みたいから、見識を広めたいから、親元を離れて自立したいから など

資料:「平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

2 少子化の要因

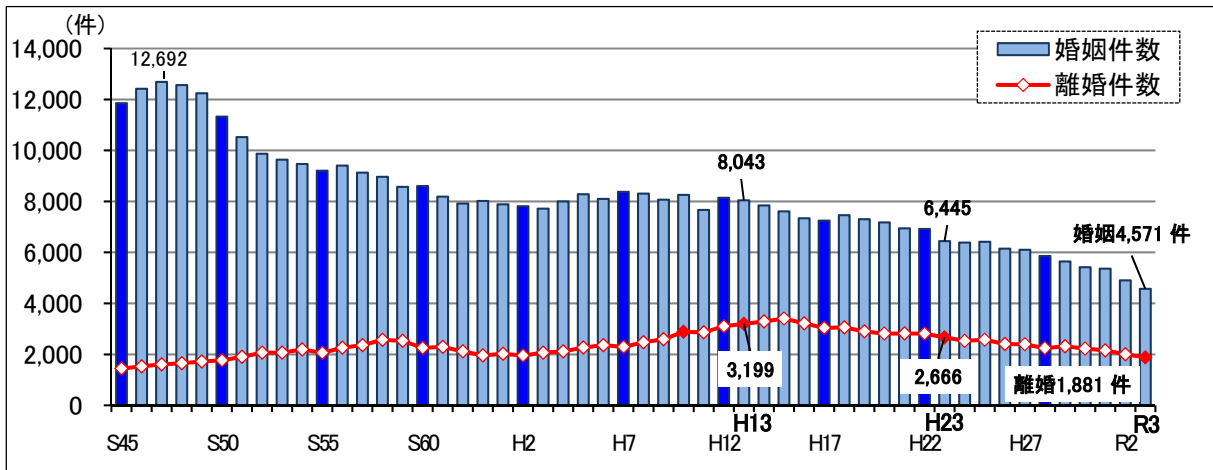
少子化は、未婚率の上昇（非婚化を含む）、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）、晩産化、夫婦出生力の低下、子育てや教育への経済的負担、子育てに対する負担感、若年女性人口の減少など、様々な原因によることが指摘されています。

(1) 婚姻と出産の状況

～愛媛県の婚姻件数は、徐々に減少～

令和3年（2021年）の本県の婚姻件数は、4,571件であり、婚姻率（人口1,000人当たりの婚姻件数）は3.5となっています。10年前に当たる平成23年（2011年）の6,445件と比較すると、10年間で29.1%の減少となっています。令和3年（2021年）の本県の離婚件数は、1,881件であり、平成23年（2011年）の2,666件と比較すると、10年間で29.4%の減少となっています。〔図6〕

図6 愛媛県の婚姻件数と離婚件数

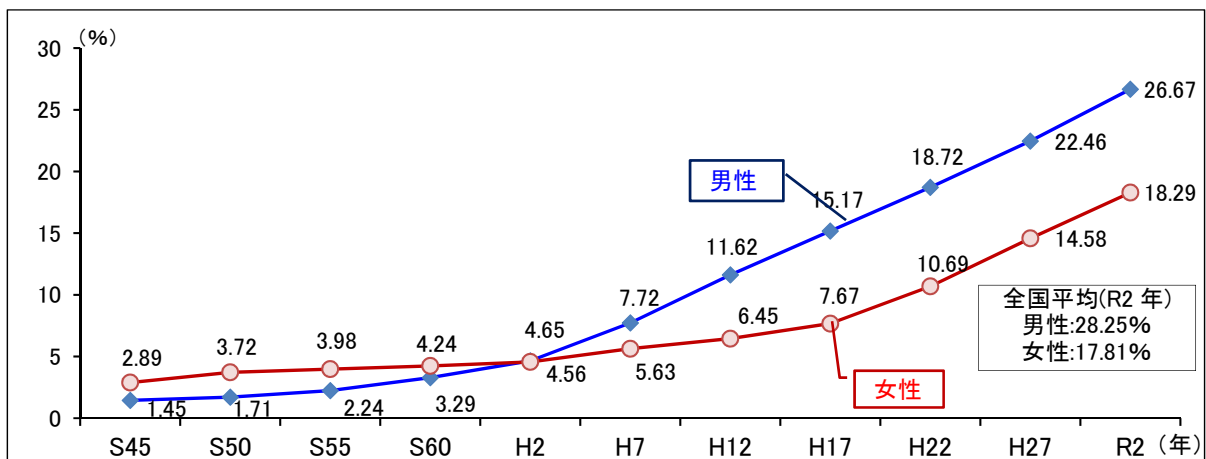


資料：厚生労働省「人口動態統計」

～愛媛県の未婚割合は、男女ともに上昇（未婚化の進行）～

昭和45年（1970年）から平成2年（1990年）の、本県の50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合は男女ともに5%未満でしたが、以後、急上昇し、令和2年（2020年）には男性が26.67%、女性が18.29%となっており、男性の約4人に1人、女性の約6人に1人が未婚の状況です。なお、国の全国推計では、今後も上昇が続くことが予測されています。〔図7〕

図7 愛媛県の50歳時の未婚割合

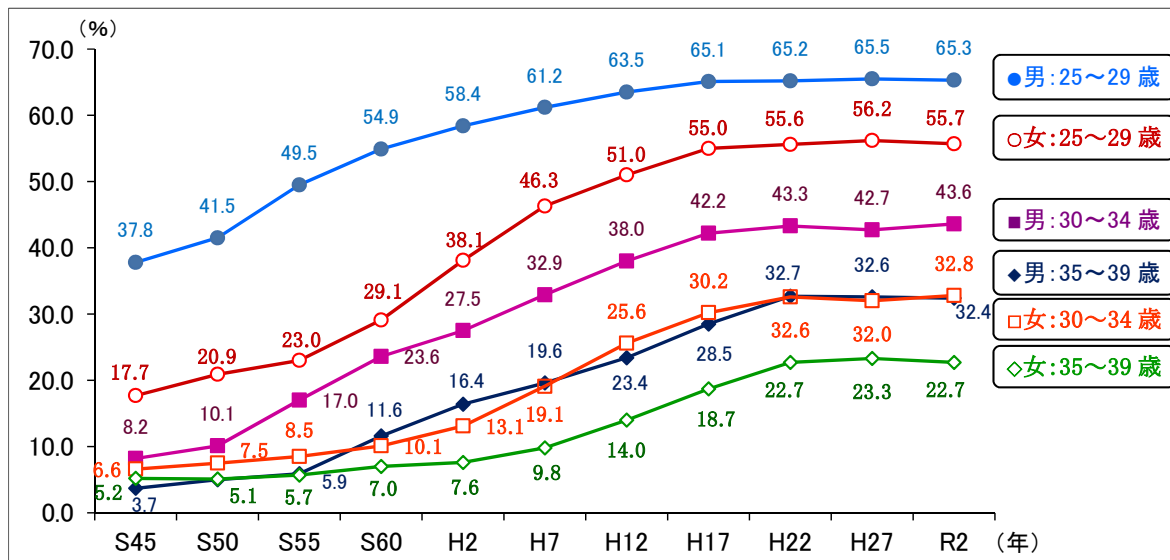


資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2022年版」

～愛媛県の性別・年代別未婚率は、25歳～34歳代で急上昇～

本県の性別・年代別の未婚率は、昭和45年以降、いずれも上昇傾向にあり、令和2年（2020年）には、30代前半で男性の約4割、女性の約3割が、30代後半でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっています。〔図8〕

図8 愛媛県の性別・年代別未婚率の推移

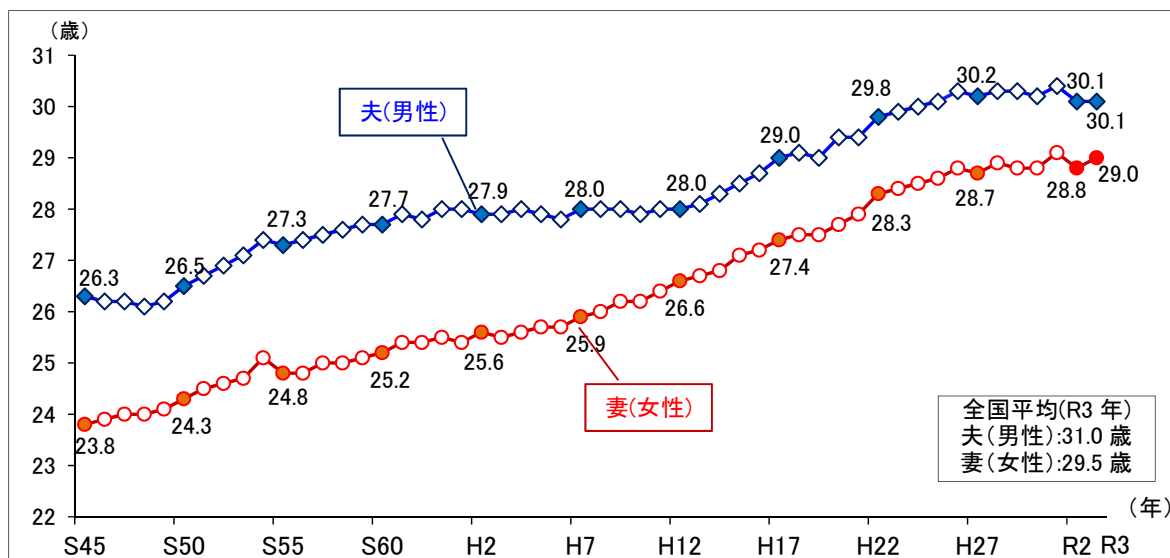


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の平均初婚年齢は、高止まり傾向（晩婚化）～

本県の平均初婚年齢は昭和45年（1970年）以降、平成26年（2014年）まで上昇傾向で、その後はわずかに増減しながら高止まり、令和3年（2021年）には男性が30.1歳、女性が29.0歳となっています。〔図9〕

図9 愛媛県の平均初婚年齢

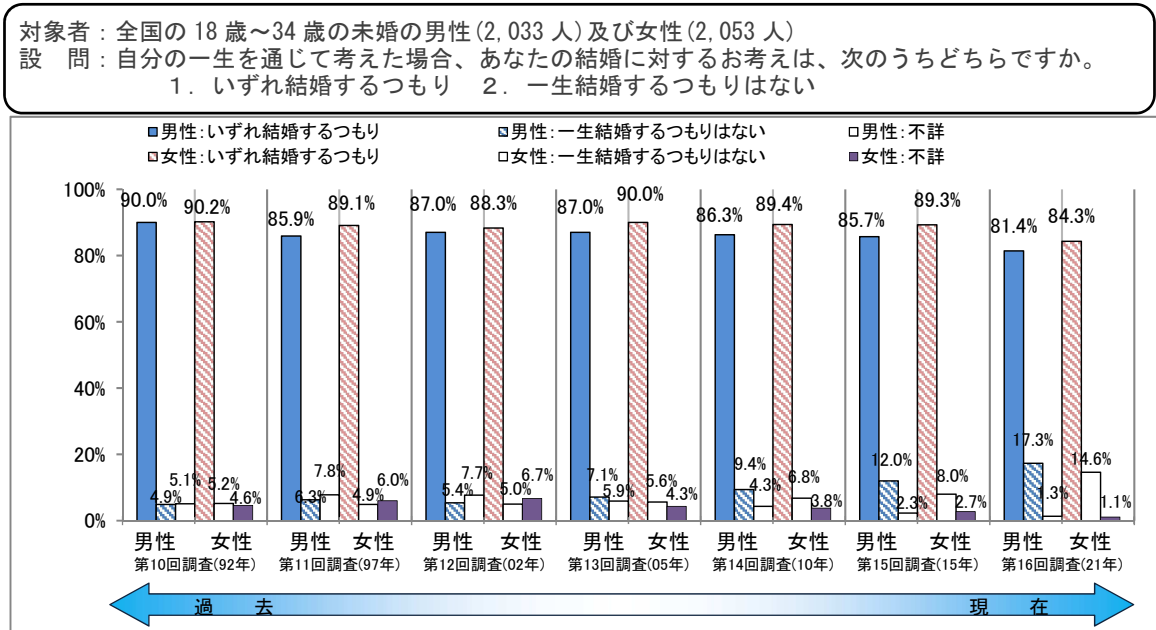


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～独身者の結婚に対する意識は今も昔も変わらず～

18歳から34歳までの未婚の男女とも、約8割が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する意識の高さが認められるとともに、この傾向は1992年（平成4年）の第10回調査からほとんど変化がありません。〔図10〕

図10 独身者の結婚に対する意識（No.1）～2021年全国調査から

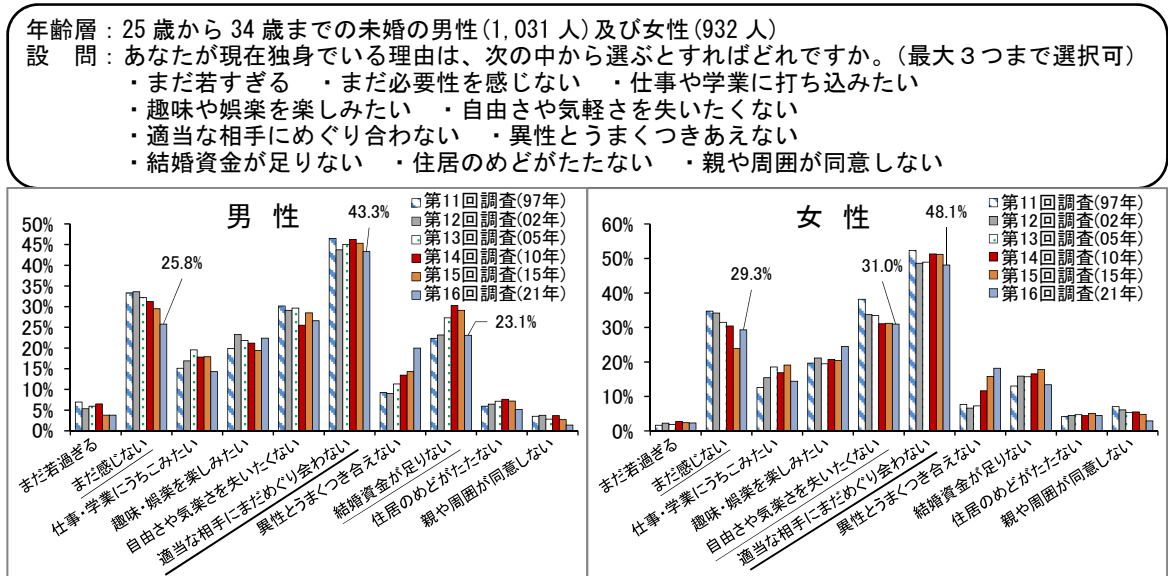


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査・独身者調査」(令和3年)

～未婚者の結婚についての理想と現実とのギャップ～

25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねたところ、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」という回答が最も多い結果となりました。また、男性は「結婚資金が足りない」、女性は「自由さや気軽さを失いたくない」などの回答も多くなっています。結婚に対する意識は高いものの、出会いの場の減少に加え、雇用環境やライフスタイルの変化などによって、結婚に対する理想と現実との間に大きなギャップが生まれています。〔図11〕

図11 独身者の結婚に対する意識（No.2）～2021年全国調査から

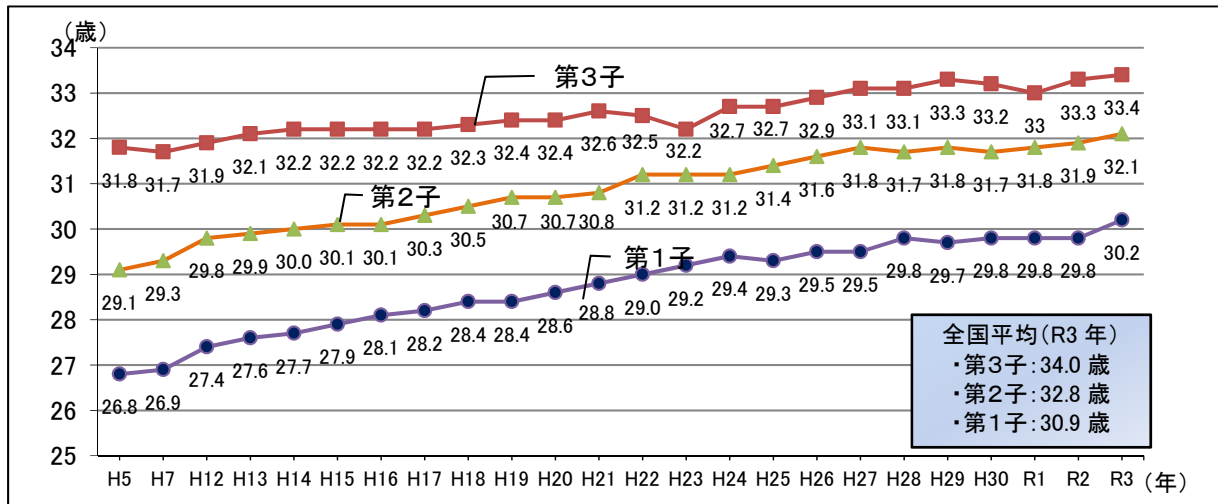


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査・独身者調査」(令和3年)

～愛媛県の平均出生時年齢は、上昇傾向（晩産化）～

本県の母親の平均出生時年齢は、初婚年齢の上昇に伴い、必然的に上昇しており、令和3年（2021年）には、第1子の出生時年齢が30.2歳で、データが残っている平成5年（1993年）の26.8歳と比較すると、3.4歳上昇し、晩産化しています。〔図12〕

図12 愛媛県の母親の平均出生時年齢の推移

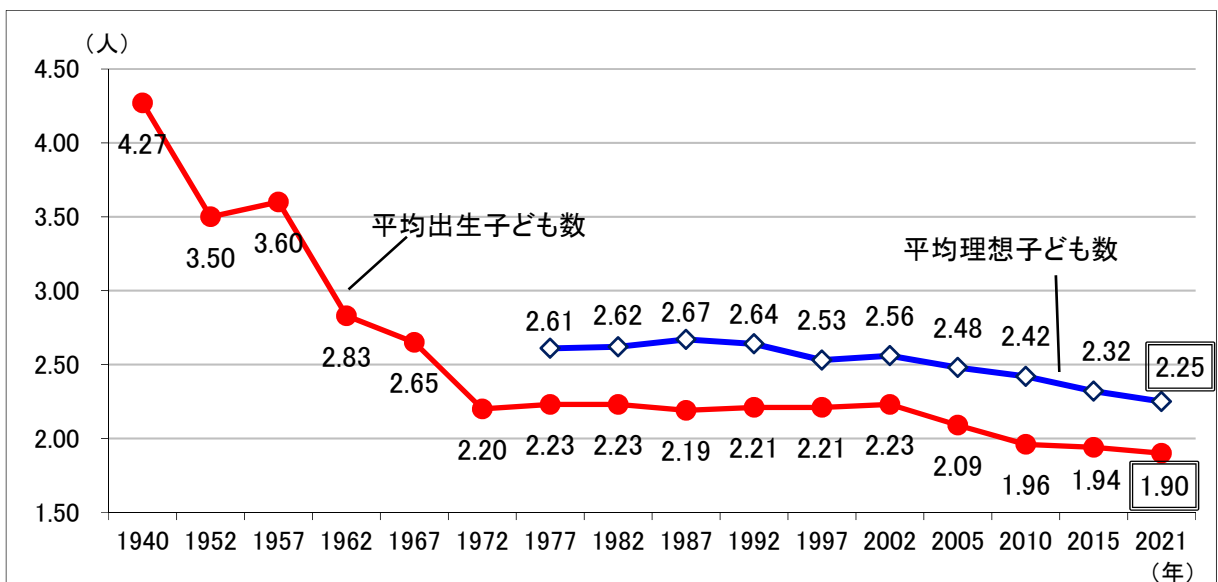


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～出生子ども数は、理想の子ども数を下回る～

2021年（令和3年）の全国調査によると、平均出生子ども数は、平均理想の子ども数（2.25人）を0.35人下回っており、平均すれば、概ね3人に1人の割合で「もう1人」を望んでいることが窺えます。〔図13〕

図13 平均出生子ども数と平均理想子ども数（全国）



資料:国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(第10回～16回)、出生力調査(第1回～10回)

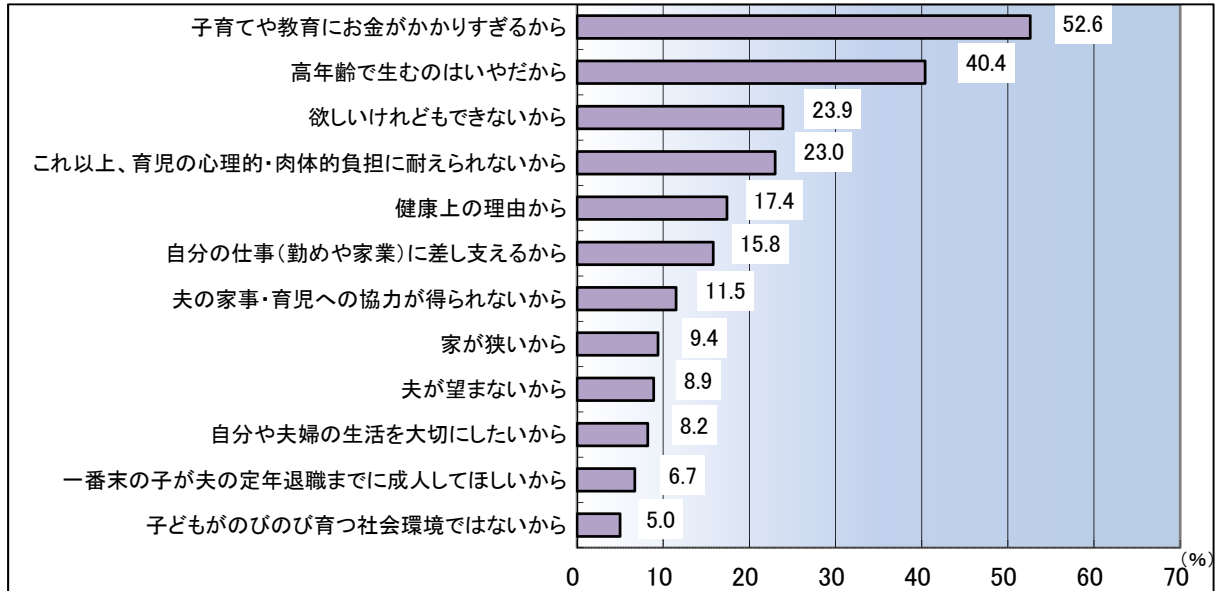
注1 全国の50歳未満の妻に対する調査。

注2 平均出生子ども数は、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

～理想の子ども数を持つことへの妨げは、経済面が最も大～

2021年（令和3年）の全国調査によると、女性が理想の子ども数を持つとしない最も大きな理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。次いで、晩婚化を背景とする「高年齢で産むのはいやだから」、不妊を原因とする「欲しいけれどもできないから」などとなっています。〔図14〕

図14 女性が理想の子ども数を持つとしない理由（全国）



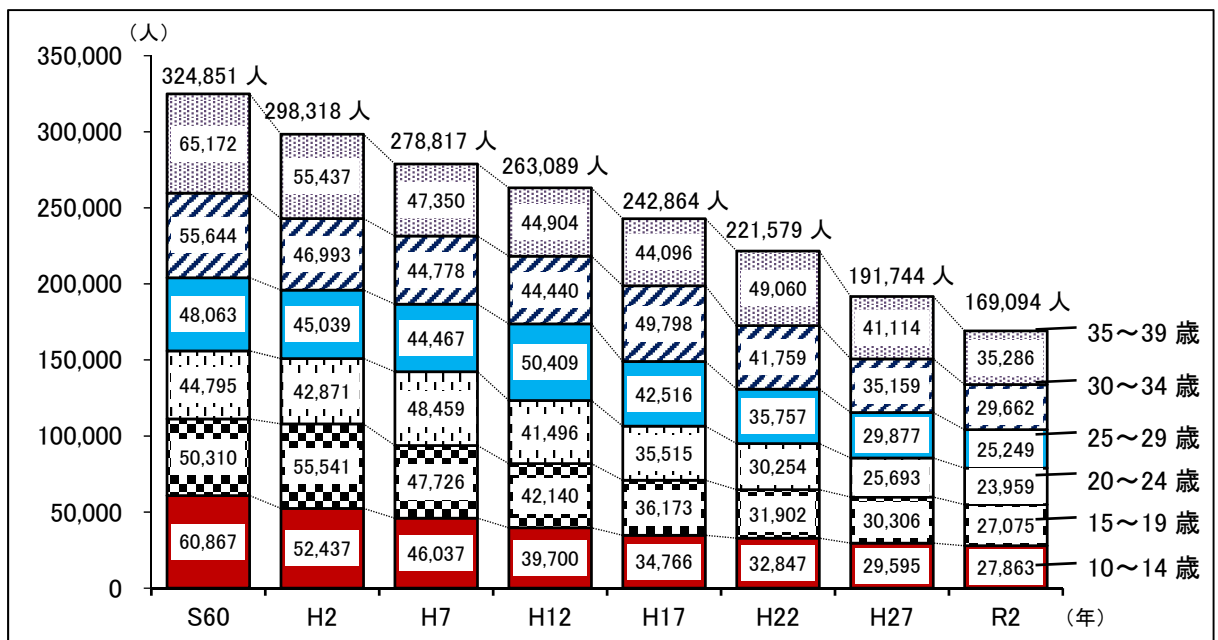
資料：国立社会保障・人口問題研究所（第16回出生動向基本調査（令和3年））

(2) 若年女性の状況

～愛媛県の10歳から39歳までの女性の人口は、減少傾向～

本県の10歳から39歳までの女性の人口は昭和60年（1985年）以降減少傾向で、令和2年（2020年）は169,094人となり、20年前の平成12年（2000年）の263,089人と比較すると、実数で93,995人、率にして35.7%減少しています。〔図15〕

図15 愛媛県の若年女性人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

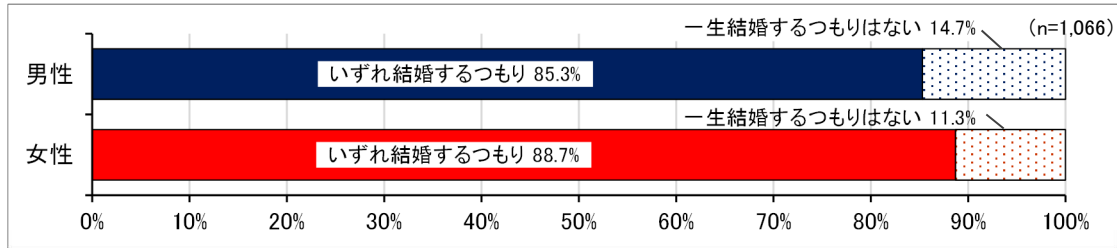
TOPIX

～愛媛県の大学生等の意識調査（結婚・仕事・子育て編）～

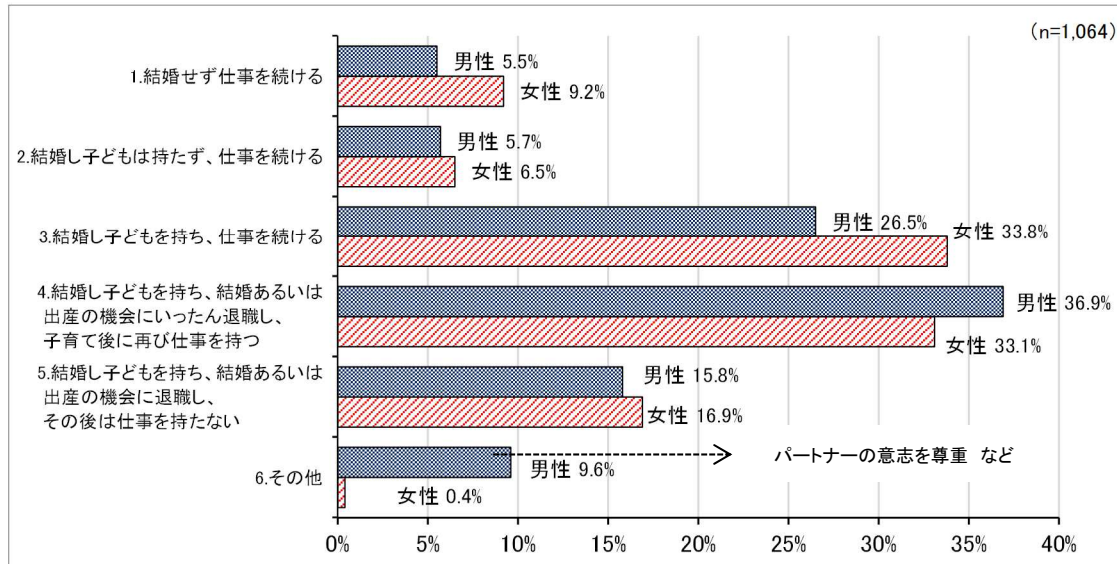
男女ともに、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。また、女性の生き方について、「結婚し子どもを持ち、仕事を続ける」や「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」といった回答が多く得られました。

希望する子どもの人数については、「2人」が最も多く、最初の子どもの持ちたい年齢は25～29歳を中心に、次いで、女性は20～24歳、男性は30～34歳となっています。

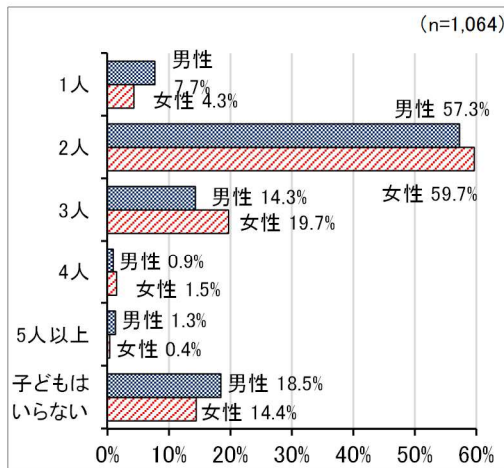
■結婚に対する考え



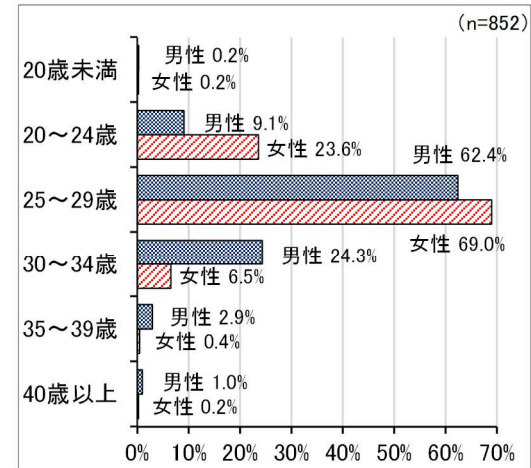
■男性がパートナーに求める結婚・働き方・子育て／女性が理想とする結婚・働き方・子育て



■希望する子どもの人数



■最初の子どもの持ちたい年齢



資料：「平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

3 家庭の状況

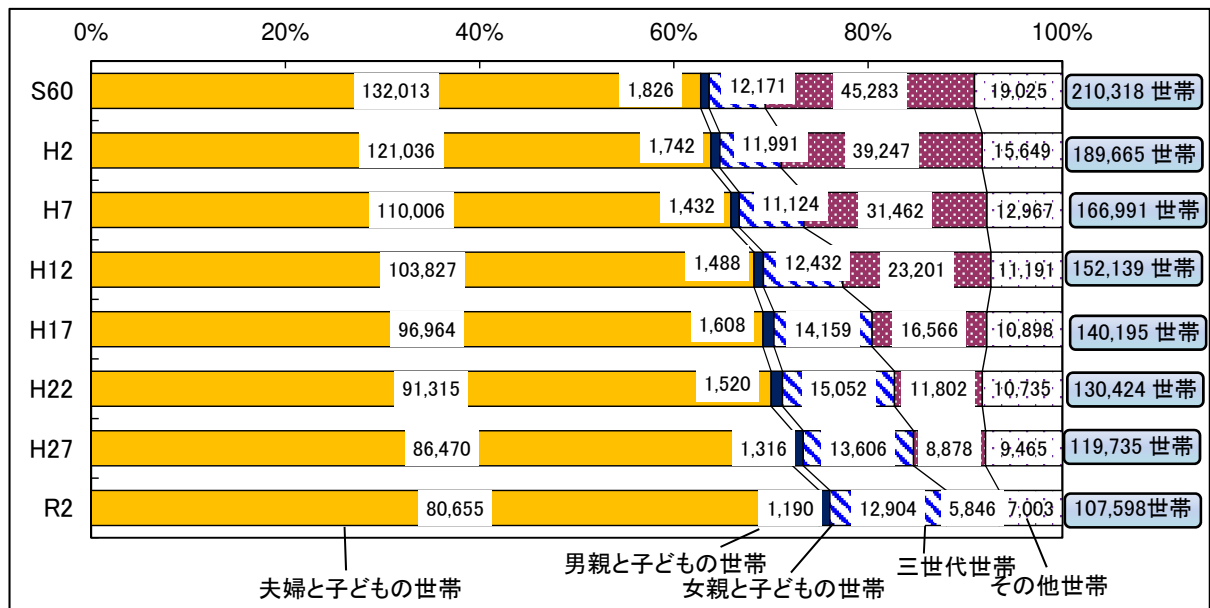
(1) 核家族化の進行

～愛媛県でも核家族化が進行～

本県の18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は、昭和60年（1985年）以降減少傾向にあります。

このうち、本県の18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯（夫婦、男親又は女親と子どもだけから成る世帯）の割合は、昭和60年（1985年）の69.4%から、令和2年（2020年）には88.1%に増えています。〔図16〕

図16 愛媛県の18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移

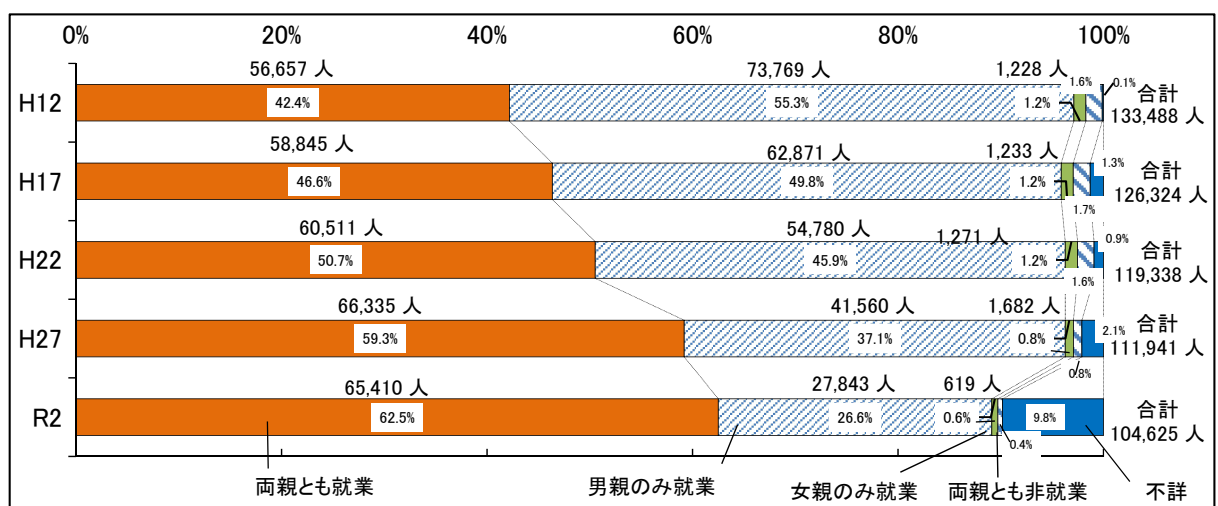


資料：総務省「国勢調査」

～愛媛県の6割の子どもの両親は、ともに就業～

本県の夫婦と子どもからなる世帯のうち、12歳以下児童からみた親の就業形態をみると、平成22年（2010年）には両親ともに就業している割合が初めて5割を超え、その後も核家族の共働き家庭が増加しています。〔図17〕

図17 愛媛県の12歳以下児童からみた親の就業状況（夫婦と子どもからなる世帯）



資料：総務省「国勢調査」

～保護者の就業状況の変化（愛媛県子どもの生活実態調査の結果）～

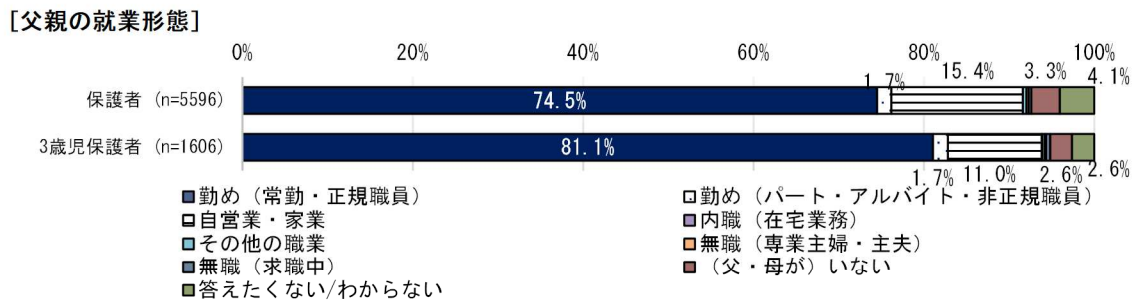
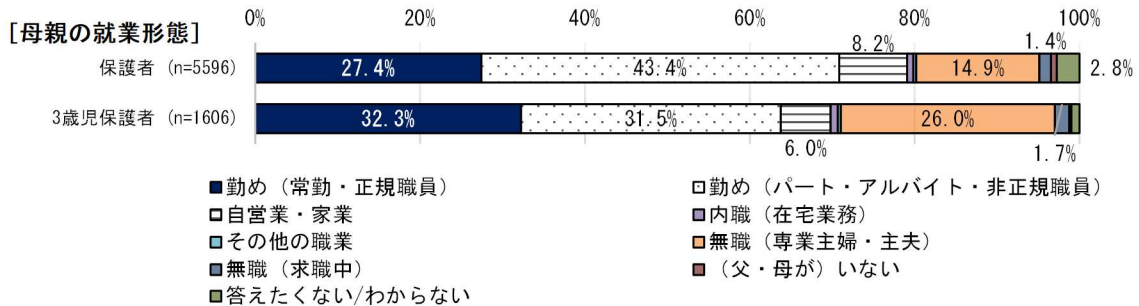
県が令和元年度に調査した結果、「母親の現在の就業状況」について、「就学児童の保護者」は「勤め（パート・アルバイト・非正規職員）」の割合が43.4%で最も高く、「3歳児保護者」は「勤め（常勤・正規職員）」が32.3%で最も高くなっています。

また、「子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化」について、「変わらない」と回答した割合は、「就学児童の保護者」全体では37.5%ですが、「3歳児保護者」は45.2%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）（25ページ 図28）では、第1子出生前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合の上昇が見られており、本県でも、同様の変化が生じていると考えられます。
（調査結果概要は、巻末177ページ以降に添付）

■現在の就業状況

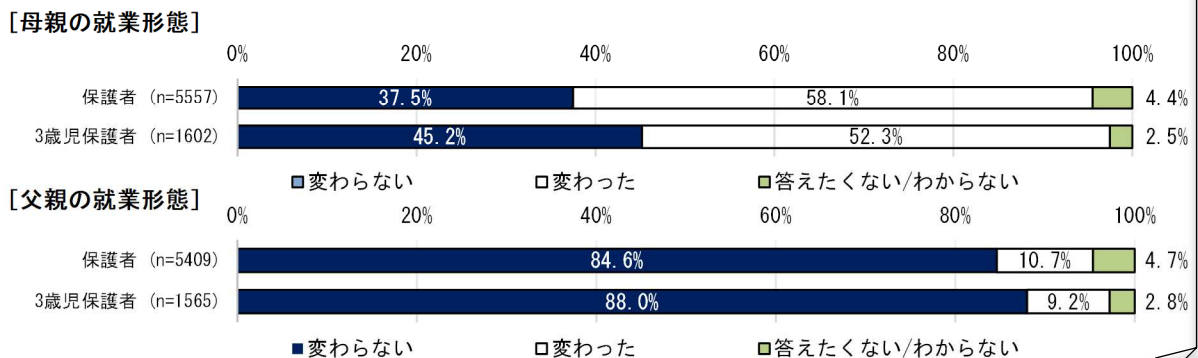
保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のことをひとつ選んでください。



■子どもが生まれる前後での就業形態の変化

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。）



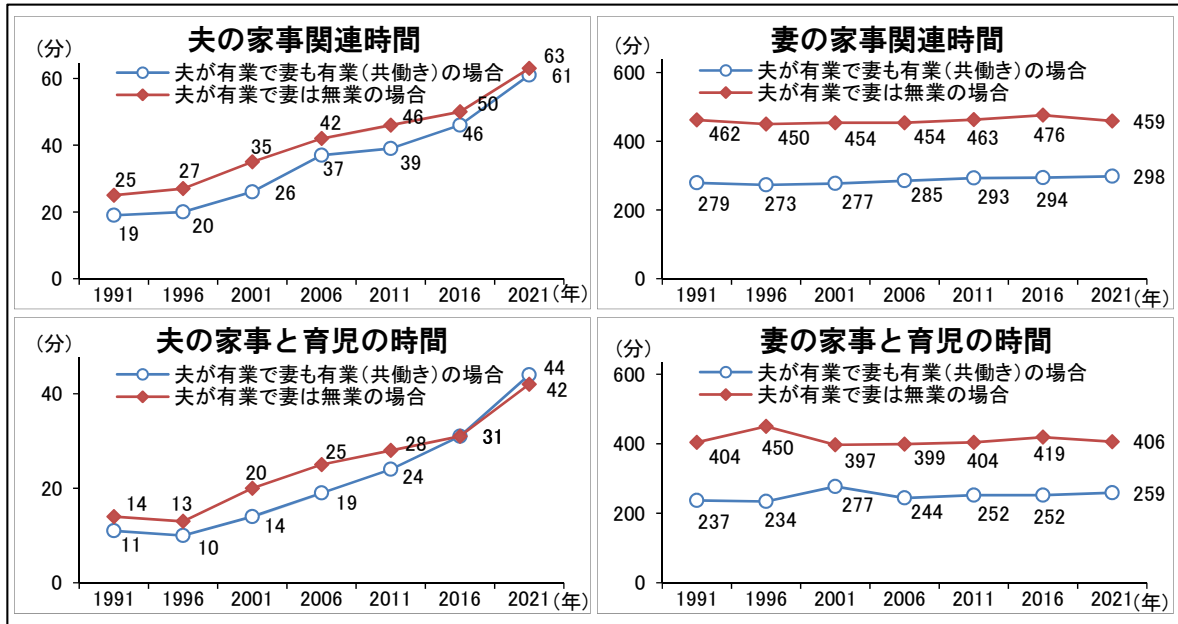
資料：「愛媛県子どもの生活実態調査」アンケート結果

(2) 男女共同参画の家庭づくり

～男女間で家事負担に大きな開き～

夫婦と子どもの世帯において、1日のうちに家事関連時間（家事、介護・看護、育児、買い物）に充てる状況をみると、夫が家事等に関わる時間は、平成3年（1991年）以降、年々、増加傾向にあります。令和3年（2021年）には、夫が有業で妻が無業の場合は女性459分（7時間39分）、男性63分、また、共働きの場合でも女性298分（4時間58分）、男性61分と、依然として夫婦間に大きな開きがあります。〔図18〕

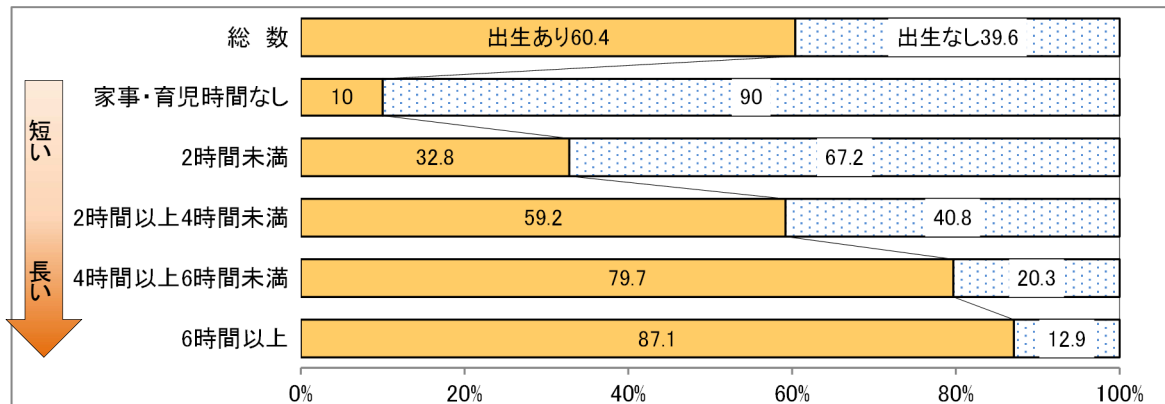
図18 夫婦と子どもの世帯における家事関連の時間（全国）



資料：総務省「社会生活基本調査」(夫婦と子どもの世帯)

TOPIX ～夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い～
 国が行った調査によると、夫が家事や育児に関わる時間が長いほど、2人目以降の子どもが生まれる割合が高いという結果が出ています。

■子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(平成28年11月公表) 調査期間 H14～H27

注1)対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られた夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫

注2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

注3)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

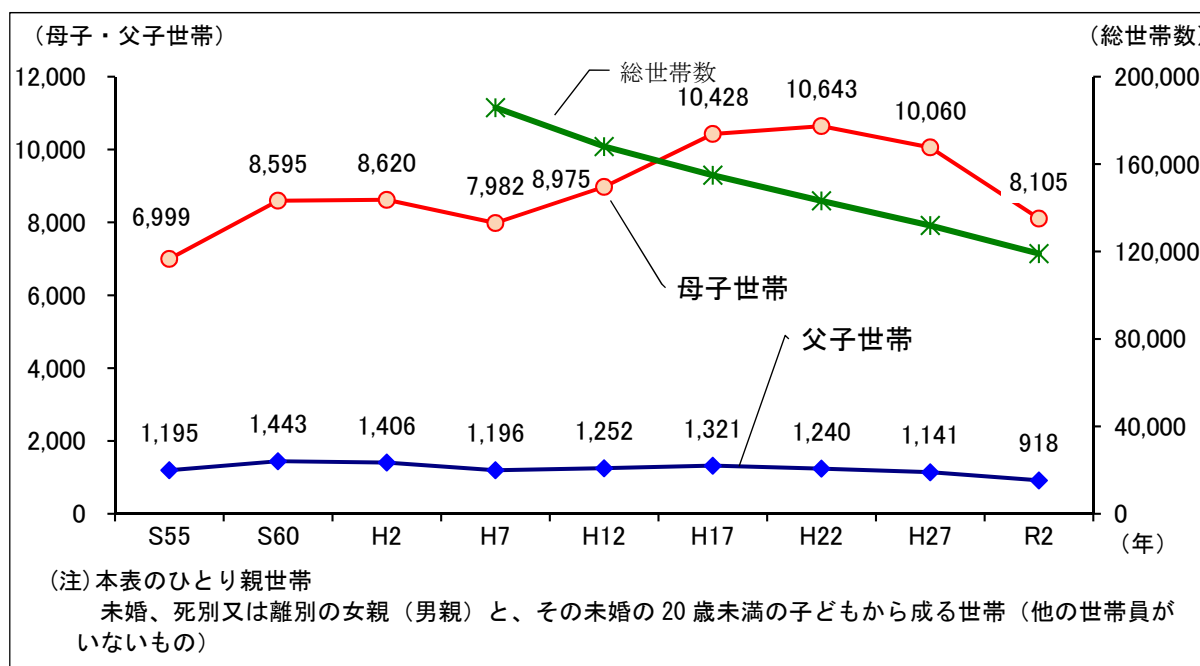
※総数には、家事・育児時間不詳を含む

(3) ひとり親世帯の置かれている状況

～愛媛県のひとり親世帯の割合は平成23年以降減少傾向～

本県の20歳未満の子どもを持つ世帯数は減少している一方、父親又は母親と子どもからなるひとり親世帯については、昭和55年（1980年）の統計開始以降、増減しながらも長期的には増加傾向にありましたが、平成23年（2011年）以降は減少しています。〔図19〕

図19 愛媛県のひとり親世帯数

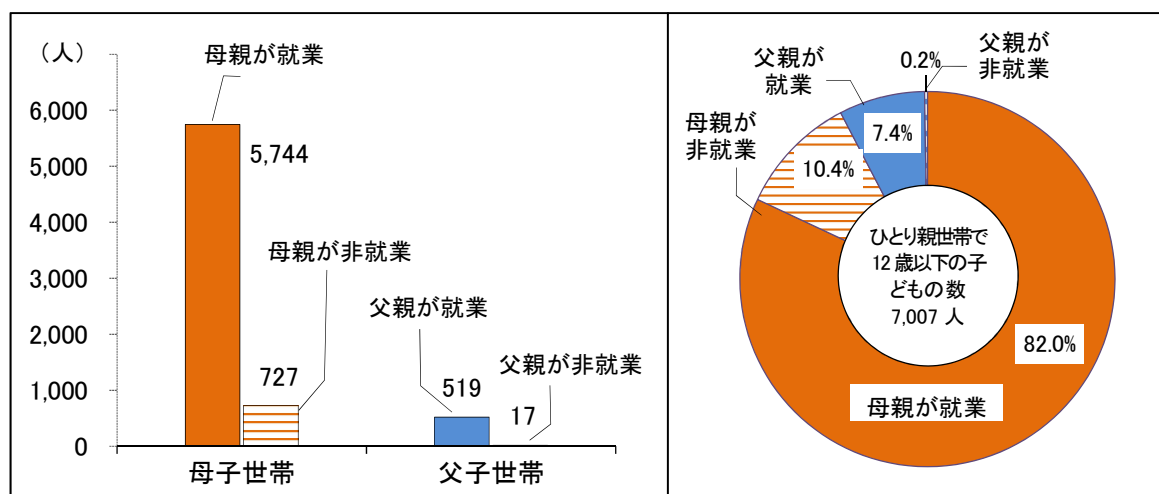


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の母子世帯における12歳以下の子どもの1割は、母親が非就業状態～

本県のひとり親世帯のうち、12歳以下の子どもからみた親の就業形態をみると、母親が非就業の世帯にいる子どもの数は727人（対象世帯人員の10.4%）、父親が非就業の世帯にいる子どもの数は17人（同0.2%）です。〔図20〕

図20 愛媛県の12歳以下の子どもからみたひとり親の就業状況（母子世帯、父子世帯）



資料:総務省「令和2年国勢調査」

4 就労の状況

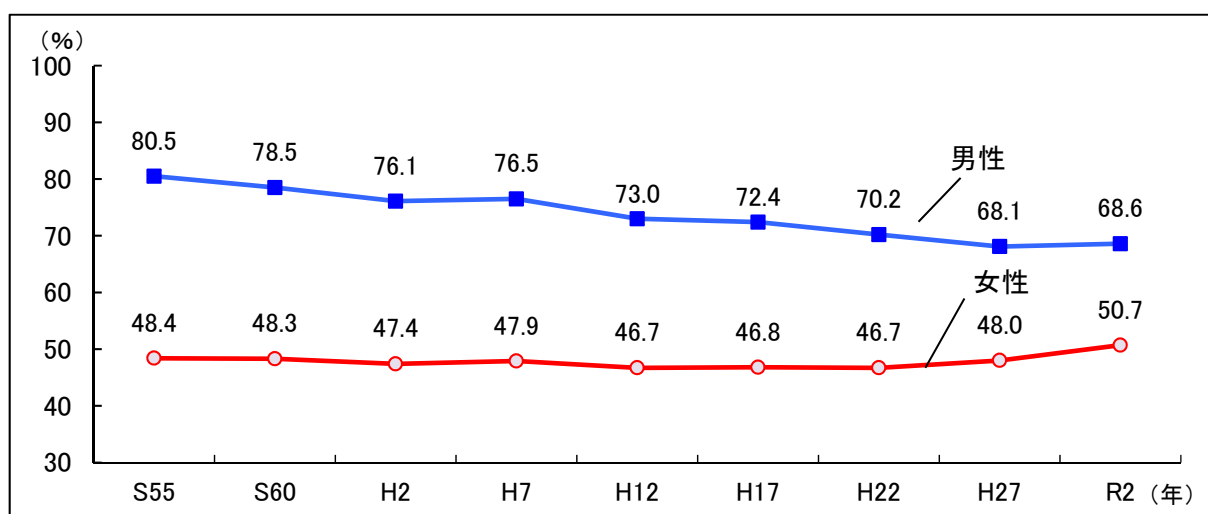
(1) 労働力

～愛媛県の女性の労働力率は、30代前半に低下するM字型が緩和傾向～

本県の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を男女別にみると、昭和55年（1980年）以降、長期的には男性労働力率が緩やかな低下傾向を示しているのに対し、女性労働力率については、近年は上昇傾向にあります。〔図21〕

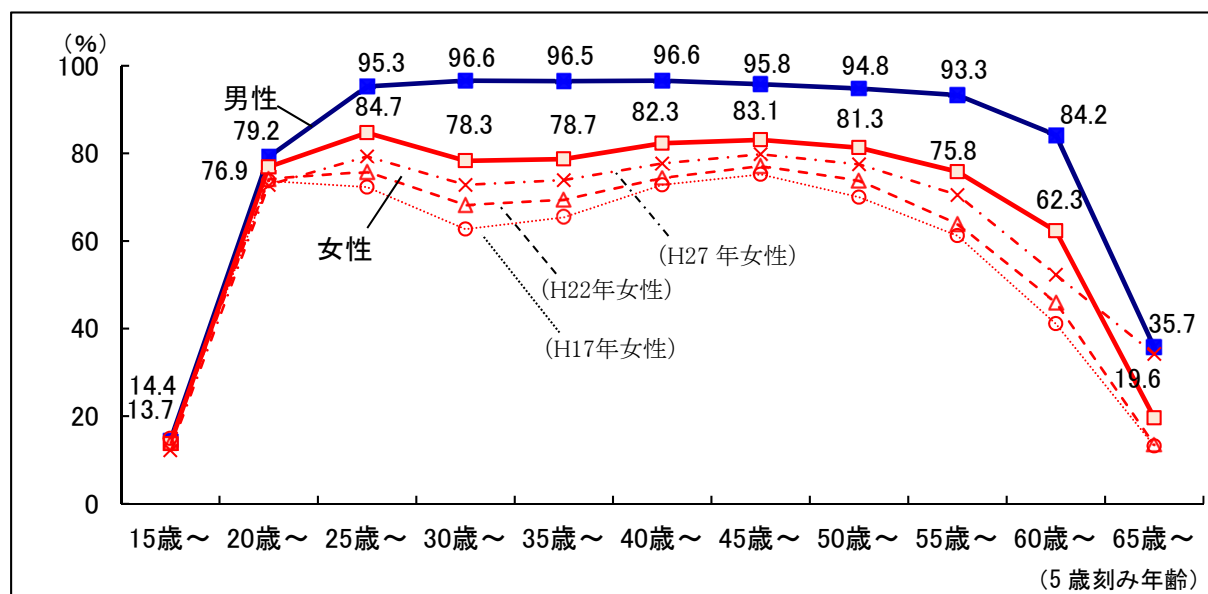
女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年は、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。〔図22〕

図21 愛媛県の労働力率の推移（男女別）



資料：総務省「国勢調査」

図22 愛媛県の令和2年の男女・年齢階級別労働力率



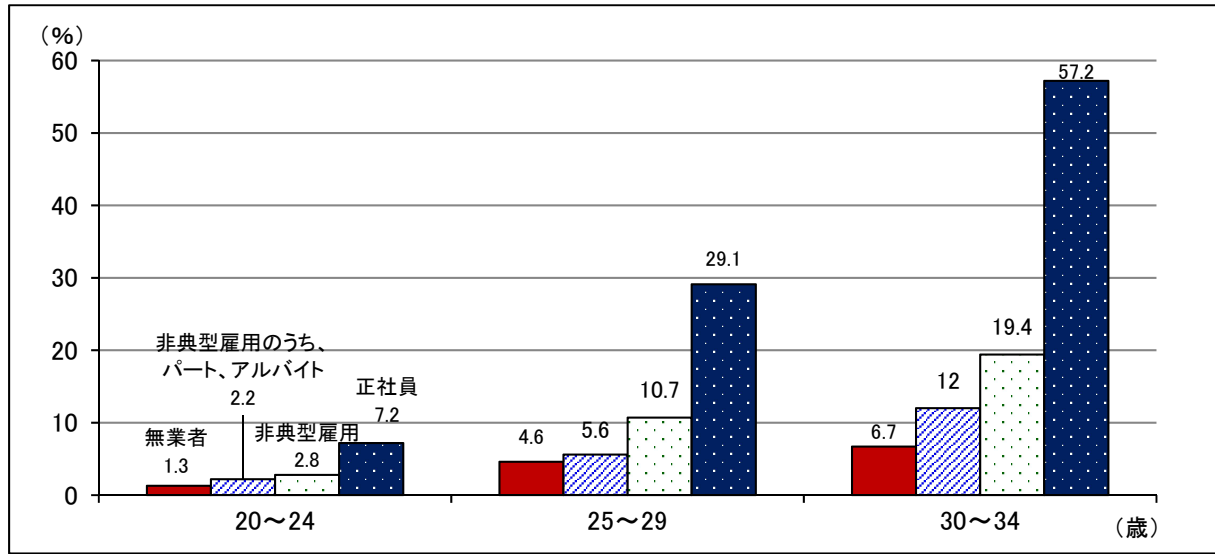
資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 就業形態と婚姻の状況

～就業形態などによる家族形成状況の違い～

全国調査では、非典型雇用者（正社員以外の働き方をする雇用形態）の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持つ人割合が大きく異なっていることが窺えます。〔図23〕

図23 就労形態別配偶者のいる割合（全国・男性）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状（2019年）」

(3) 新規学卒者の離職状況

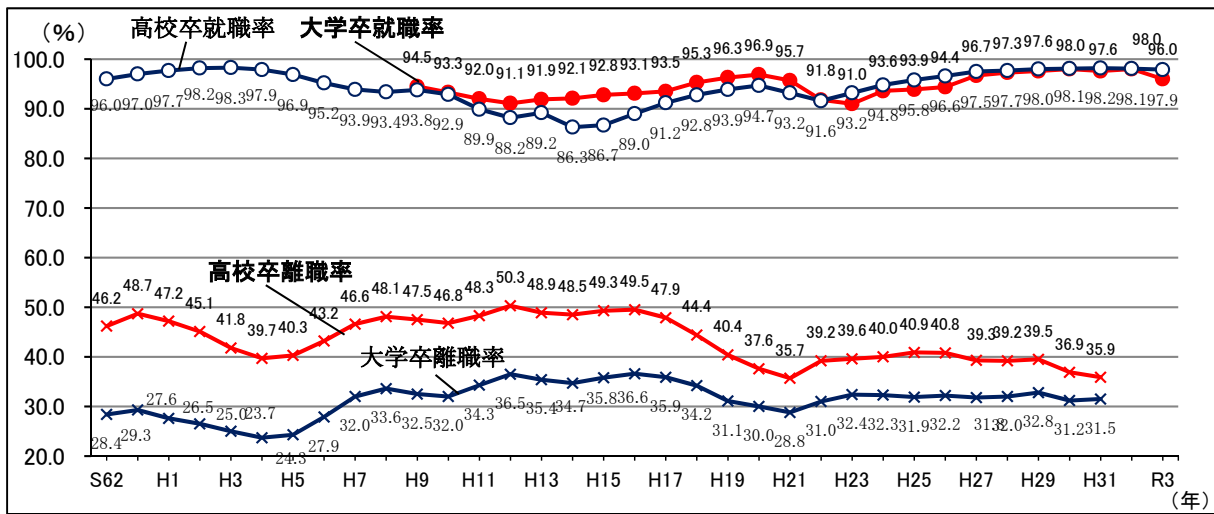
～新規学卒者の3割以上は就職後3年以内に離職～

全国調査によると、高校新卒者及び大学新卒者の就職率は概ね8～9割で推移している一方、高校新卒者の3～5割と大学新卒者の3～4割は、就職後3年以内に離職しています。〔図24〕

また、就職後の3年以内離職率を年数別で見ると、1年目での離職が最も多く、次いで、2年目、3年目となっています。〔図25〕

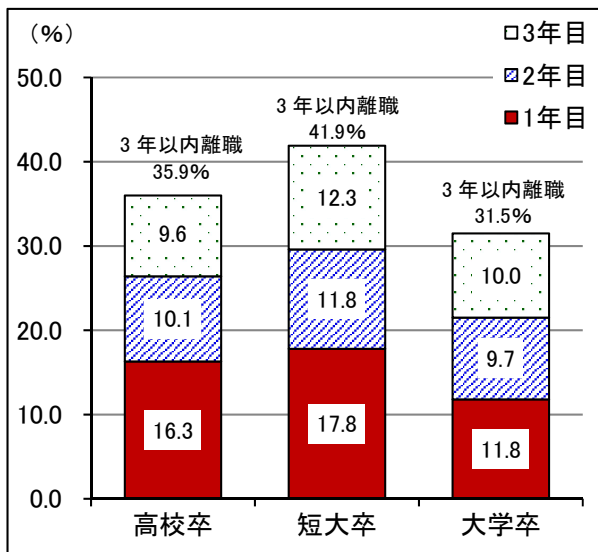
なお、34歳以下の若年者の離職理由は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が最も多く、次いで「人間関係がよくなかった」となっています。〔図25〕

図24 新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成31年3月卒業者の状況ほか）」

図25 学歴別就職後3年以内離職率（年数別）（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成31年3月卒業者の状況）」

(参考) 若年労働者の初めて勤務した会社をやめた主な理由

離職理由	高校卒 (%)	大学卒 (%)
仕事が自分に合わない	22.2	19.2
自分の技能・能力が活かされなかった	4.8	8.8
責任のある仕事を任せられなかった	1.0	1.9
ノルマや責任が重すぎた	12.4	15.1
会社に将来性がない	12.7	12.9
賃金の条件がよくなかった	26.1	20.9
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	28.7	33.2
人間関係がよくなかった	29.0	21.3
不安定な雇用状態が嫌だった	8.5	6.0
健康上の理由	8.5	7.2
結婚、子育てのため	8.1	12.9
介護、看護のため	1.1	1.1
独立して事業を始めるため	0.4	0.5
家業をつぐ又は手伝うため	0.6	1.7
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	3.8	3.2
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	2.7	2.1
雇用期間の満了・雇止め	4.5	8.8
その他	15.5	15.8
不明	5.1	5.4

※複数回答

資料：平成30年度若年者雇用実態調査

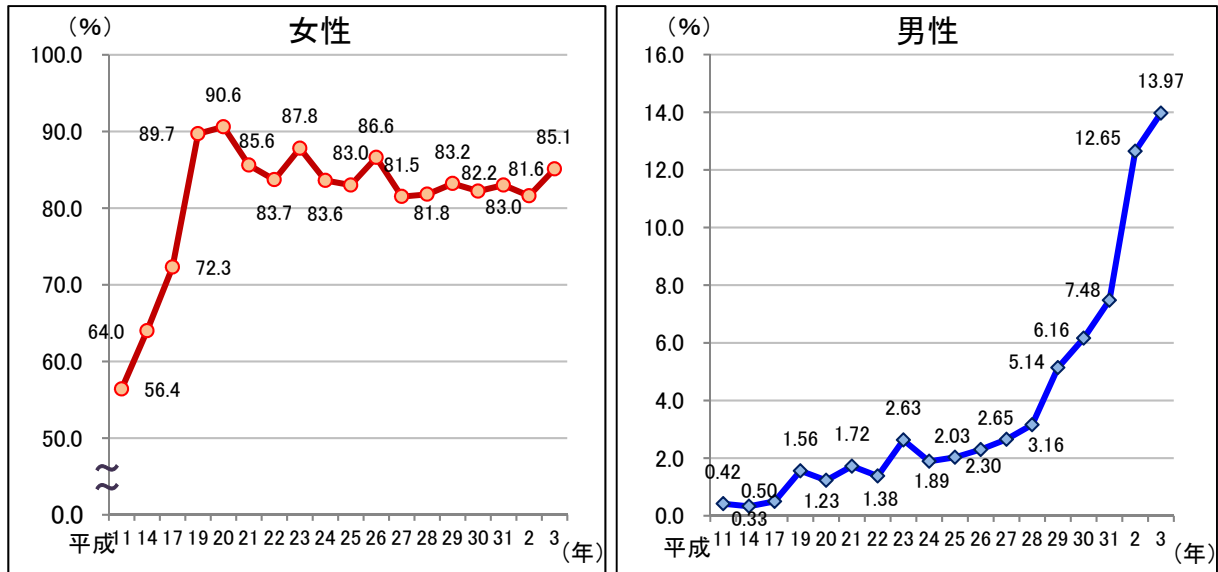
(4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

～男性の育児休業取得率は、低い水準で推移～

全国の育児休業取得率は、平成19年（2007年）以降、女性で8割を上回っている一方、男性は急上昇しているものの、約1割にとどまる状況です。〔図26〕

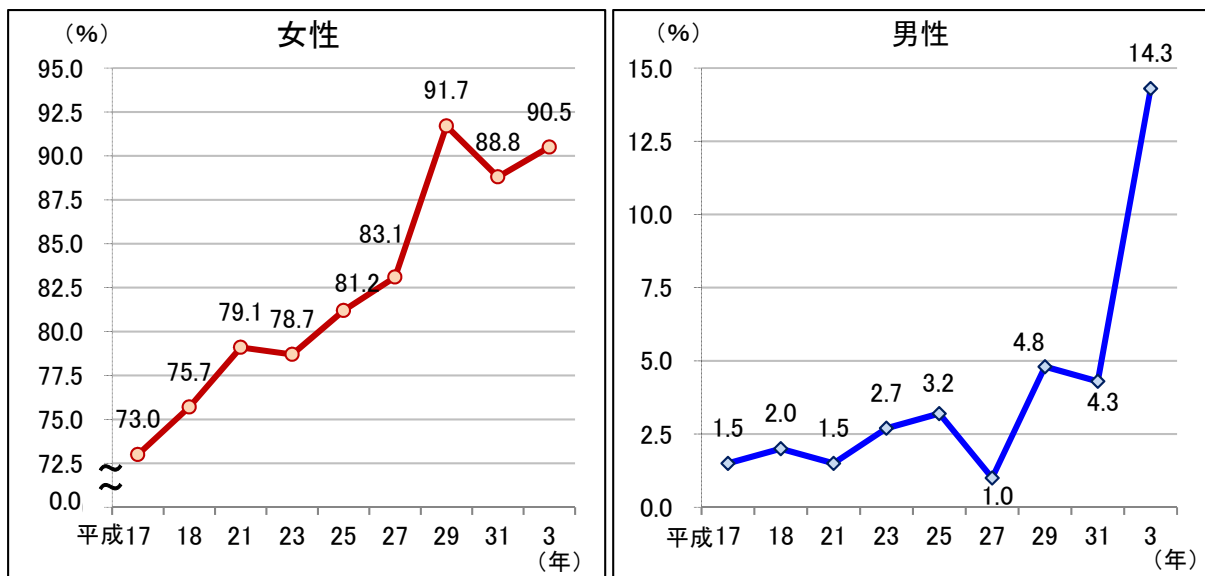
本県でも、男女ともに取得率は上昇していますが、男性は、全国と同様、その割合は低調です。〔図27〕

図26 全国の育児休業取得率



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図27 愛媛県の育児休業取得率



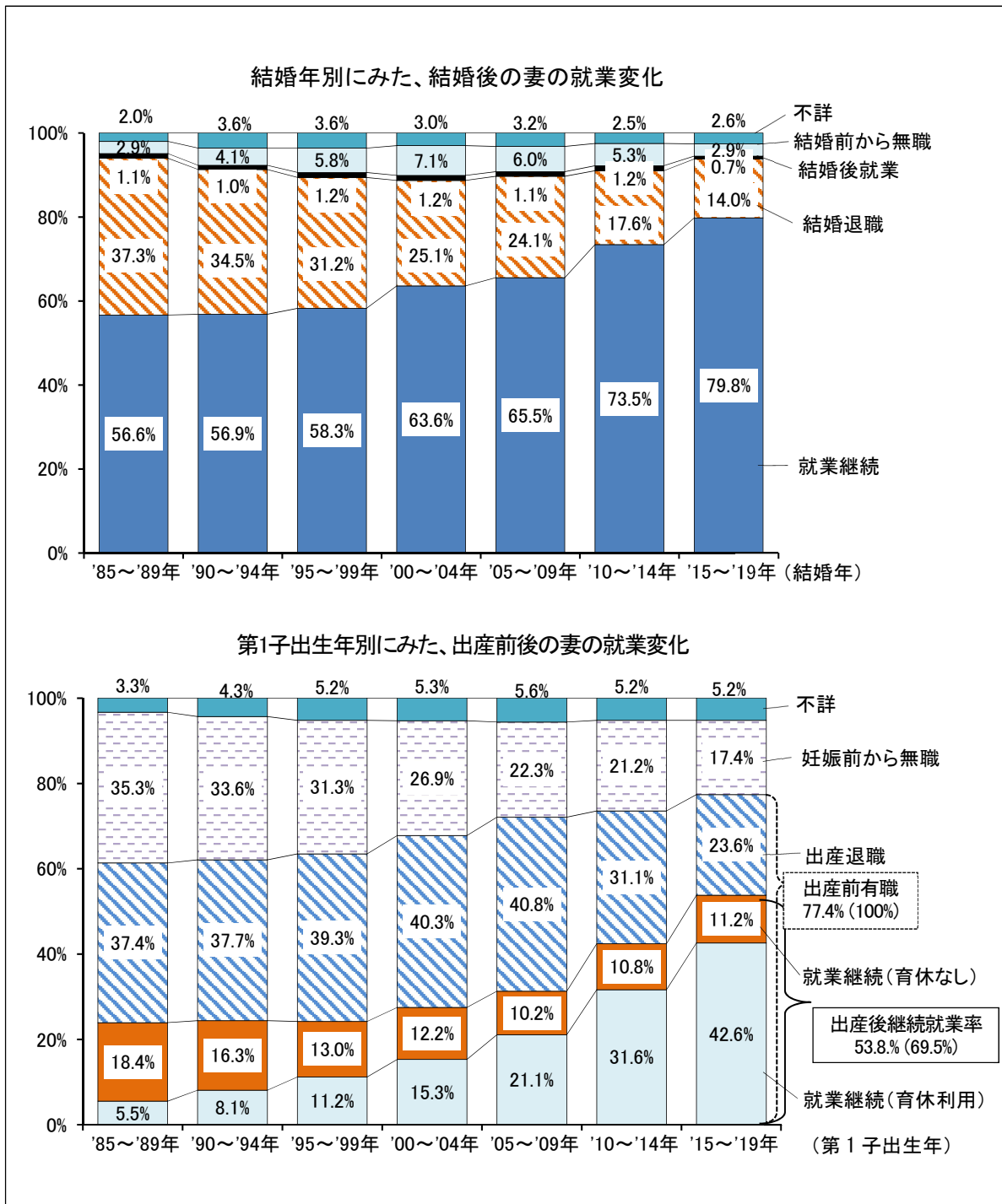
資料：愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

～ライフスタイルの多様化により結婚や出産時の妻の就業状態も変化～

全国調査によると、結婚後も就業を継続する妻の割合は6～7割で推移しており、結婚退職の割合は減少傾向です。

また、第1子出産時における妻の就業変化をみると、育児休業取得率は上昇しているものの、出産前有職者のうち3割が出産退職しており、育児と仕事の両立を行うには依然として様々な課題があります。〔図28〕

図28 結婚や出産期における妻の就業変化（全国）

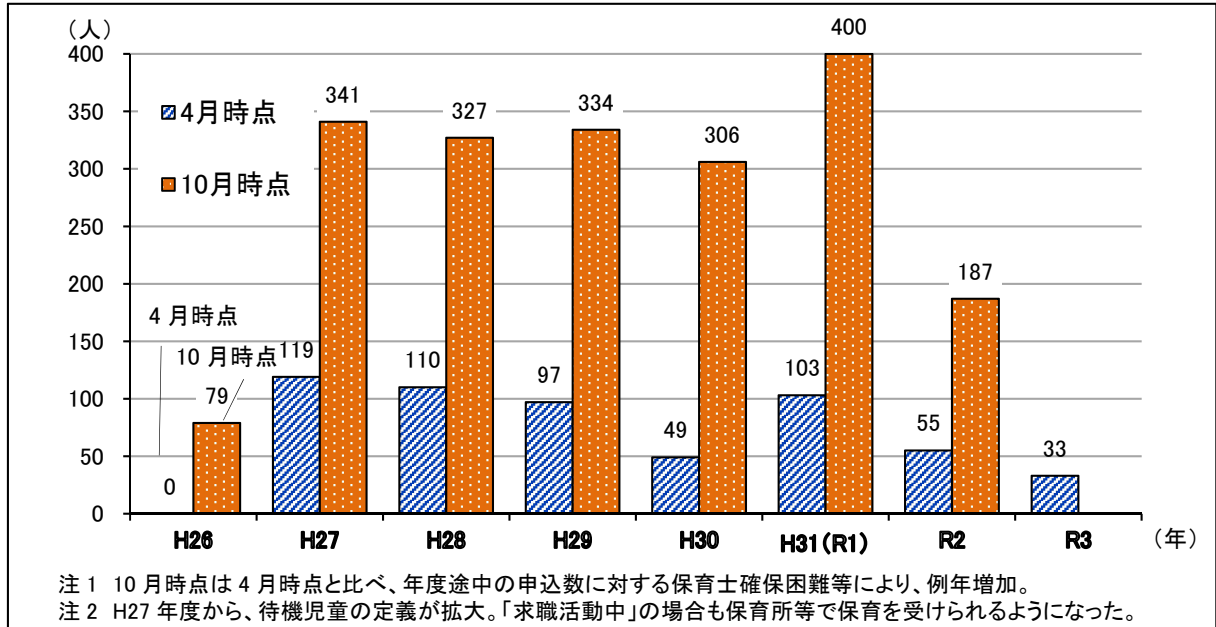


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

～愛媛県の待機児童の状況～

本県の保育所等における待機児童は、令和3年（2021年）4月時点で33人となっています。〔図29〕

図29 愛媛県の待機児童数（保育所等）



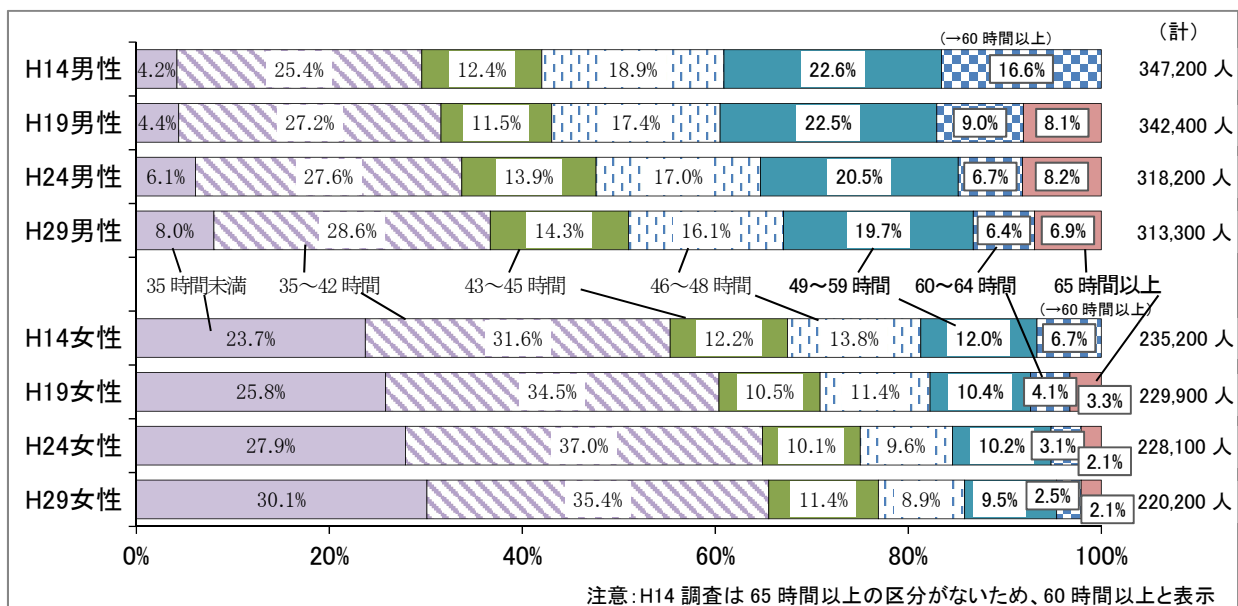
資料：厚生労働省「保育所等の待機児童数の状況について」

～愛媛県の就業時間は男女ともに減少傾向～

本県の平成14年と平成29年の週間就業時間を比較すると、男女ともに49時間以上の長時間労働時間の割合は減少しています。

平成29年（2017年）の男女別で比較すると、49時間以上の就業時間の割合は男性が33.0%であるのに対して、女性は14.1%となっており、男性の就業時間が長くなっています。〔図30〕

図30 愛媛県の男女別週間就業時間数の割合（年間就業日数200日以上）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成14年、20年、24年、29年）

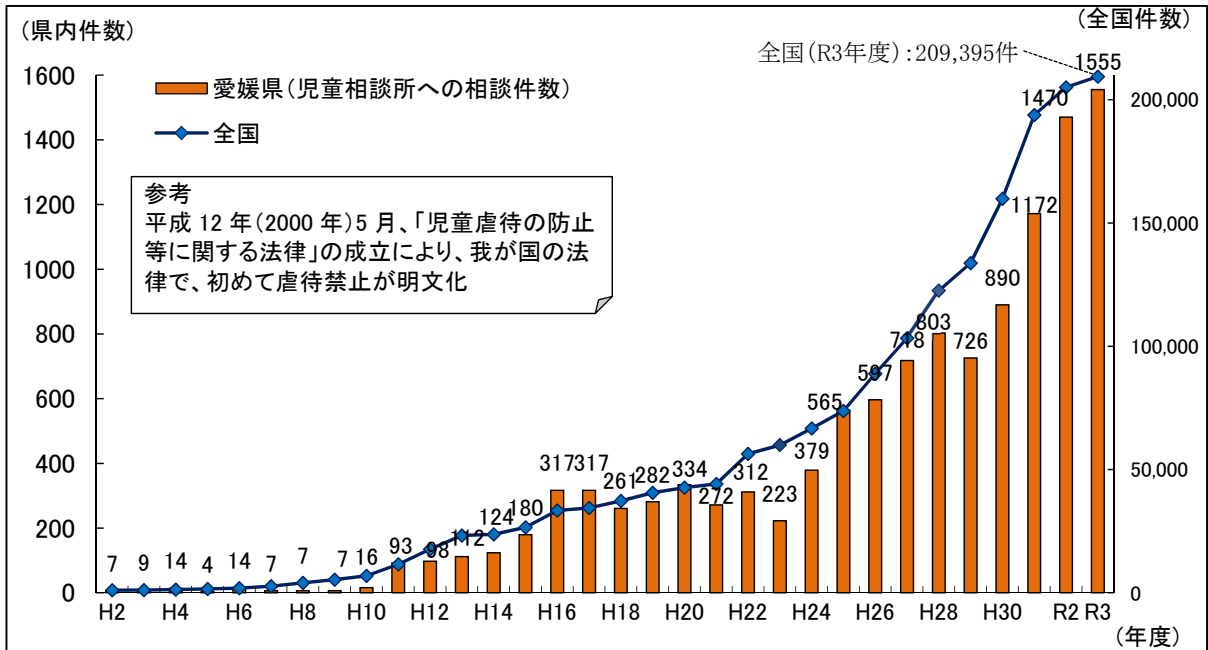
5 子どもをめぐる問題

(1) 児童虐待の現状

愛媛県内3か所の児童相談所で対応している養護相談のうち、虐待に関する相談は近年急速に増加しています。〔図31〕

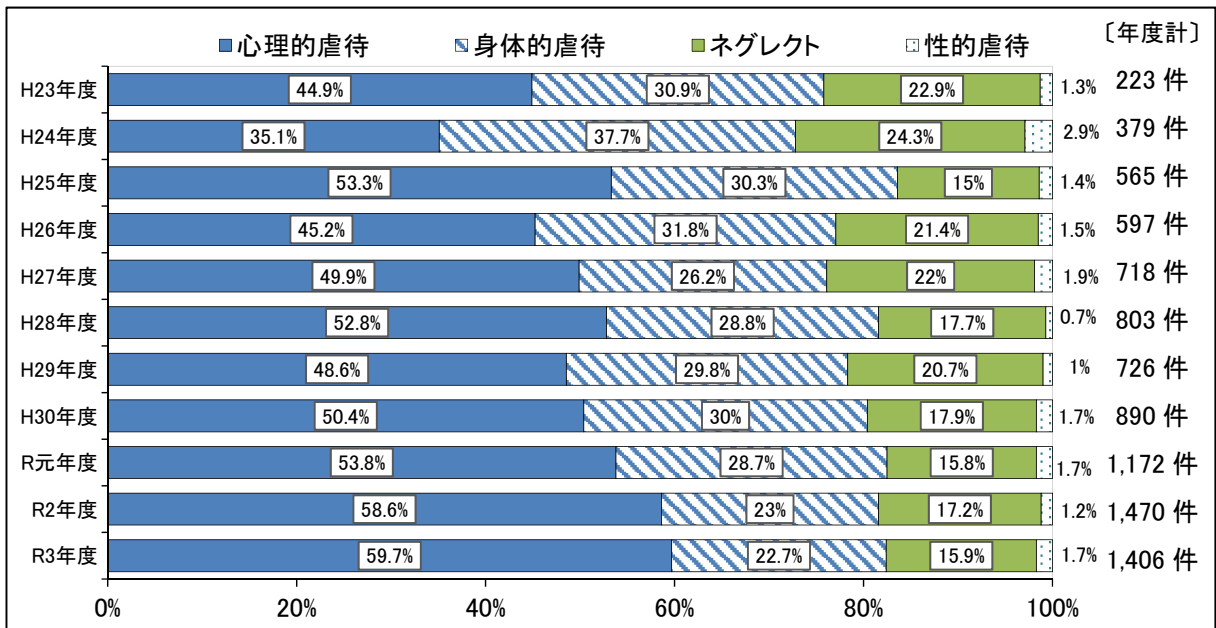
子どもへの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（保護の怠慢又は拒否）の4つのタイプに分類され、令和3年度（2021年度）は、心理的虐待が59.7%と半数以上を占めています。〔図32〕

図31 養護相談のうち虐待に関する相談件数の推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

図32 愛媛県の児童虐待に関する相談件数の内訳の推移

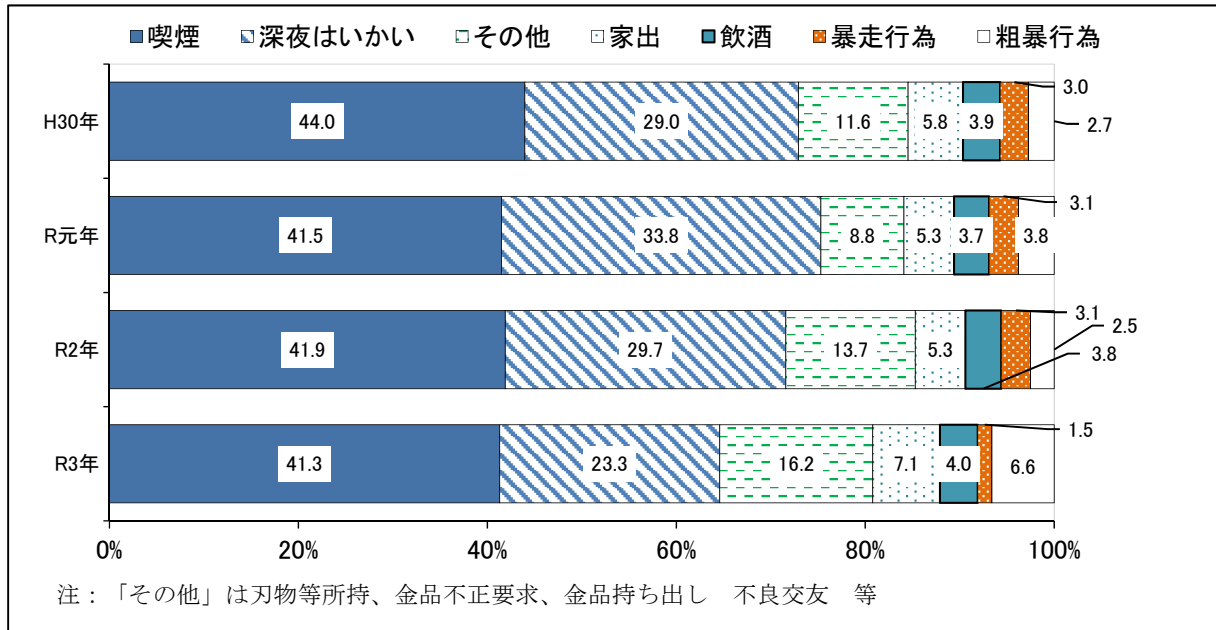


資料:県子育て支援課調べ

(2) 不良行為少年の現状

本県の不良行為少年の補導人員は、補導活動の強化や少年の行動形態の変化等により、近年、減少傾向にあります。少年非行の入口と言われる「深夜はいかい」や「喫煙」で補導される少年が、依然として多くなっています。家庭や地域社会の教育機能の低下等により、少年が居場所を見出せず孤立している現状があります。〔図 33〕

図 33 愛媛県の不良行為少年（20歳未満）の補導状況



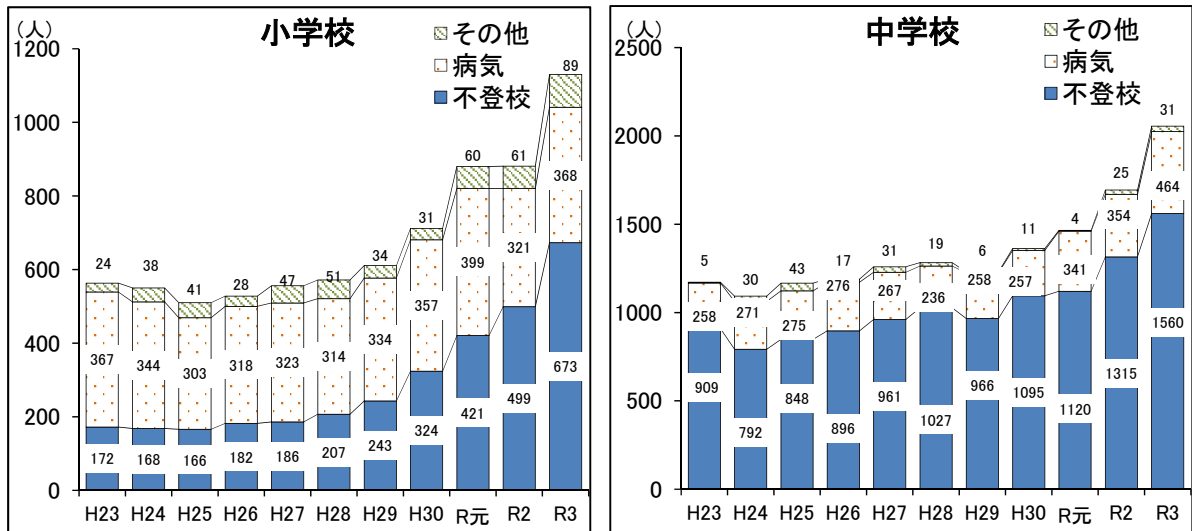
資料：県警察本部「少年非行の概況」を基に作成

(3) 不登校やいじめなどの現状

～愛媛県の不登校生徒の状況～

本県の児童生徒で、30日以上の長期欠席者のうち、不登校を理由としたものは、令和3年度（2021年度）は小学校673人、中学校1,560人です。〔図34〕

図34 愛媛県内の児童生徒の長期欠席者(30日以上欠席)



※中学校は、H23～H26年度までは中等教育学校(前期課程)を含まない。

H27～H29年度までは中等教育学校(前期課程)を含む。

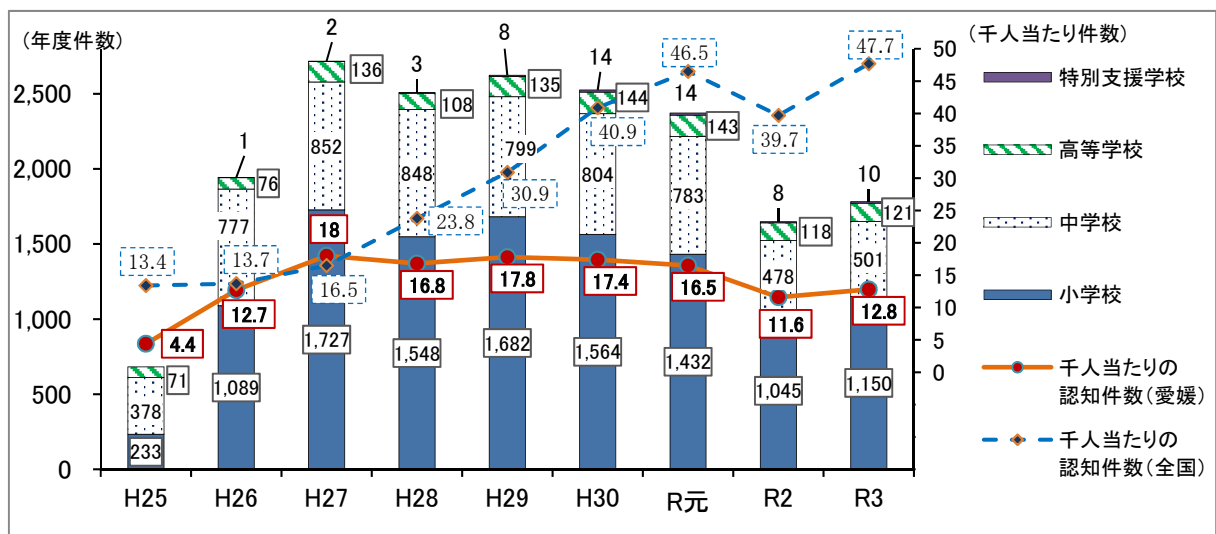
※小中学校いずれも国公立を含む。

資料: 文部科学省「学校基本調査」、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

～愛媛県のいじめの現状～

本県のいじめの認知件数は、令和3年度（2021年度）は1,782件、児童生徒1,000人あたりの件数は12.8件となっています。〔図35〕

図35 愛媛県内のいじめの認知件数



※H26年度から、文部科学省においていじめの認知に関する考え方を見直し

資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

～子どものインターネット等の利用状況～

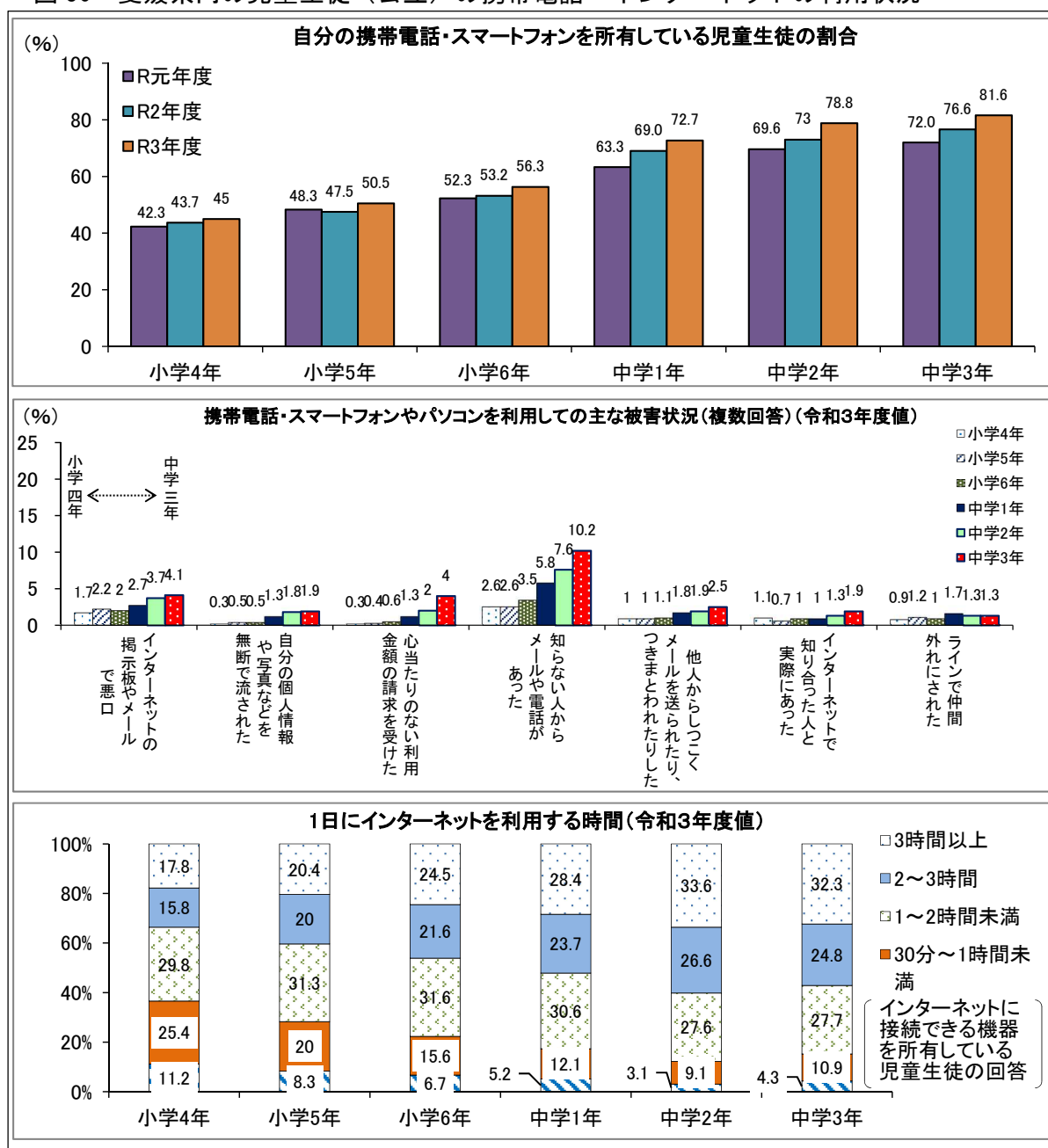
本県の公立の小学4、5、6年生及び中学生を対象に実施した調査によると、携帯電話（スマートフォン含む）を所有している児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて高くなっています。

また、携帯電話やパソコンを利用して、インターネット上に悪口を書かれた、知らない人からメールが送られてきたなど、何らかの被害にあう事例も見られます。〔図36〕

このほか、インターネットを1日に2時間以上利用する割合は、本県では、平成30年度（2018年度）は2割程度でしたが、令和3年度（2021年度）には5割程度（中学2年生では6割程度）となっています。〔図36〕

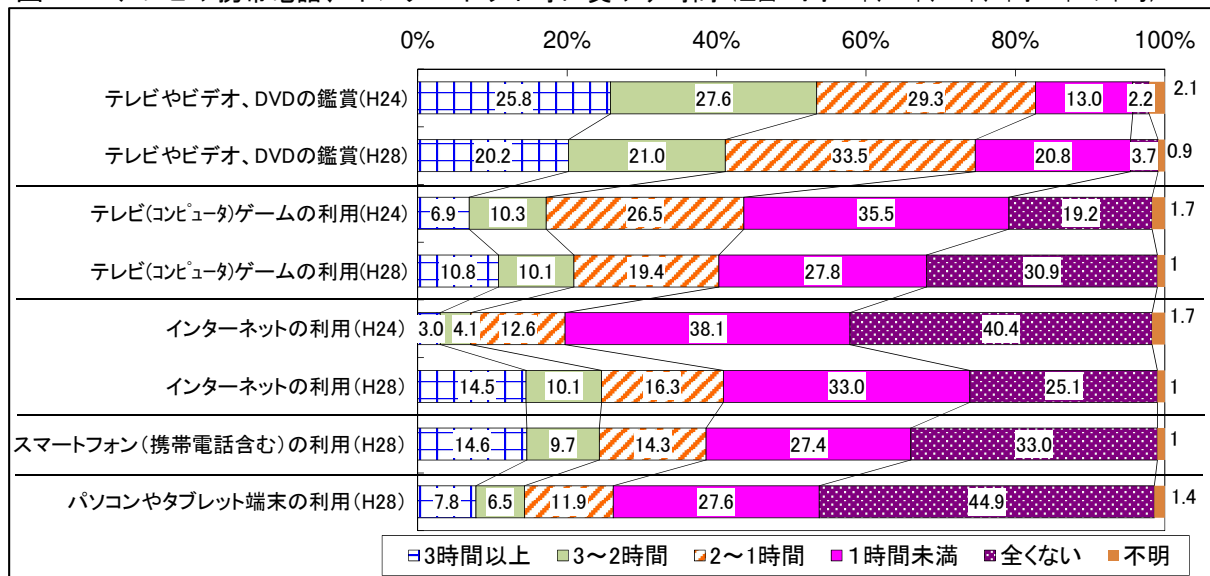
全国調査の結果でも、インターネットの利用時間は増加しています。〔図37〕

図36 愛媛県内の児童生徒（公立）の携帯電話・インターネットの利用状況



資料：県教育委員会「携帯電話・インターネット等に関する調査（R3）」

図 37 テレビや携帯電話、インターネット等に費やす時間（全国・小学4年、5年、6年、中学2年の平均）

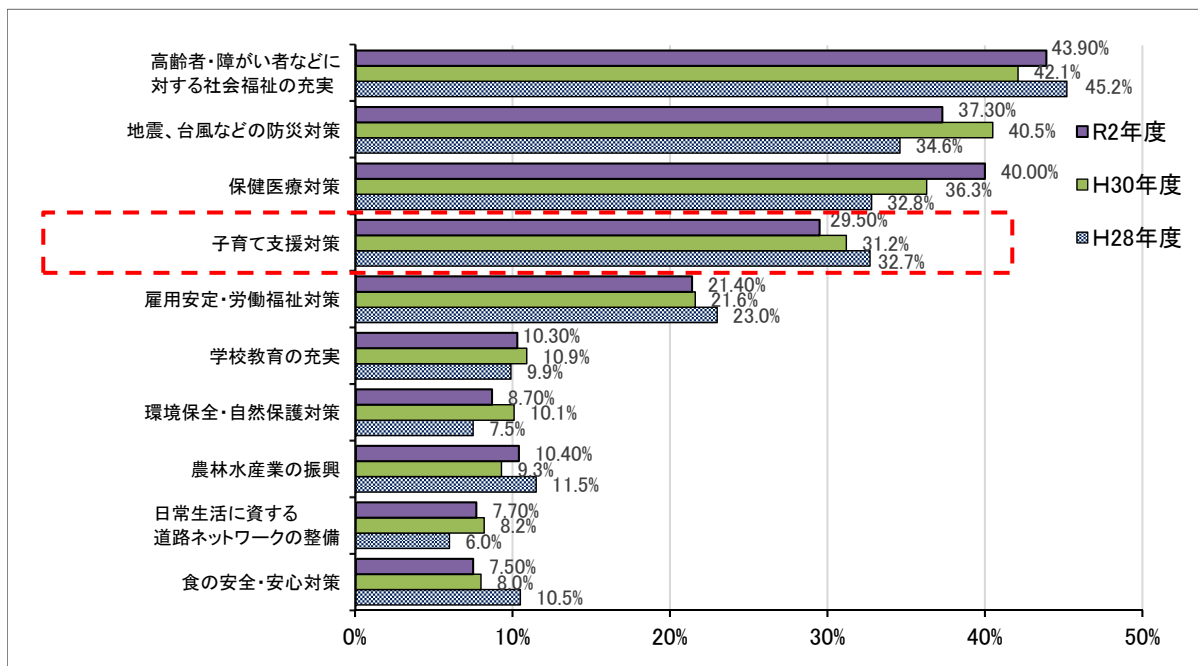


資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」(H24年度、H28年度)

6 子育て支援対策への要望

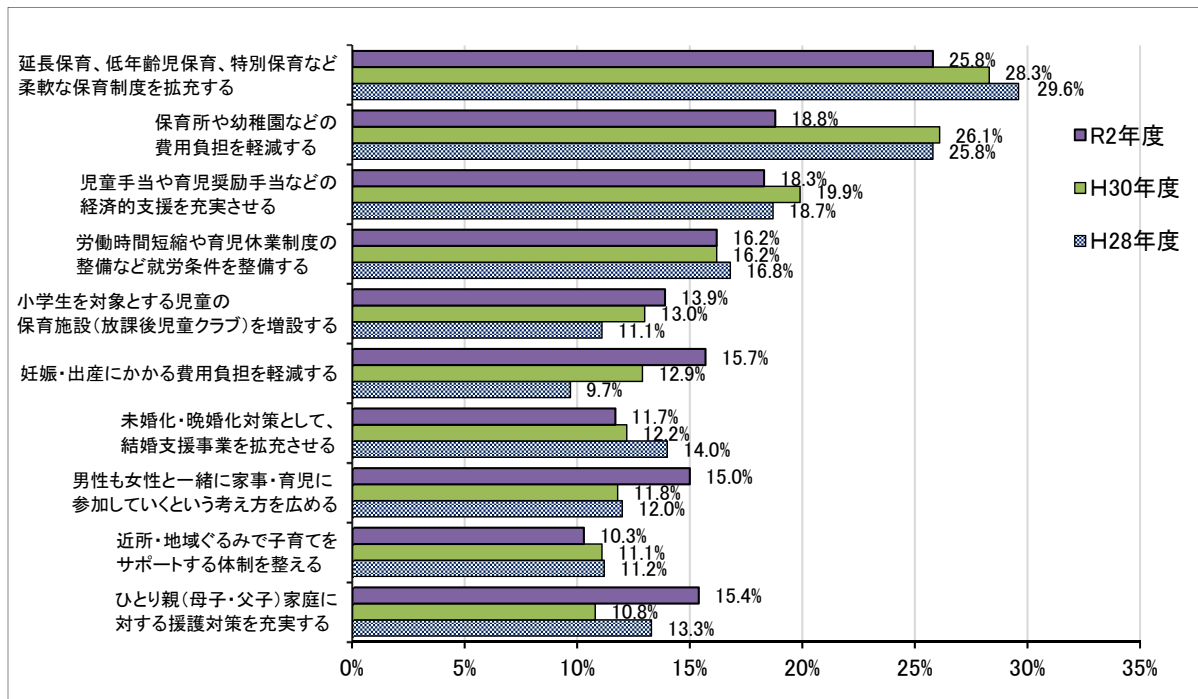
子育て支援対策は、愛媛県民の考える行政課題として高い位置を占めており、具体的には保育制度の拡充、経済的負担の軽減、就労条件の整備などが期待されています。
[図 38、39]

図 38 愛媛県の行政課題（R2 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

図 39 愛媛県の子育て支援対策への要望（R2 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響

～労働力人口の減少と経済成長への影響～

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が懸念されています。

高齢者の増加は、一般的に貯蓄を取り崩して生活する人の増加ともみられることから、貯蓄率の低下が予想されます。そして投資資金へ回るお金が減少することが見込まれます。その結果、投資資金不足から労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

～社会保障負担の拡大による生活水準への影響～

人口に占める高齢者の割合が高まることにより、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における負担増大が見込まれています。

これにより、現役世代への税・社会保険料等の負担は増大し、手取り所得が減少することとなり、生活水準の維持が困難になることも懸念されます。

(2) 社会面での影響

～地域における過疎化の進行による影響～

総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられます。現役世代人口の著しい減少は、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来たすことも考えられます。

その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどが懸念されます。

～子どもの健やかな成長への影響～

子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や親の過保護・過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

第3章

子ども・子育て支援に係る これまでの取り組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン (前期計画)」の進捗状況

- (1) 総括
- (2) 施策体系ごとの状況

2 子育てを取り巻く課題

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 放課後児童対策の拡充
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) 働き方改革の推進
- (6) いじめ問題への対応
- (7) 平成30年7月豪雨からの復興

3 後期計画において取り組むべき課題と 対応する施策の方向性

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況

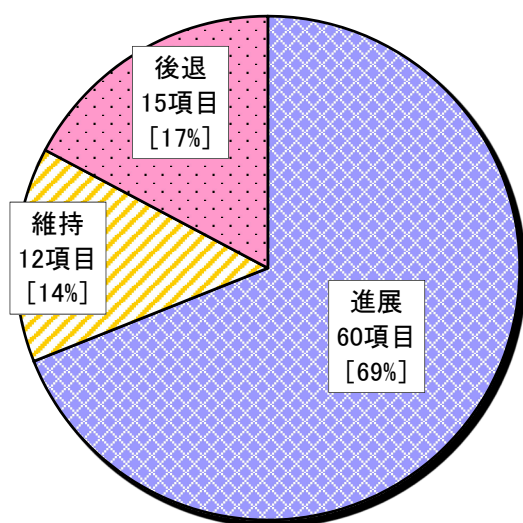
(1) 総括

平成27年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、「子ども」、「親」、「地域」、「若者」の視点に立った4つの基本理念に基づき、子どもの成長段階に応じた8つの基本目標の下に24の基本施策を置き、さらに実効性を高めるために、労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から86（平成28年度から88）項目の目標指標を設定して、毎年度、進捗状況の点検評価を行ってきました。

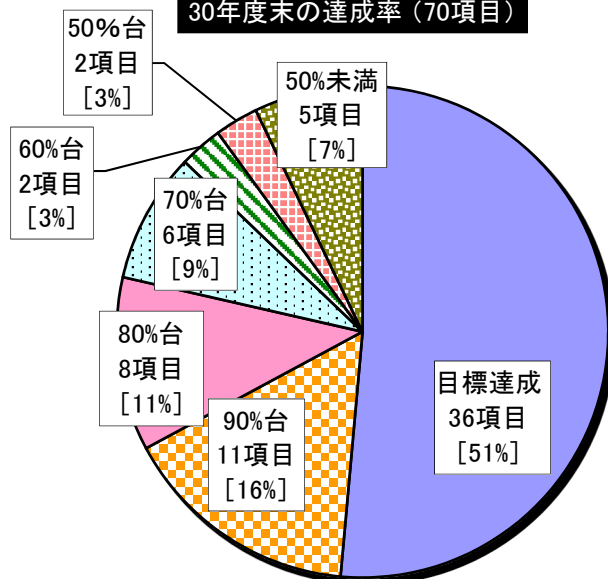
目標指標について、前年度対比で見ると、プラン初年度である平成27年度は50項目、28年度は49項目、29年度は46項目で、それぞれ前年度より数値等が改善されており、平成30年度においても、えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数や不妊専門相談開設日数、放課後児童クラブの登録児童数、学校の耐震化率、自立援助ホームの設置数、えひめ子育て応援企業の認証件数など40項目で進展が見られました。

また、目標値に対する達成率については、平成30年度末において、数値化できる70項目のうち、子育て世代包括支援センターの整備数や「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数、地域型保育事業（小規模保育など）の実施か所数、養育里親の登録数、ひとり親家庭の就業支援講習会受講生の就業率など36項目で目標値を達成しています。

【基準値（計画策定時の実績値）との比較】
30年度末の進展率（実績のあった87項目）



【目標値（R元年度）との比較】
30年度末の達成率（70項目）



(2) 施策体系ごとの状況

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”（結婚前後期）

次代の親となる若い世代が経済的にも自立し、家庭や子育てに夢を持てるよう、イクメンメンターの養成や産業技術専門校等による就労支援、結婚支援センターによる出会いの場の提供等に努め、若者のライフデザイン形成に寄与しています。

今後も、企業や地域と一層連携し、働き方や価値観の多様化、若者のニーズ等を踏まえた支援に取り組む必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
01 イクメンメンターの養成数	0 人 (H27)	37 人	100 人
02 若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	112 人	200 人 (H30)
04 えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800 組	14,042 人	18,000 人

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”（出産・妊娠期）

出産の希望がかなえられ、母子が地域で安心して生活できるよう、乳幼児医療への助成や的確な周産期医療体制の推進、健康や不妊治療に関する相談事業等を通じ、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の推進に努め、乳児死亡率の低下等、一定の改善が図られています。

今後も、子どもの健康だけでなく母性の健康を守り、新たな命の誕生をサポートするための取組みを推進していく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
10 周産期死亡率（出生千対）	4.7 (H25)	5.1 (H29)	3.9 (H30)
12 乳児死亡率（出生千対）	2.3 (H25)	1.3 (H29)	1.4 (H30)
13 不妊専門相談開設日数	64 日 (H25)	75 日	64 日 (H30)

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”（乳幼児期）

子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感解消のため、スマートフォンアプリを活用した相談体制の構築・提供、子育て支援拠点整備に係る支援、小児救急医療体制の補強、官民協働に向けたモデル事業の実施など、地域全体での支援体制の推進に努め、支援の輪が着実に拡大しています。

これまでの成果を踏まえ、地域や企業等と一層連携・協力し、地域の実情に応じた取組みの充実・強化に努める必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
16	スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数	0 件	12,371 件	14,000 件
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所	88 か所	93 か所
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	毎日	毎日

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”（就学前後期）

全ての子どもと子育て家庭に、良質な幼児教育と放課後児童対策を含めた保育サービスを提供するとともに、身近な地域で様々な支援が受けられる体制を推進するため、保育施設等の整備・運営支援、保育人材等の育成、子育て世帯に向けた地域の子育て支援事業の情報提供及び市町や施設等からの相談対応・助言に努め、質と量の両面から支援の充実が図られています。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえ、多様なニーズに対応した乳幼児～学童期の教育・保育の提供促進に取り組む必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人	40,884 人	42,462 人
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人	139,851 人	198,168 人
29	子育て支援員認定数	0 人	864 人	1,250 人
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人	14,142 人	14,096 人

第5目標

「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”（学童・思春期）

学校をはじめ社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育むため、学校教育活動の充実や学校施設の耐震化、地域資源を活用した体験学習の充実・参画促進、子どもの生活習慣の維持・向上等に努め、安全で豊かな学校環境や教育活動の強化が図られています。

また、児童・生徒の非行や、いじめ等問題行動への対応に積極的に取り組んでいますが、依然として不登校児童・生徒は見られることなどから、対策を強化する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
39 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回/年 (H25)	42 回/年	26 回/年
47 学校の耐震化率（県立学校施設）	68.6% (H25)	100.0%	100.0%
52 不登校児童数（小学校）	164 人 (H25)	243 人 (H29)	減少
53 不登校生徒数（中学校）	868 人	935 人 (H29)	減少

第6目標

「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

（子育て全期間）

すべての子どもが、その置かれた環境にかかわらず生活や経済面の不安なく温もりのある暮らしを送れるよう、被虐待児等の保護を必要とする子どもや障がい児等のサポートを必要とする子どものほか、母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭への支援の推進に努めました。

また、保護を必要とする子どもの受け皿となる自立援助ホームやファミリーホームの整備、里親制度の普及啓発のほか、障がいの状況に応じた適切な支援体制の充実、ひとり親家庭の生活や就業等に関する相談事業、キャリア教育支援等を実施し、養育環境の向上やひとり親家庭の自立促進が図られています。

一方、児童虐待相談対応件数やひとり親家庭の割合は増加しており、今後こうした問題への対策に一層取り組んでいく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
62 自立援助ホームの整備	2 か所	4 か所	4 か所
63 ファミリーホームの整備	6 か所	12 か所	8 か所
64 養育里親の登録数	82 世帯	141 世帯	120 世帯
65 里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2%	16.9%	16.8%
71 就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23~25)	61.5%	33.3%

第7目標

「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”（子育て全期間）

犯罪被害や交通事故に遭わない安心・安全なまちづくりのほか、親子が安心して暮らせる生活環境づくりのため、緊急時の避難場所提供や見守り・警戒活動等を行う「まもるくんの会社」の登録働きかけや地域の防犯活動への支援、交通安全啓発、遊びを通じ子どもに様々な体験活動を提供するえひめこどもの城の運営・魅力向上等に取り組みました。

えひめこどもの城の来園者数の増加など、子どもの健やかな成長への支援が図られており、今後も、地域や学校等と一層連携し、引き続き、登下校における児童の安全を守るとともに、事故防止の普及啓発や安心して遊べる場の提供などに努める必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
75 まもるくんの会社の設置数	10,227 か所 (H25)	8,905 か所	増 加
77 防犯関係のボランティア団体数	448 団体 (H25)	390 団体	増 加
81 えひめこどもの城の来園者数	338,250 人 (H25)	365,250 人	400,000 人

第8目標

「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”（子育て全期間）

子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを支援するほか、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりのため、仕事と育児等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業「えひめ子育て応援企業」の認証取得促進や、育児休業制度等の広報啓発、家庭や地域における男女共同参画の推進等に努め、参画企業の拡大等が図られています。

今後も、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、職場と家庭、地域の各視点から、取組みを着実に推進する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
83 育児休業取得率	女性 81.2% 男性 3.2% (H25)	女性 91.7% 男性 4.8% (H29)	女性：90.0% 男性：10.0%
84 えひめ子育て応援企業の認証件数 <small>(※R1～えひめ仕事と家庭の両立応援企業)</small>	511 社 (H25)	643 社	650 社

※全目標指標の進捗状況は、本計画後段の「参考資料」へ掲載しています。

2 子育てを取り巻く課題

県では、次代を担う子どもたちの健やかな成長や少子化に歯止めをかけることを目指し、平成27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、集中的・結婚から子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進してきました。この結果、前プランに掲げた施策は着実に進展しているものの、未婚化・晩婚化・晩産化や若者の県外流出等による出生数の減少は続いています。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、次のような課題等に的確に対応していく必要があります。

(1) 子どもの安心・安全の確保策

① 児童虐待対策及び社会的養護の充実

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長や発達、自立が図られること等を保障される権利があります。

しかし、核家族化や都市化が進行する中で、子育て中の親の孤立や育児困難が一層増しており、児童虐待に関する養護相談件数が急増するとともに、深刻な児童虐待事件も後を絶ちません。

このため、児童虐待防止対策の抜本的強化を目的とした児童福祉法の改正（平成28年6月ほか）、平成31年3月に国が発表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえ、関係機関等と連携のもと、虐待防止の意識啓発や虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援等の取組みを進めていく必要があります。

また、様々な理由を抱え、家庭内で適切な養育が受けられない子どもに対し、より家庭的な環境で、安心して暮らせる「あたりまえの生活」を保障するため、社会的養護体制の充実を図っていくことも必要です。

② 通学路等における防犯・交通安全対策の強化

通学路等で子どもが被害者となる事件・事故が後を絶たず、国において登下校防犯プラン（平成30年6月）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月）が発表されるなど、子どもを犯罪や交通事故から守るための体制の強化が必要となっています。

(2) 幼児教育・保育の充実

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料の無償化が始まりました。

無償化に伴う更なる保育需要の増加に質と量の両面から対応するため、主体となる市町と緊密に連携し、受け皿となる施設の整備・運営や保育人材の確保・育成等に取り組んでいく必要があります。

② 多様な保育ニーズ

女性の社会進出が進むとともに、働き方が多様化する中で、延長保育や病児保

育、一時預かり、夜間保育といった多様な保育ニーズが高まっています。

このため、潜在的な需要もあわせて、保育ニーズを的確に把握し、計画的な受け皿整備と質の確保・向上を図っていく必要があります。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブは、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う場であり、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

これまで、受け皿の整備や放課後児童支援員の育成等に取り組んできましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの整備が不可欠となっています。

このため、平成30年9月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、同プランで目標に掲げる“2023年度末までに約30万人分の受け皿整備”の達成に向け、市町や地域、学校と連携しながら放課後児童対策を総合的に推進していく必要があります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

わが国の子どもの7人に1人が貧困状態にある(平成28年度時点)とされるなど、子どもの貧困問題がますます深刻化する中、対策を一層推進するため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正では、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた対策が規定されるとともに、子どもの最善の利益の優先、様々な社会的要因の考慮について明記されたほか、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が新たに努力義務とされています。

あわせて、国において「子供の貧困対策に関する大綱」における指標の見直しや推進体制に関する事項の追加検討が進められ、これらを踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないよう、地域や社会全体で、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

(5) 働き方改革の推進

女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が子育てと仕事の両立の問題に直面しており、男性も女性も、子育てをしながら社会で当たり前活躍できる環境の整備がますます重要となっています。

このような中、国においては、平成29年1月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されたほか、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月以降、順次施行され、これらを踏まえ、個人が、個々の事情に応じた多様な働き方を実現し、より良い将来展望が持てる社会の実現を一層推進していく必要があります。

(6) いじめ問題への対応

学校は、子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。

すべての児童・生徒が、楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるよう、いじめの問題の未然防止を図るためには、児童生徒が悩みや不安などを速やかに相談できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置するなど、教育相談体制を整備することが重要です。また、学校と関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

(7) 平成30年7月豪雨からの復興

南予地域を中心に、県下各地に土砂災害や河川の氾濫等甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」が人々の生活や心に与えた影響は大きく、特に、仮設住宅で生活するなど今なお不安な気持ちを抱える子どもたちについては、遊びや食を通じた楽しい体験を提供するなど、明るく前向きな気持ちと笑顔が再び戻るよう、一人ひとりに寄り添った継続的な支援が必要です。

(8) 新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当たり前の日常が一変しました。

子どもたちの安全・安心の確保のため、感染拡大防止に取り組むことはもとより、デジタル技術等も活用しながら、コロナ禍においても安心して生み育てることができる環境づくりや子どもたちが安心して学校生活を送るための支援に努め、「新たな日常」の実現に向け、アフターコロナを見据えつつ、施策を推進することが必要です。

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下など、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられ、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、後期計画においては、前期計画を踏まえ、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく総合的に支援していくとともに、新たな課題に対応するため、家庭、地域、企業などすべての県民が協働し、多様なライフスタイルや地域の実情等に対応した取組みを発展・強化していく必要があります。

特に、児童虐待や子どもの貧困など支援を必要とする子どもが増加していることから、愛媛県子どもの生活実態調査の結果等、本県の子どものニーズを踏まえ、子どもの幸せに焦点を当てたきめ細かな取組みを推進していくことが不可欠です。

第4章

基本理念と展開方向

- 1 基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策体系

第4章 基本理念と展開方向

1 基本理念

子どもは、次代の愛媛を担うかけがえのない存在で、「未来への希望」であり、「社会の宝」です。

近年、子育てを取り巻く環境は厳しいものがありますが、子育て家庭の子育てに関する不安感や負担感を解消し、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにすることは、現在を生きる私たちの大きな責務であります。

また、郷土で結婚し、子どもを生み育てたいと願う若者に対して、夢と希望が持てる愛媛の姿を示すことが大切であり、若者が郷土を愛し活躍できる風土づくりや、若者の出会い・結婚の支援などを進めていくことが重要です。

そのためには、行政はもとより、地域、企業、ボランティアやNPO等が一体となって、密接に協働しながら社会全体で子育て支援等に取り組む必要があります。

こうした課題等を踏まえ、愛媛の未来を活力に満ちた豊かなものとするため、本計画においては、前期計画を踏襲した4つの視点から、次のとおり基本理念を定めます。

**子ども
の視点**

**子どもが大切にされ、心身ともに健やかに
成長できる えひめづくり**

**親
の視点**

**安心して、夢を持って子どもを
生み育てられる えひめづくり**

**地域
の視点**

**地域が一体となり、子どもを見守り
子育てを支え合う えひめづくり**

**若者
の視点**

**愛媛で暮らし、良きパートナーとの
出会いに恵まれる えひめづくり**

2 計画の基本目標

子育ては、生命誕生から成人に至るまで続き、繰り返されるものであることから、いずれの時期においても不安のない社会環境を提供することが求められます。

また、児童虐待により保護の必要な子どもや、離婚等によりひとり親となった世帯等に対し、温もりのある生活を確保することや、子どもと保護者が犯罪・交通災害から守られる、安心して生活できる環境であることも求められます。

このようなことから、「結婚前後期～妊娠前後期～乳幼児期～就学前後期～学童・思春期」へと各成長段階に応じた5つの基本目標と、子育て全期間を通じた3つの基本目標を定め、8つの基本目標により、子どもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”	<結婚前後期>
第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”	<妊娠前後期>
第3目標 「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”	<乳幼児期>
第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”	<就学前後期>
第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”	<学童・思春期>
第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”	<子育て全期間>
第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”	<子育て全期間>
第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”	<子育て全期間>

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

若年層の早期離職や不安定雇用等による経済基盤への不安やライフスタイルの変化、適当な相手との出会いがないなどの理由で結婚や子育てを希望しながらも結婚や出産をためらうことによる未婚・晩婚化が少子化の進行の一因となっています。

このため、次代を担う若者が経済的にも自立し、結婚・出産・子育ての希望を叶えられるよう、キャリア教育や就労支援、結婚を希望する男女の新たな出会いへの支援等に取り組むとともに、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会の提供に努めます。

結婚前後期

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

妊娠から出産に至る時期は、心身の変化が著しいことから、心身の健康保持に十分な手当てが必要です。

このため、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援を提供することにより、母性や乳幼児の健康増進を図るとともに、的確な周産期医療の提供や妊娠期からの児童虐待防止対策、妊娠を望む方への不妊治療対策の推進に努めます。

妊娠前後期

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

乳幼児期

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

このため、出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、いつでも安心して良質な小児医療サービスを受けることができる体制の整備に努めます。

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

就学前後期

就学前後期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であり、幼児教育と保育サービスの充実を図ることが必要です。

このため、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子ども・子育て家庭を支援します。

また、放課後児童対策の充実に係るニーズに対応するため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう、人材育成にも努めます。

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

学童・思春期

学童・思春期は、小・中・高等学校において人間として調和の取れた育成を目指した教育活動が展開される一方で、子ども自身が様々な悩みと向き合い始める時期でもあります。

このため、学校教育活動の充実に加え、社会全体で子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育みつつ、思春期等の悩みを受け止め、問題行動の未然防止や適切な立ち直り支援に努めます。

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

子育て全期間

被虐待児や障がい児、ひとり親家庭等は、精神的・身体的ダメージを受けていたり、心身の機能や経済的に困難な状況にある方が多いことから、特に温もりのある保護や支援が必要です。

このため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するとともに、共生社会の実現に向けた地域生活の支援や特別支援教育の充実、ひとり親家庭等の自立支援に努めます。

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

子どもが被害者になる犯罪や交通事故が後を絶ちません。

子育て全期間

このため、地域の様々な関係機関と連携し、主体的に行動する住民活動の展開等により、犯罪被害や交通事故に遭わない安全・安心なまちづくりを目指すほか、保護者による事故防止及び子どもの危機回避能力の向上のための取組みや、親子が安心して過ごせる生活環境づくりに努めます。

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

女性の社会進出や共働き家庭の増加、価値観の多様化等に伴い、性別にかかわらず、一人ひとりのライフスタイルに対応した子育てと仕事の両立支援が必要となっています。

子育て全期間

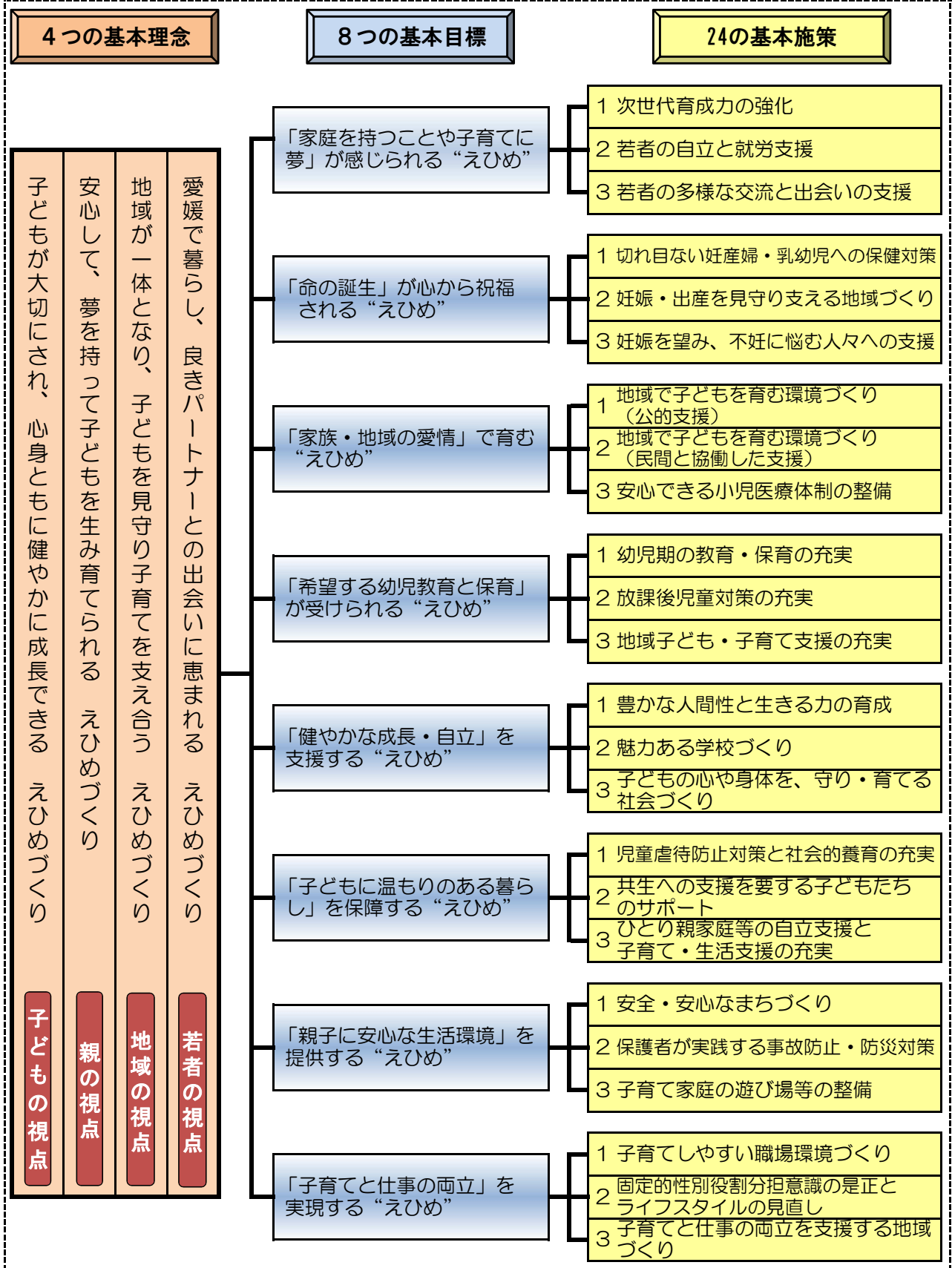
このため、子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを推進するほか、企業や、企業で働く男女に対して、仕事と家庭の両立を推進する法律・制度の普及啓発及び情報提供を通じた意識啓発や理解促進などにより、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりに努めます。

<出生に関する総合的な目標について>

愛媛県では、令和2年3月に策定した「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「出会いの場をつくる・安心して子どもを生み育てる」という基本目標のもと、数値目標として「若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇」を掲げるとともに、具体的な目標値を設定しましたので、その実現に向けて努力していきます。

数値目標	現状値	目標値	備考
若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇	1.55 (平成30年)	1.63程度 (令和4年)	2030年に1.8程度、2040年に2.07程度に上昇するよう努力

テーマ：結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり



第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次世代育成力の強化
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 若者の多様な交流と出会いの支援

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり
- 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し
- 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

第5章 具体的な施策の目標

※具体的な施策の「◎」項目は目標指標関係

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次世代育成力の強化

2 若者の自立と就労支援

3 若者の多様な交流と出会いの支援

1 次世代育成力の強化

現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会を提供し、地域全体で次世代育成力を強化することが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画による子育て等の教育・啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

(2) 男性の家事・子育て参加の促進

- ◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。

- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

(3) 子育て世帯との関わりや家族を持つことを考える機会の提供

- 次代を担う若者に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、子育て世帯との関わりや、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会の提供を支援します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6)	男女参画・子育て支援課

2 若者の自立と就労支援

現状と課題

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った若者には、非正規雇用やニートなどの不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通して、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

(2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。

(3) 若年者等の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若年者等の総合的な雇用対策について検討・協議します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働き掛けます。

- ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ◎ 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

(4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02 県内大学新規卒業者の就職決定率 (全体)	97.9% (H30)	95.6%以上 (R6) <small>※リーマンショック前 最高水準を維持</small>	産業人材課
03 県内大学新規卒業者の就職決定率 (県内就職)	48.4% (H30)	増加 (R6)	産業人材課
04 若年無業者の進路決定者数	112人 (H30)	200人 (R6)	労政雇用課
05 産業技術専門校における就職率	88.6% (H30)	増 加 (R6)	労政雇用課

3 若者の多様な交流と出会いの支援

現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約6人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約8割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会を社会全体で提供していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 婚活に対する抵抗感の解消を図り、地域で婚活を支援する組織を育成するなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う機運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。
- 居住エリアにとらわれないオンライン婚活を導入し、えひめ結婚支援センターの機能の拡充を図ります。

(2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、希望する人数の子どもを生み育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

(3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組 (H30)	1,800組 (R6)	男女参画・子育て支援課

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

具体的な施策

(1) 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

(2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎ 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎ 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して

妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の実施を促進します。
- コロナ禍で不安を抱える妊婦に対する分娩前検査を実施します。

(3) 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあることから、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいがある場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
07 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	89.4% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
08 全出生数中の低出生体重児の割合	9.45% (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
09 1 歳 6 か月児健康診査の受診率	95.6% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
10 3 歳児健康診査の受診率	95.7% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
11 むし歯のない 3 歳児の割合	83.7% (H30)	90%以上 (R6)	健康増進課

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、子育て世代包括支援センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査、産婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組みを推奨します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
12 周産期死亡率（出生千対）	1.9 (H30) ※年次変動大	3.6 (R6)	健康増進課
13 新生児死亡率（出生千対）	0.3 (H30) ※年次変動大	0.9 (R6)	健康増進課
14 乳児死亡率（出生千対）	1.4 (H30)	1.4 (R6)	健康増進課

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

具体的な施策

（1）不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

（2）不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
15 不妊専門相談開設日数	64日 (H30)	64日 (R6)	健康増進課

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

3 安心できる小児医療体制の整備

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化する中、子どもが将来に夢を持って健やかに成長できる環境を築くためには、地域社会全体で子どもを支援していく体制づくりが重要となっています。

このため、在宅の子育て家庭、ひとり親家庭、障がい児や医療的ケア児のいる家庭、多子世帯、多胎児世帯等へ配慮のもと、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

具体的な施策

（1）地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- ◎ 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- ◎ 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。

- 子どもの権利擁護のため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

(2) 身近な場所での子育て相談体制の充実

- ◎ 全ての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談を行います。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 愛媛県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- ◎ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。
- 身近な市町における児童虐待防止と支援メニューの充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。
- ICTを活用した児童虐待等に係る相談体制を整備することにより、コロナ禍でも安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
16	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403 回 (H30)	469 回 (R6)	社会教育課
17	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75 企業 (H30)	105 企業 (R6)	社会教育課
18	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371 件 (H30)	24,000 件 (R6)	男女参画・子育て支援課
19	地域子育て支援拠点施設設置か所数	88 か所 (H30)	92 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
20	子育て世代包括支援センター設置市町数	6 市町 (H30)	20 市町 (R6)	健康増進課

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

現状と課題

次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、一体となって相互に連携・協働しながら取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

（1）子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む機運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等における子どもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。
- 四国4県と経済団体が連携して少子化対策の検討・実施を行う「四国少子化対策推進委員会」等を通じ、四国4県の連携・協力による子育て世代を対象とした支援事業を推進していきます。
- ◎ 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- ◎ 県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、子どもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

（2）地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎ 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98% (H30)	98%以上 (R6)	男女参画・子育て支援課

22	ファミリー・サポート・センターの 設置か所数	12 か所 (H30)	13 か所 (R6)	男女参画・子 育て支援課
23	「えひめのびのび子育て応援隊」 登録店舗数	2,182 件 (H30)	2,400 件 (R6)	男女参画・子 育て支援課

3 安心できる小児医療体制の整備

現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎ 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎ 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

(2) 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

(3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。【再掲】
- ◎ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障がい児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。【再掲】

(4) 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

(5) 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
24 小児救急輪番制の実施地域数	4 地域 (R1)	4 地域 (R6)	医療対策課
25 小児救急医療電話相談の実施日数	毎 日 (R1)	毎 日 (R6)	医療対策課
26 県内医療機関等における新生児マ スクリーニング検査の実施率	100% (H30)	100% (R6)	健康増進課

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実

2 放課後児童対策の充実

3 地域子ども・子育て支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳の子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。

このため、乳幼児期において、それぞれの施設・事業で幼児教育・保育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図っていくことが必要です。

具体的な施策

（1）教育・保育サービスの充実

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育

ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供

- ◎ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

(3) 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 認定こども園、公私立幼稚園、保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

(4) 幼児の小学校への円滑な接続

- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

(5) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
27 待機児童数	25 人 (R4)	0 人 (R6)	男女参画・子育て支援課
28 施設型給付に係る処遇改善等加算Ⅱの取得率	74.3% (R3)	80.4% (R6)	男女参画・子育て支援課
29 一時預かりの実施施設数	220 か所 (R3)	273 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
30 病児・病後児保育(ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。)の延べ利用者数	11,374 人 (H30)	21,280 人 (R6)	男女参画・子育て支援課
31 子育て支援員認定数	864 人 (H30)	2,056 人 (R6)	男女参画・子育て支援課
32 学校関係者評価の実施率(公立)	100% (H30)	100% (R6)	男女参画・子育て支援課
33 私立幼稚園等における預かり保育実施園数	103 園 (H30)	94 園 (R6)	男女参画・子育て支援課
34 認定こども園の認可・認定数	74 か所 (H30)	136 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課

※29 一時預かりは、幼稚園における在園児を対象としたものを除き、トワイライトステイを含む。

2 放課後児童対策の充実

現状と課題

共働き家庭等が増加する中、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備が課題となっています。

また、次代を担う人材の育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要です。

このため、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の充実に加え、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

具体的な施策

(1) 放課後児童対策の総合的な推進

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(2) 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童支援員となるための研修や、従事者への専門研修を実施します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する研修を実施し、研修内容の充実に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
35 放課後児童クラブの登録児童数	14,142 人 (H30)	16,478 人 (R6)	男女参画・子育て支援課
36 放課後子ども教室の設置数	122 か所 (R1)	137 か所 (R6)	社会教育課
37 放課後児童支援員認定数	1,120 人 (H30)	2,300 人 (R6)	男女参画・子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は厳しいものとなっています。そのような中、虐待、貧困といった社会的支援を必要とする子どもや家族が増加しています。

このため、共働き家庭だけでなく全ての家庭が、身近な地域において様々な子育て支援が受けられる体制の整備を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

(2) 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- ◎ 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- ◎ 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な保護を行います。
- ◎ 保育が必要な子どもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- ◎ 保育が必要な病気の子どもの、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
19	地域子育て支援拠点施設設置か所数【再掲】	88 か所 (H30)	92 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
22	ファミリー・サポート・センターの設置か所数【再掲】	12 か所 (H30)	13 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
38	利用者支援事業実施か所数	20 か所 (H30)	35 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
29	一時預かりの実施施設数【再掲】	220 か所 (R3)	273 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
39	子育て短期支援（ショートステイ）実施市町数	7 市町 (H30)	12 市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
40	子育て短期支援（トワイライトステイ）実施市町数	2 市 (H30)	11 市 (R6)	男女参画・子育て支援課
28	施設型給付に係る処遇改善等加算Ⅱの取得率【再掲】	74.3% (R3)	80.4% (R6)	男女参画・子育て支援課
30	病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数【再掲】	11,374 人 (H30)	21,280 人 (R6)	男女参画・子育て支援課

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にできる心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- ◎ 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- ◎ 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- ◎ すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進し、環境教育の充実に努めます。

（3）優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- えひめ愛顔の子ども芸術祭をはじめ、子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

（4）子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎ えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

（5）子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

（6）食育の推進

- ◎ 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に努めます。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
41 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生～大学生対象数）	23 回／年 (H25)	26 回／年 (R6)	農産園芸課
42 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3% (H30)	62.0% (R6)	高校教育課
43 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	210.4% (H30) <small>※豪雨災害復興支援により実績増</small>	205% (R6)	高校教育課
44 総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461 人 (H29)	7,100 人 (R4)	地域 スポーツ課
45 朝食を欠食する県民の割合（小学生）	5.3% (H27)	0% (R6)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎ 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎ 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- ◎ 「えひめ学校教育サポーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。
- 学習管理システムの活用により教員研修を改善し、効率的かつ効果的な研修の充実を図るとともに、教育現場における専門的なICT活用によるサポート体制を整備するほか、教員のデジタルリテラシーの向上にも取り組み、教員のICTを活用した指導力の向上等を図ります。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎ 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。
- また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組みを

促進します。

- ◎ 県立学校において、教室へのエアコン設置率 100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。
- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、児童生徒の学習支援、健康管理の補助や校内衛生環境の整備等を行う学校教育活動支援員を速やかに配置し、きめ細やかな感染症対策や個に応じたサポートを行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2年4月から年収 590 万円未満世帯は実質無償化）するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、制度の周知・啓発に努めます。
- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
46 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
47 公立小中学校における学校評議員（類似制度含む。）の設置率	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
48 「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	199 件 (R1)	218 件 (R6)	社会教育課
49 県立学校の教室へのエアコン設置率	59.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
50 県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	28.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
51 学校の耐震化率（市町立小中学校）	80.3% (H26)	100% (市町による)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員・青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。

(2) 非行防止

- ◎ 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ◎ 子ども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- ◎ 尊い命が自殺で失われることがないように関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。
- ◎ 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◎ 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

(4) 身近な場所での相談環境等の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりをもつことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が 24 時間いつでも対応します。
- 児童相談所に児童福祉司、児童心理司等を配置して、相談援助活動を展開します。
- 将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供します。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛 CC）」において性暴力被害に関する相談を実施します。
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づくり等を推進します。
- 県内全ての中高生を対象に SNS を活用した相談窓口「SNS 相談ほっとえひめ」を開設し、新型コロナウイルスに起因する不安やいじめ等、様々な悩みへの早期対応及び深刻化の未然防止を図ります。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年は改善可能性が高い（可塑性に富む）等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
51 1 1 県の情報リテラシー向上アプリを授業等で活用した小中学校の割合	96% (R2)	100% (R6)	義務教育課
51 1 2 ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合（小4～中3）	82.6% (R2)	90% (R6)	義務教育課

52	県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
53	未成年の自殺死亡数	9人 (H27)	6人 (R6)	健康増進課
54	十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	4.7 (H30)	減少 (R6)	健康増進課
55	不登校児童数（公立小学校）	323人 (H30)	減少 (R6)	義務教育課
56	不登校生徒数（公立中学校）	1,067人 (H30)	減少 (R6)	義務教育課
57	不登校生徒数（県立高校等）	282人 (H30)	減少 (R6)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

現状と課題

(1) 児童虐待の状況

本県の令和3年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で1,406件、市町で1,208件、計2,614件と過去最多を記録し、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、要保護児童の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を増やすとともに、研修等の実施により専門性向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、身近な相談窓口である市町における相談支援体制の構築、強化も重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

(2) 社会的養育の状況

本県の代替養育を受けている児童数は、令和4年3月現在で、477人（乳児院28人、児童養護施設331人、里親76人、ファミリーホーム42人）です。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、子どもの権利擁護を念頭に、できる限り子どもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

具体的な施策

(1) 児童相談所による支援体制の強化

- ◎ 児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の専門職員を、国が定める配置基準に沿って、計画的に配置します。
- 児童相談所において、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けることで、子どもの利益を最善とした介入に対する躊躇をなくすとともに、親子関係再構築等の支援マネジメントを推進します。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 弁護士から司法手続き等の助言を受けられる体制の整備により、適切な対応を行える体制整備を図ります。
- 精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有に努めます。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、子どもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共有などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- ◎ 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- ◎ 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善や、子どもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- ◎ 児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と婦人相談対応機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎ 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- ◎ 子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。
- ◎ 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。
- 小児症例を扱う拠点病院を中心とした児童虐待防止医療ネットワークの構築に取り組みます。
- 施設の里親支援専門相談員等の配置を促し、地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

- 福祉や教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラーの早期発見と切れ目ない支援につなげるための体制の構築に取り組みます。また、家族のケアを担う子どものニーズを踏まえ、同じ悩みを抱えるもの同士で相談し合えるピアサポート体制の充実を図ります。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎ 平成28年の改正児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を念頭に、児童相談所において、要保護児童の意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備に取り組みます。
- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。
- ◎ 家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。

(4) 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、計画的に自立に向けた準備を行います。
- ◎ 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する事業所）への入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
58 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に 夜間休日の相談対応職員を確保		男女参画・子育て支援課
59 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		男女参画・子育て支援課

60	要保護児童対策地域協議会における調整担当者（専門研修受講済）の配置	8 市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
61	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
62	養育支援訪問事業の実施市町数	12 市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
62 1	ヤングケアラー支援団体数	0 団体 (R4)	3 団体 (R6)	男女参画・子育て支援課
63	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		男女参画・子育て支援課
64	小規模化・地域分散化した施設数（児童養護施設・乳児院）	11 施設 (H30)	12 施設 (R6)	男女参画・子育て支援課
65	自立援助ホームの設置数	4 か所 (H30)	6 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
66	ファミリーホームの設置数	12 か所 (H30)	14 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
67	養育里親の登録数	141 世帯 (H30)	260 世帯 (R6)	男女参画・子育て支援課
68	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	男女参画・子育て支援課
69	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数	0 市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
70	児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H30)	3 か所 (R6)	男女参画・子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

具体的な施策

(1) 障がい児（者）の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けられることができる体制の整備を進めます。
- ◎ 障がい児やその家族が、身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援等について、必要量確保や質の向上を図るとともに、事業所における災害・感染症対策に係る体制整備に努めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けられることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障

害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎ 障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。
- ◎ 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。
- コロナ禍において、特別支援学校のスクールバスを増便し、通学時の感染防止を図るほか、施設の消毒や手洗いの実施等感染防止対策と徹底することにより、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう支援します。
- デジタル技術を活用した各種教材やデジタル教科書、入出力支援装置等の整備、より実践的な教員のICT活用指導力向上を図る研修の実施により、特別支援教育の充実を図り、共生社会の形成を推進します。

(3) 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
71 障害児通所支援の利用児童数	3,227人 (H29)	4,917人 (R2)	障がい福祉課
72 ふれあい親善大使の派遣	222か所 (H29)	230か所 (R6)	特別支援教育課

73	個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援 教育課
----	-------------------------	----------------	--------------	-------------

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

増加傾向にあったひとり親家庭は、平成 23 年度以降減少傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親世帯の一世帯あたり平均所得金額は総じて低く、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭が多いことがその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立が困難で、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- ◎ 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- ◎ 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- ◎ ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
74 就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60.0% (R6)	男女参画・子育て支援課
75 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	男女参画・子育て支援課
76 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	男女参画・子育て支援課
77 ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R1)	10市町 (R6)	男女参画・子育て支援課

～ひとり親家庭の状況（愛媛県子どもの生活実態調査の結果）～

県が令和元年度に実施した調査では、ひとり親家庭（有効回答数573世帯）のうち、母子家庭の割合は89.0%（510世帯）となっています。また、母親（児童との同居・別居を問わない。）の就業状況では、「(就学児童の)保護者」の41.4%が「勤め(常勤・正規職員)」であり、「3歳児保護者」は45.5%が「勤め(常勤・正規職員)」と回答しました。

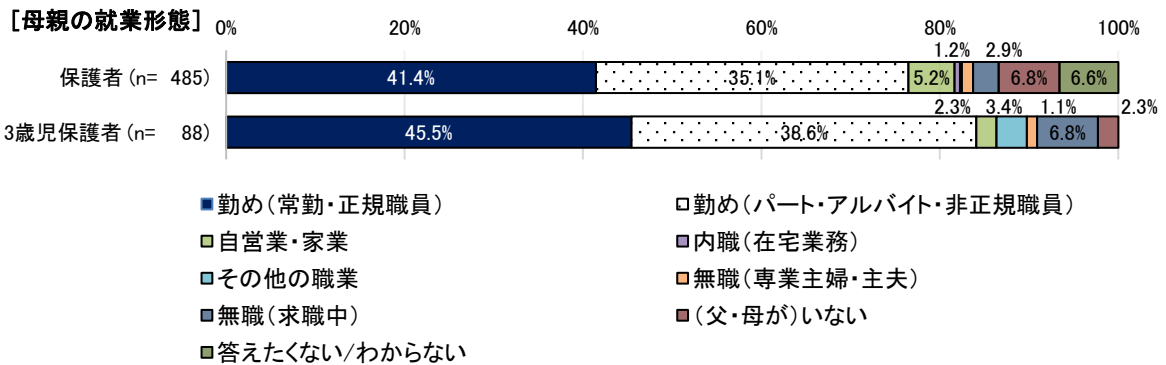
ただ、現在の暮らしの状況では、「(就学児童の)保護者」の28.9%が「赤字」、「3歳児保護者」は21.6%が「赤字」と回答しました。

今後の働き方の希望についての回答を見ると、「(就学児童の)保護者」では、「勤め(常勤・正規職員)」が64.1%、「3歳児保護者」では、「勤め(常勤・正規職員)」が70.1%で最も高くなっており、現状と希望では開きが見られます。

(調査結果概要は、巻末173ページ以降に添付)

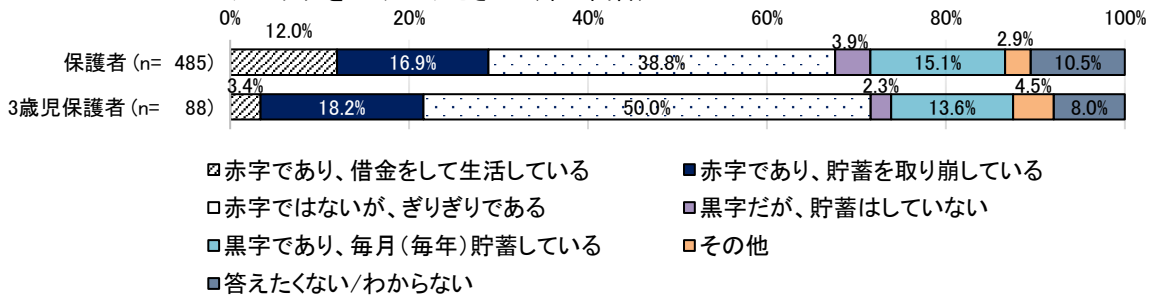
■ひとり親家庭の母親の就業状況

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。

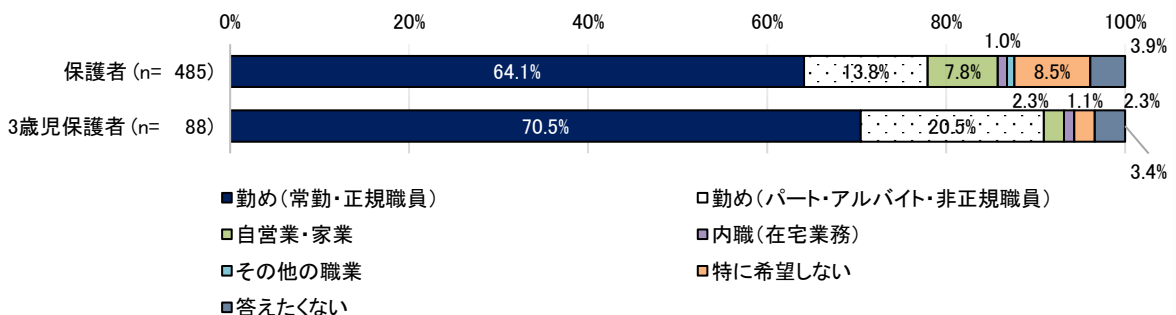


■子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか

保護者 Q15 お子さんの現在の家庭の暮らしの状況をどのように感じていますか。当てはまるもの1つにチェックをつけてください（単一回答）



■今後の働き方の希望



資料：「愛媛県子どもの生活実態調査」アンケート結果

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

令和3年の愛媛県の刑法犯認知件数は5,804件（1日平均約16件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成15年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪や、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成25年条例第25号）及び、平成30年6月に決定された「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で子どもの安全確保に向けた取組みを推進しているところであり、引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）事業所と連携した子どもの見守り活動の促進

- ◎ 子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所や子どもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

（2）住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体等との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎ 不審者対応訓練や防犯教室等を通じて子どもの危険回避能力の向上に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年補導職員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、大麻、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) インターネットを通じた犯罪から子どもを守るための活動の推進

- ◎ 子どもや保護者に対する情報モラル教室を積極的に実施します。
- 子ども、保護者や学校関係者等に対して、インターネットを通じた犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- ◎ 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
78	まもるくんの車（子どもの見守りを行う営業用車両）の登録数	5,592 台 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
79	不審者対応訓練の実施回数	365 回 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262 回 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
81	LED信号機の整備数	12,796 灯 (H30)	増加 (R6)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- ◎ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
82 チャイルドシート等の着用率	59.1% (R1)	100% (R6)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験や他者との関わりを通して成長しますが、少子化や都市化が進展し地域住民の関係が希薄化した地域では、子どもや子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が課題とされています。

また、子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められているほか、子どもが安心して過ごせる居場所として児童館等の重要性も増しており、適切な環境整備に取り組む必要があります。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- ◎ 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- ◎ えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園をはじめとするとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎ 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望

等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
83 児童館の設置数	45 館 (H30)	45 館 (R6)	男女参画・子育て支援課
84 えひめこどもの城の来園者数	365,250 人 (H30)	450,000 人 (R5)	男女参画・子育て支援課
85 バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.3% (R1)	80.0% (R6)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

1 子育てしやすい職場環境づくり

現状と課題

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組みが進められています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

具体的な施策

(1) 職場における意識改革の促進

- ◎ 女性活躍や子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内事業所を認証する「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 女性活躍推進法の改正を踏まえ、愛媛労働局等と連携し、特に中小企業に対して一般事業主行動計画の策定等について周知を行います。

(2) 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組みを促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎ 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内中小企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
86 育児休業取得率	女性：91.7% 男性：4.8% (H29)	女性：91.7% 男性：80.0% (R8)	労政雇用課
87 女性の平均勤続年数	9.3年 (R4)	11.4年 (R6)	男女参画・子育て支援課

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画に関する普及啓発

- ◎ 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎ 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。【再掲】

(2) 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

(3) 長時間労働の是正等に向けた普及啓発

- 労働者がゆとりある生活時間の下、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

(4) 職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
88	男女の地位が平等と感じる人の割合（「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計）	71.4% (R1)	85.0% (R12)	男女参画・子育て支援課

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実【再掲】

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
89	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (R1)	向 上 (R6)	男女参画・子育て支援課

第6章

子どもの貧困対策

- 1 子どもの貧困対策計画
- 2 子どもの貧困対策の推進

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困は、実態が周囲から見えにくく、貧困の実状も多様であり、支援が必要な子どもや保護者に効果的な支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体や地域住民等の連携・協力が必要であることから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、子どもの貧困対策への取組みを柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に法律が改正され

○子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

○子どもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。

○市町による子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。

といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）が5年ぶりに改訂され、これまで掲げられていた25の指標を見直し、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今後5年間における重点施策が盛り込まれたところです。

本県では、新たな貧困対策大綱を踏まえ、引き続き、子どもの貧困問題に正面から向き合い、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、市町における子どもの貧困対策についての計画の策定を促すなど、地域や社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、子どもファーストの考え方の下、市町や関係機関と緊密に連携しながら、官民共同により、令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組みを積極的に進めていくこととします。

※子どもの貧困に関する39の指標一覧（P122、123参照）

※本章での【再掲】は、章内における再掲事項を表記しています。

2 子どもの貧困対策の推進

貧困対策大綱で示された39の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

1 教育の支援

子どもたちの幼児期から社会に出るまでの間、生まれ育った家庭の事情や経済状況等に左右されることなく、全ての子どもが質の高い教育の機会を確保し、夢に挑戦できる環境を整える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが様々な課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが、高等教育や将来の夢をあきらめることがないように、地域において官民が連携することにより、支援を必要とする子どもたちをできるだけ早く、確実に把握し、支援にしっかりとつなげる必要があります。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組みます。
- 愛媛県総合教育センター内に設置した幼児教育センターの機能を活用しながら、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校におけ

る専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進し、こうした体制づくり等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。

- 児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。【再掲】

② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。
- 「愛媛県学力向上推進計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上システムを継承し、県内各小・中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化するとともに、取組を検証して課題の克服を図ることにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上に努めます。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退の予防のための取組

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もいますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

② 高校中退後の支援

- 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワー

ク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。

- 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間）
- ジョブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置し、様々な相談に応じるとともに、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

（５）特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、子どもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

② 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。

③ 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や、日本語指導の研修受講など教職員のキャリア教育等の支援を進めます。

（６）教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。

- 平成 29 年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても国が補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度により、授業料を実質無償化（私立高等学校授業料については、令和 2 年 4 月から年収 590 万円未満世帯が対象）します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、高校生等奨学給付金制度により、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の高校生等の就学の機会を拡大します。

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の支援

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

(7) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されることから、地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾など幅広い地域住民等の参画による学習支援等の促進を図ります。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置促進に取り組みます。
- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支

援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

- ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。

(8) その他の教育支援

① 夜間中学の設置促進・充実

- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、随時、市町の意向を確認するなど、設置の必要性について検討します。

② 学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

③ 多様な体験活動の機会の提供

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

2 生活の安定に資するための支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、これに起因する社会的孤立に陥ることがないように、世帯の安定した生活、子どもの成長を支える総合的な取組みが必要です。

このため、親の妊娠・出産期から、住環境を含めた生活の安定に資する切れ目のない支援を実施するとともに、セーフティネットである生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて、保護者の自立支援や子どもの就労支援を含めた支援体制の強化を図る必要があります。

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターの設置を促進します。

② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- 妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。
- 婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を実施します。

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)
- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。

② 保育等の確保

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため待機児童解消が図られるよう保育の受け皿を確保します。
- 放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、子どもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。

③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実に努めます。
- 児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子どもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援するため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進めます。
- 子ども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。

③ 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。
- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていないことがあることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ひとり親家庭の子どもについては、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。【再掲】

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する

る相談や居場所づくり等の支援を行います。【再掲】

- ひとり親家庭の子どもを対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行います。

② 高校中退者等への就労支援

- 若年無業者の総合相談窓口であるえひめ若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。【再掲】

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもを対象に、希望に応じた職業選択ができるよう、児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、就職に必要な各種資格の取得の支援や、就職時の安定した生活基盤の構築と退所後の生活支援に取り組み、円滑な自立の促進を図ります。

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めるため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する周知を行います。
- ショブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。

(5) 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

① 家庭への復帰支援

- 施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者に子どもへの接し方などの助言等を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。

② 退所等後の相談支援

- 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できる

- よう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホームへの入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
 - 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
 - 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

(7) 支援体制の強化

① 児童家庭支援センターの設置支援

- 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

② 社会的養護の体制整備

- 社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。
- 各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。

③ 市町等の体制強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。

④ ひとり親支援に係る自治体窓口のワンストップ化等の推進

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を目指します。また、ひとり親等の事務手続きに係る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。

⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

⑥ 相談職員の資質向上

- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から大変重要であり、職業生活の安定と向上につなげるため、所得の向上を含め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める必要があります。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップ・キャリアアップのための支援を行うとともに、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、適時適切な支援を行うなど、それぞれの状況に応じたきめの細かな支援を行っていく必要があります。

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。
- 育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。【再掲】
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。【再掲】
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。【再掲】
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。【再掲】
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)【再掲】

- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。【再掲】

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ（夜間養護等）事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。【再掲】

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】

② 親の学び直しの支援

- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

4 経済的支援

経済的支援においては、各種手当制度の円滑な実施による支援や、教育費や医療費等の負担軽減など、収入・支出の面から様々な支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、必要な世帯に対して、制度の積極的な活用を促していく必要があります。

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童扶養手当については、平成 28 年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえ、制度を円滑に実施します。
- 令和元年 11 月から年 6 回へと見直された児童扶養手当の支給回数について、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。

② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配布等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と同時に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】

③ 教育費負担の軽減

- 全ての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

④ その他の支援

- 労働者の育児や子どもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に対応するため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と 20 歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。
- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。【再掲】

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (H30年4.1現在)	88.4% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (H30年4.1現在)	2.9% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36% (H30年4.1現在)	32.3% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	95.8% (H30年5.1現在)	94.6% (H30.5.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	30.8% (H30年5.1現在)	36.7% (H30年5.1現在)	社会的養護の 現況に関する調査	
	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (H28年度)	—	全国ひとり親世帯等調査	
	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.3% (H28年度)	94.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (H28年度)	33.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	全世帯の子供の高等学校中退率	1.3% (H29年度調査)	1.2% (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	全世帯の子供の高等学校中退者数	46,802人 (H29年度調査)	481人 (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	45.2% (H29年度実績)	39.1% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	53.5% (H29年度実績)	45.5% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	66.0% (H29年度実績)	22.7% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.6% (H29年度実績)		文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (H29年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	高等教育の就学支援制度の利用者数(大学)	—	—	高等教育の就学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数	
	高等教育の就学支援制度の利用者数(短期大学)	—	—		
	高等教育の就学支援制度の利用者数(高等専門学校)	—	—		
高等教育の就学支援制度の利用者数(専門学校)	—	—			

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
生活の支援	滞納経験（電気、ガス、水道） （ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 14.7%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	滞納経験（電気、ガス、水道） （子供のいる全世帯）	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 5.8%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 24.4%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 10.5%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年調査)	本当に困った時の相談 9.6%	生活と支えあいに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1~3十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年調査)	本当に困った時の相談 17.9%		
保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率 （母子世帯）	80.8% (H27年調査)	84.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の就業率 （父子世帯）	88.1% (H27年調査)	88.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	44.4% (平成27年調査)	47.4% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	69.4% (H27年調査)	70.0% (H27年調査)	国勢調査	
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査 13.9% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 7.9% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査 50.8% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 47.7% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年11.1現在)	48.3% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年11.1現在)	22.0% (R1年9月調査)		
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯）	69.8% (H28年11.1現在)	58.8% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯）	90.2% (H28年11.1現在)	84.0% (R1年9月調査)		
その他	子どもの貧困対策計画を策定した市町村（村）	145市町村 (R元年6.12現在)	0市町 (R元年6.12現在)	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課調べ	

第7章

幼児期の教育・保育量の 見込みと提供目標

1 県設定区域の決定

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- (1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
- (2) 認定こども園普及に向けた取組み
- (3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
- (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

7 教育・保育情報の公表

8 広域調整

- (1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、県では、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画を定めることとなっています。

基本指針では、県の計画は、子ども・子育て支援法の基本理念と基本指針における子育て支援の意義に関する事項を踏まえて作成することとなっており、本計画では、全ての基本的事項及び任意記載事項を含む計画としますが、そのうち、子育てと仕事の両立支援、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実については、第5章で記載しているため、本章では、それ以外の、教育及び保育の提供に関する事項を記載しています。

1 県設定区域の決定

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「教育・保育施設」という。）の認可・認定に当たり、県が、設定する区域ごとに需給調整を行うこととなっています。

本計画では、市町が設定する教育・保育提供区域を踏まえ、教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容並びにその実施時期を定める単位となる、区域を定めています。

この区域は教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

区域を設定するに当たって、各市町における保育・教育の需給状況、在住市町を超えた広域利用の状況、さらには待機児童の状況等を踏まえ検討した結果、県内の20市町をそれぞれ区域の単位とすることが適当と判断し、20区域を設定しました。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期を計画で定めるにあたっては、県が定める区域ごとに、次に掲げる区分ごとに記載しています。

- ① 満3歳以上で、幼稚園及び認定こども園での教育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下、「1号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	14,884	14,500	14,181	12,308	11,882
確保の内容②	20,213	20,197	20,179	18,339	18,168
差引（②－①）	5,329	5,697	5,998	6,031	6,286

- ② 満3歳以上で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所及び認定こども園での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども（以下、「2号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	16,086	15,956	15,779	15,897	15,705
確保の内容②	17,644	17,725	17,777	17,802	17,837
差引（②－①）	1,558	1,769	1,998	1,905	2,132

- ③ 満3歳未満で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所、認定こども園並びに定員5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育事業、定員6～19人を対象に保育を行う小規模保育事業、事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所内保育及び個別ケアが必要な場合等に保護者の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（以下、「地域型保育事業」という。）での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（以下、「3号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	11,823	11,868	11,940	10,950	10,910
確保の内容②	12,386	12,749	12,928	12,404	12,514
差引（②－①）	563	881	988	1,454	1,604

2号認定及び3号認定子どもの合計

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	27,909	27,824	27,719	26,847	26,615
確保の内容②	30,030	30,474	30,705	30,206	30,351
差引（②－①）	2,121	2,650	2,986	3,359	3,736

○認定区分ごとに利用できる施設・事業

認定区分	利用できる施設・事業
1号認定こども	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	保育所 認定こども園
3号認定こども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

見込量の算定に当たっては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を踏まえて市町が算出した利用の見込みを集計し、確保の内容及びその実施時期については、各施設及び事業者の意向を踏まえ、県と市町の協議の下に設定された各施設、事業者ごとの利用定員を年度ごとに集計した市町計画を積み上げたものとなりました。（別表1）

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（1）設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

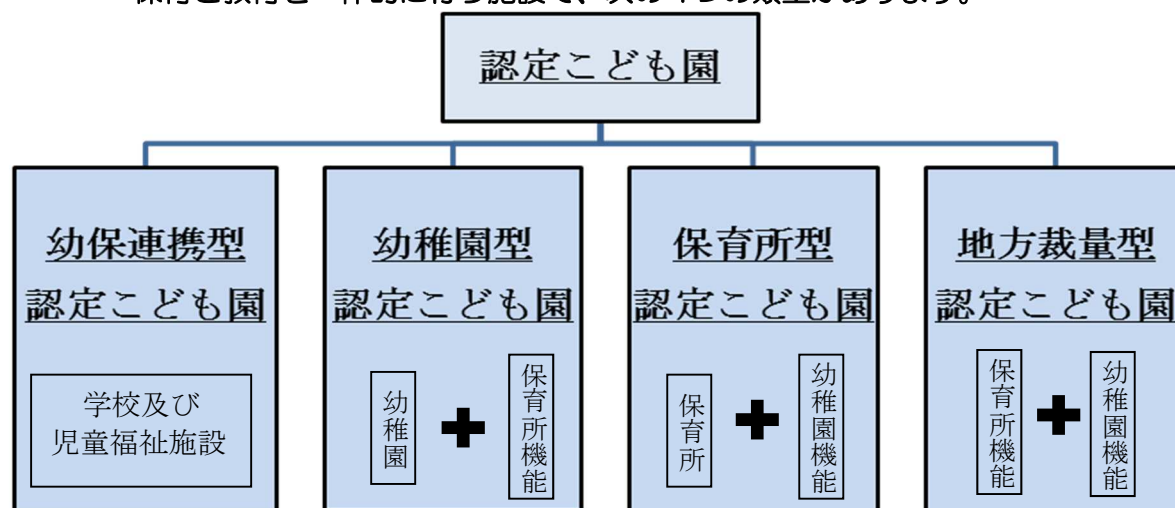
認定こども園は、幼児教育を行う幼稚園と、保育を行う保育所の両方の機能を併せ持つており、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子ども受け入れることのできる施設です。また、認定こども園の中でも、特に、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一つの認可で設立が可能となります。

県としては、教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園の普及を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとした場合は、施設の意向を踏まえた上で、必要な支援を行います。

区域ごとに設定する「認定こども園」の目標設置数、設置時期については、関係する各施設に対し、認定こども園移行の意向及び時期について調査した結果を基に決めました。（別表2）

認定こども園とは？

保育と教育を一体的に行う施設で、次の4つの類型があります。



(2) 認定こども園普及に向けた取組み

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として提供する施設であり、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つ施設です。幼稚園や保育所に対する利用希望に加え、認定こども園に対する利用希望にこたえられるよう、県としても、認定こども園へ移行するための施設整備や保育教諭となるための資格取得支援等を通じて、認定こども園の普及を促進していきます。

(単位：施設)

区分		参考 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼保連携型	既存数	39	45	54	63	67	70
	新規数	6	9	9	4	3	2
	計	45	54	63	67	70	72
幼稚園型	既存数	13	13	16	21	23	25
	新規数	0	3	5	2	2	2
	計	13	16	21	23	25	27
保育所型	既存数	16	18	22	26	29	33
	新規数	2	4	4	3	4	2
	計	18	22	26	29	33	35
地方裁量型	既存数	7	7	7	7	6	5
	新規数	0	0	0	-1	-1	-1
	計	7	7	7	6	5	4
合計		83	99	117	125	133	138

※幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の考え方

幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合、各市町が定める区域ごとの需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を上回った場合は、原則として、認可・認定を行います。

また、逆に需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を下回った場合は、需給調整を行います。

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。特に3歳以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れることが可能です。また、子育て支援事業の実施が義務づけられており、子育てに関する拠点的な役割も担っている施設であることから、認可・認定基準を満たす限り、定員設定に留意しながら、市町や事業者の意向を踏まえ、認可・認定を行うこととします。

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策

近年、子どもができて仕事も続けたいと考える女性が増えていることや、企業における育児休業制度の整備等により女性の就労継続の環境が整いつつあります。

一方、就労の形態において、非正規雇用が増加していることに加え、NPOやボランティアなど就労以外の社会活動を行う女性に対しても、幼児教育や保育の提供を行うことが求められています。

子どもの数は減少傾向にありますが、子どもを教育・保育施設に預けたい保護者は増加しており、利用者の保育・教育ニーズにこたえるためには、幼稚園、保育所に加え、認定こども園

の普及が欠かせません。

また、保護者が家庭の中のみならず地域の中でつながりを持って、地域社会に参画し連携していけるような環境の整備や、同年齢や異年齢の子どもが交流する場を提供していくことが大切であり、地域子ども・子育て支援事業の実施により、地域の実情に応じてきめ細かいサービスを提供することが求められています。

このため、県としては、各種説明会等を通じた広報活動や施設整備への補助等により、市町が必要な教育・保育を十分に提供できるよう支援していきます。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

乳幼児期の発達や学びは、連続性を有するとともに、一人一人の個人差が大きいことから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供し続ける必要があります。

このため、原則として、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業は、満3歳以上の子ども引き続き適切で質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携が求められています。

また、日々急速に成長する時期の教育・保育施設等における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることや、保育を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童健全育成支援事業を利用する場合の家庭環境の把握等、教育・保育施設と小学校との連携が重要であることから、施設や事業者等との連携を支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため、特定子ども・子育て支援施設等の公示状況や監査状況等について市町と情報共有を図ります。

5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

質の高い教育・保育の提供に当たって、教育・保育に係る人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者

認定こども園には、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方を持つ保育教諭を必ず置かなければなりません。が、「認定こども園法」では、子ども・子育て支援新制度開始の日から10年間（令和6年度まで）は、幼稚園教諭の普通免許状の取得又は保育士登録のいずれかの要件

を満たしていれば保育教諭になることができることになっています。

また、保育教諭の確保は、認定こども園制度への移行・促進を図るためにも欠かせないものであるため、新制度開始後 10 年間の経過措置により、幼稚園教諭免許状取得または保育士登録のいずれかの要件を満たす人で、かつ一定の勤務経験がある人が、免許状取得及び保育士資格取得をしようとした場合に、取得に必要な単位が少なく済むような特例が設けられています。

このため、県としては、この保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得特例の広報及び取得の際の受講費用等の一部を補助するなどの支援に努め、保育教諭確保を推進します。

保育士については、これまでも研修を実施してきたところですが、より充実した研修の実施とともに、愛媛県保育士・保育所支援センターを活用して、保育士資格を持ちながら保育業務に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援や、保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付事業の実施、さらに処遇の改善等により、待機児童が生じることなく、ますます充実した保育が提供できるよう、必要な保育士の確保に努めていきます。

また、幼稚園教諭については、国や教育委員会、大学等との連携・協力を図りながら、研修の充実や幼稚園教諭免許状の取得に係る支援等により、必要な人材の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

市町が実施する地域子ども・子育て支援事業（6に掲げる事業）に従事する職員の資質向上のための研修や職員の確保を進めます。

また、同事業に従事する専門職員として、育児経験豊かな主婦等を対象とした「子育て支援員」について、市町と連携して引き続き養成に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

市町では、地域における利用希望等を踏まえ、次の地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

① 利用者支援事業

- 子ども又は保護者の身近な場所で施設や子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整を行う事業

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見① 込量の	基本型・特定型	14	15	15	15	15
	母子保健型	20	20	20	20	20
	合計	34	35	35	35	35
の② 内確保	基本型・特定型	13	14	14	14	14
	母子保健型	20	21	21	21	21
	合計	33	35	35	35	35
差引(②-①)		-1	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型）

- ・幼稚園等において、主に通常の教育時間終了後に自園の園児を対象に一時預かりを行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	676,592	664,116	650,941	644,299	634,825
②確保の内容	806,207	790,760	770,923	760,235	749,750
差引（②-①）	129,615	126,644	119,982	115,936	114,925

②-1 一時預かり事業（その他）

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	157,335	155,280	153,729	151,901	150,800
②確保の内容	167,378	165,467	164,112	163,594	162,476
差引（②-①）	10,043	10,187	10,383	11,693	11,676

③ 延長保育事業

- ・保育認定を受けた子どもに、認定こども園、保育所等で、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業

（単位：人（実人員））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,974	6,835	6,719	7,069	6,974
②確保の内容	6,870	6,745	6,632	7,073	6,978
差引（②-①）	-104	-90	-87	4	4

④ 病児・病後児保育事業

- ・看護師等が、病児や病後児を、病院、保育所等に付設されたスペース等で、一時的に保育等を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	病児・病後児保育	18,775	18,583	18,336	18,048	17,797
	ファミサポ（病児）	10	10	10	10	10
	合計	18,785	18,593	18,346	18,058	17,807
内容	病児・病後児保育	20,492	20,480	20,457	21,610	21,548
	ファミサポ（病児）	40	40	40	40	40
	合計	20,532	20,520	20,497	21,650	21,588
差引（②-①）		1,747	1,927	2,151	3,592	3,781

⑤ 地域子育て支援拠点事業

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	93	93	94	96	96
②確保の内容	93	93	94	96	96
差引（②-①）	0	0	0	0	0

⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※病児・緊急対応事業を除く

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助希望者と、援助者の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20,764	20,369	19,989	19,678	19,402
②確保の内容	20,639	20,199	19,925	19,743	19,629
差引（②-①）	-125	-170	-64	65	227

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者の疾病等で家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,043	1,032	1,013	994	978
②確保の内容	946	936	919	909	893
差引（②-①）	-97	-96	-94	-85	-85

⑧ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業

（単位：人（②は登録児童数））

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見① 込 量 の	小学1～3年	12,922	12,878	12,913	12,782	12,768
	小学4～6年	3,428	3,437	3,477	3,536	3,510
	合計	16,350	16,315	16,390	16,318	16,278
②確保の内容		16,075	16,215	16,386	16,523	16,548
差引（②-①）		-275	-100	-4	205	270

⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・保護者の所得状況を考慮して、保護者が幼稚園等に支払うべき食事の提供及び日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加費用等を助成する事業

⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・民間事業者が認定こども園、幼稚園、保育所等に参入することを促進するための調査研究や、設置・運営を促進するための事業

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報や養育環境等の把握を行う事業

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

- ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の強化を図る取組みを実施する事業

⑬ 妊婦健康診査

- ・妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業計画では、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業の利用の提供の見込みを定めています。（別表3）

7 教育・保育情報の公表

幼稚園や保育所、認定こども園のほか小規模保育などの地域型保育を利用するに当たって、各施設に関する情報を示して適切な利用に繋げるため、県では、次に掲げる事項をホームページで公表していきます。

【公表事項】

- **施設又は事業所を運営する法人に関する事項**
 - ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 法人の代表者の氏名及び職名
 - ・ 法人の設立年月日
 - ・ 教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地が県内である法人が行う地域型保育事業

- **教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項**
 - ・ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 事業所番号
 - ・ 施設等の管理者の氏名及び職名
 - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
 - ・ 事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
 - ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）

- **施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項**
 - ・ 職種別の従業者の数
 - ・ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの小学校就学前子どもの数等
 - ・ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
 - ・ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

- **教育・保育等の内容に関する事項**
 - ・ 施設等の開所時間、利用時間、学級数その他の運営に関する方針
 - ・ 教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
 - ・ 教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
 - ・ 施設の利用手続き、選考基準その他の利用に関する事項
 - ・ 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況
 - ・ 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ・ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
 - ・ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等にあたり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - ・ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ・ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
 - ・ 相談・苦情等の対応のための取組みの状況

- **教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項**

- **教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項**
 - ・ 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - ・ 情報の管理、個人情報保護等のための取組みの状況
 - ・ 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

8 広域調整

(1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町子ども・子育て支援事業計画の作成及び変更に当たり、1市町での対応が難しい場合は市町間で調整を行うこととなっています。

その調整が整わない場合、関係市町から県に対し要請があれば、市町の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

また、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業計画の策定段階から、県が行う児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等の専門的知識等を要する施策との関連性に配慮した調整及び連携が必要であることから、関係市町から要請があれば、協議及び調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定

市町長は、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めた場合及び変更した場合は、県に届出を行います。

教育・保育の量の見込及び提供体制の確保の内容並びにその実施時期

(別表1)

区域	年 目	年 度	①量の見込み				②確保の内容												②-①					
			1号 3~5歳	2号		合計	特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)						特定地域型保育事業		無償(または 低償)保育 預かり保育、企業主導型保育施設、 認可外保育施設等				合計	1号 3~5歳	2号		合計	
				0歳	1~2歳		3号			3号		3号		1号 3~5歳	1号	2号	3号	1号			2号	3号		
							0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳											1~2歳
松山市	1	R2	8,505	4,421	384	3,420	16,730	5,869	4,455	629	2,760	141	417	4,614	0	132	62	211	19,290	1,978	166	448	△ 32	2,560
	2	R3	8,299	4,481	394	3,524	16,698	5,869	4,559	629	2,984	141	417	4,614	0	132	62	211	19,618	2,184	210	438	88	2,920
	3	R4	8,154	4,561	408	3,646	16,769	5,869	4,634	629	3,083	141	417	4,614	0	132	62	211	19,792	2,329	205	424	65	3,023
	4	R5	6,663	4,927	380	3,027	14,997	5,755	4,889	629	2,699	144	408	3,499	0	203	79	257	18,562	2,591	165	472	337	3,565
	5	R6	6,434	4,936	411	3,023	14,804	5,755	4,931	629	2,711	144	408	3,499	0	203	79	257	18,616	2,820	198	441	353	3,812
今治市	1	R2	1,776	1,768	448	1,308	5,300	1,840	1,842	347	1,059	11	32	600	0	0	0	0	5,731	664	74	△ 90	△ 217	431
	2	R3	1,742	1,745	445	1,268	5,200	1,840	1,842	367	1,089	21	60	600	0	0	0	0	5,819	698	97	△ 57	△ 119	619
	3	R4	1,675	1,662	440	1,260	5,037	1,840	1,842	377	1,119	31	78	600	0	0	0	0	5,887	765	180	△ 32	△ 63	850
	4	R5	1,474	1,482	369	1,061	4,386	1,698	1,737	326	1,034	26	53	350	0	0	0	0	5,224	574	255	△ 17	26	838
	5	R6	1,400	1,399	366	1,055	4,220	1,698	1,737	348	1,064	38	65	350	0	0	0	0	5,300	648	338	20	74	1,080
宇和島市	1	R2	361	1,042	64	525	1,992	361	1,042	64	525	0	0	0	0	0	0	0	1,992	0	0	0	0	0
	2	R3	349	1,006	61	512	1,928	349	1,006	61	512	0	0	0	0	0	0	0	1,928	0	0	0	0	0
	3	R4	336	971	59	500	1,866	336	971	59	500	0	0	0	0	0	0	0	1,866	0	0	0	0	0
	4	R5	325	937	58	488	1,808	325	937	58	488	0	0	0	0	0	0	0	1,808	0	0	0	0	0
	5	R6	314	905	56	476	1,751	314	905	56	476	0	0	0	0	0	0	0	1,751	0	0	0	0	0
八幡浜市	1	R2	153	376	35	203	767	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	152	68	22	30	272
	2	R3	154	377	33	187	751	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	151	67	24	46	288
	3	R4	148	363	31	182	724	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	157	81	26	51	315
	4	R5	143	350	29	173	695	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	162	94	28	60	344
	5	R6	133	325	28	165	651	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	172	119	29	68	388
新居浜市	1	R2	1,029	1,841	202	982	4,054	718	1,900	232	843	30	93	560	0	276	34	118	4,804	249	335	94	72	750
	2	R3	972	1,878	208	1,006	4,064	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	287	302	91	60	740
	3	R4	919	1,915	215	1,030	4,079	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	340	265	84	36	725
	4	R5	868	1,954	222	1,054	4,098	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	391	226	77	12	706
	5	R6	821	1,993	229	1,080	4,123	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	438	187	70	△ 14	681
西条市	1	R2	640	1,798	125	990	3,553	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	560	115	106	△ 145	636
	2	R3	641	1,799	122	964	3,526	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	559	114	109	△ 119	663
	3	R4	620	1,730	119	972	3,441	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	580	183	112	△ 127	748
	4	R5	614	1,715	117	951	3,397	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	586	198	114	△ 106	792
	5	R6	599	1,669	114	933	3,315	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	601	244	117	△ 88	874
大洲市	1	R2	203	674	118	349	1,344	589	876	91	371	4	5	0	0	0	0	0	1,936	386	202	△ 23	27	592
	2	R3	185	614	115	354	1,268	589	876	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,984	404	262	△ 8	58	716
	3	R4	180	601	111	342	1,234	584	881	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,984	404	280	△ 4	70	750
	4	R5	171	570	107	334	1,182	584	881	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,984	413	311	0	78	802
	5	R6	170	568	103	320	1,161	584	881	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,984	414	313	4	92	823
伊予市	1	R2	238	566	77	270	1,151	345	609	73	269	8	16	0	0	0	0	0	1,320	107	43	4	15	169
	2	R3	229	548	76	277	1,130	345	609	73	269	8	16	0	0	0	0	0	1,320	116	61	5	8	190
	3	R4	223	531	76	274	1,104	345	609	73	269	8	16	0	0	0	0	0	1,320	122	78	5	11	216
	4	R5	228	545	77	269	1,119	345	609	73	269	8	16	0	0	0	0	0	1,320	117	64	4	16	201
	5	R6	229	546	77	273	1,125	345	609	73	269	8	16	0	0	0	0	0	1,320	116	63	4	12	195
四国中央市	1	R2	755	1,095	104	617	2,571	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	0	0	3,128	300	203	1	53	557
	2	R3	707	1,025	107	618	2,457	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	5	5	3,138	348	273	3	57	681
	3	R4	685	993	109	602	2,389	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	5	5	3,138	370	305	1	73	749
	4	R5	597	998	112	586	2,293	900	1,164	94	599	16	27	0	0	0	0	0	2,800	303	166	△ 2	40	507
	5	R6	592	990	112	586	2,280	900	1,164	94	599	16	27	0	0	0	0	0	2,800	308	174	△ 2	40	520
西予市	1	R2	159	597	25	235	1,016	159	597	54	257	8	16	0	0	0	0	0	1,091	0	0	37	38	75
	2	R3	171	607	27	235	1,040	174	613	54	257	8	16	0	0	0	0	0	1,122	3	6	35	38	82
	3	R4	174	610	26	235	1,045	174	613	54	257	8	16	0	0	0	0	0	1,122	0	3	36	38	77
	4	R5	173	602	25	235	1,035	174	613	54	257	8	16	0	0	0	0	0	1,122	1	11	37	38	87
	5	R6	174	608	25	235	1,042	174	613	54	257	8	16	0	0	0	0	0	1,122	0	5	37	38	80
東温市	1	R2	326	374	78	240	1,018	560	404	61	184	19	50	0	0	10	5	20	1,313	234	40	7	14	295
	2	R3	328	374	79	236	1,017	560	404	61	184	19	50	0	0	10	5	20	1,313	232	40	6	18	296
	3	R4	331	363	78	245	1,017	560	404	61	184	19	50	0	0	10	5	20	1,313	229	51	7	9	296
	4	R5	325	354	76	245	1,000	560	404	61	184	19	50	0	0	10	5	20	1,313	235	60	9	9	313
	5	R6	317	346	75	242	980	560	404	61	184	19	50	0	0	10	5	20	1,313	243	68	10	12	333

(別表1)

区域	年度	①量の見込み					②確保の内容												②-①				
		1号	2号	3号		合計	特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)			特定地域型保育事業			確認を受けない幼稚園		預かり保育、企業主導型保育施設、認可外保育施設等			合計	1号	2号	3号		合計
				3~5歳	0歳		1~2歳	1号	2号	3号	0歳	1~2歳	3~5歳	1号	2号	3号	3~5歳				0歳	1~2歳	
		3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	3~5歳	1号	2号	3号	3~5歳	0歳	1~2歳							
上島町	1 R2	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85
	2 R3	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85
	3 R4	0	71	5	33	109	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	67	1	23	91
	4 R5	0	69	4	33	106	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	69	2	23	94
	5 R6	0	68	4	32	104	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	70	2	24	96
	6 R7	0	68	4	32	104	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	200	0	70	2	24	96
久万高原町	1 R2	53	64	5	36	158	178	64	5	36	0	0	0	0	0	0	283	125	0	0	0	125	
	2 R3	47	57	5	36	145	178	57	5	36	0	0	0	0	0	0	276	131	0	0	0	131	
	3 R4	45	56	5	32	138	178	56	5	32	0	0	0	0	0	0	271	133	0	0	0	133	
	4 R5	45	54	5	31	135	178	54	5	31	0	0	0	0	0	0	288	133	0	0	0	133	
	5 R6	45	55	5	31	136	178	55	5	31	0	0	0	0	0	0	289	133	0	0	0	133	
	6 R7	45	55	5	31	136	178	55	5	31	0	0	0	0	0	0	289	133	0	0	0	133	
松前町	1 R2	391	362	42	254	1,049	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	1,100	145	△ 24	1	△ 71	51	
	2 R3	388	394	53	257	1,092	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	1,100	148	△ 56	△ 10	△ 74	8	
	3 R4	393	400	56	251	1,100	536	346	45	193	6	12	0	0	0	0	1,138	143	△ 54	△ 5	△ 46	38	
	4 R5	386	395	56	248	1,085	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	1,174	87	2	4	△ 4	89	
	5 R6	367	377	55	244	1,043	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	1,174	106	20	5	0	131	
	6 R7	367	377	55	244	1,043	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	1,174	106	20	5	0	131	
砥部町	1 R2	158	284	29	146	617	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	796	206	△ 8	4	△ 23	179	
	2 R3	156	279	29	142	606	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	796	208	△ 3	4	△ 19	190	
	3 R4	160	284	28	136	608	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	796	204	△ 8	5	△ 13	188	
	4 R5	160	286	28	136	610	364	264	33	117	0	0	0	0	0	0	778	204	△ 22	5	△ 19	168	
	5 R6	156	279	27	132	594	204	288	39	147	0	0	0	0	0	0	678	48	9	12	15	84	
	6 R7	156	279	27	132	594	204	288	39	147	0	0	0	0	0	0	678	48	9	12	15	84	
内子町	1 R2	102	181	16	122	421	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	208	29	19	5	261	
	2 R3	101	178	15	120	414	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	209	32	20	7	268	
	3 R4	109	193	15	106	423	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	201	17	20	21	259	
	4 R5	108	191	15	103	417	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	202	19	20	24	265	
	5 R6	105	186	14	100	405	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	205	24	21	27	277	
	6 R7	105	186	14	100	405	310	210	35	127	0	0	0	0	0	0	682	205	24	21	27	277	
伊方町	1 R2	4	106	12	36	158	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 4	91	0	40	127	
	2 R3	3	98	10	40	151	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	99	2	36	134	
	3 R4	3	86	10	39	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	111	2	37	147	
	4 R5	3	88	10	37	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	109	2	39	147	
	5 R6	3	94	9	36	142	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	103	3	40	143	
	6 R7	3	94	9	36	142	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	103	3	40	143	
松野町	1 R2	4	48	8	30	90	5	50	9	30	0	0	0	0	0	0	94	1	2	1	0	4	
	2 R3	4	49	8	24	85	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	0	3	
	3 R4	4	49	8	18	79	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	6	9	
	4 R5	4	49	7	17	77	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	88	1	1	2	7	11	
	5 R6	4	44	7	16	71	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	88	1	6	2	8	17	
	6 R7	4	44	7	16	71	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	88	1	6	2	8	17	
鬼北町	1 R2	0	122	25	75	222	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	355	0	113	0	20	133	
	2 R3	0	112	24	81	217	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	355	0	123	1	14	138	
	3 R4	0	101	23	87	211	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	355	0	134	2	8	144	
	4 R5	0	103	22	84	209	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	290	10	67	3	1	81	
	5 R6	0	108	21	81	210	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	290	10	62	4	4	80	
	6 R7	0	108	21	81	210	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	290	10	62	4	4	80	
愛南町	1 R2	27	291	18	131	467	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	18	47	21	62	148	
	2 R3	24	259	17	120	420	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	21	79	22	73	195	
	3 R4	22	239	16	112	389	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	23	99	23	81	226	
	4 R5	21	228	15	104	368	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	24	110	24	89	247	
	5 R6	19	209	14	98	340	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	26	129	25	95	275	
	6 R7	19	209	14	98	340	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	615	26	129	25	95	275	
合計	1 R2	14,884	16,086	1,820	10,003	42,793	14,239	17,226	2,118	8,843	254	721	5,974	0	418	101	349	50,243	5,329	1,558	653	△ 90	7,450
	2 R3	14,500	15,956	1,833	10,035	42,324	14,428	17,337	2,138	9,100	276	775	5,769	0	388	106	354	50,671	5,697	1,769	687	194	8,347
	3 R4	14,181	15,779	1,838	10,102	41,900	14,410	17,389	2,148	9,223	292	805	5,769	0	388	106	354	50,884	5,998	1,998	708	280	8,984
	4 R5	12,308	15,897	1,734	9,216	39,155	13,935	17,343	2,108	8,729	292	762	4,404	0	459	118	395	48,545	6,031	1,905	784	670	9,390
	5 R6	11,882	15,705	1,752	9,158	38,497	13,764	17,378	2,134	8,789	304	774	4,404	0	459	118	395	48,519	6,286	2,132	804	800	10,022

市町地域子ども・子育て支援事業

区域	年度	1. 利用者支援事業										2. 一時預かり事業 (幼稚園型)			2-1. 一時預かり事業(その他)						3. 延長保育		
		①量の見込み			②確保の内容				②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み		②確保の内容			②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①		
		基本型・特定型	母子保健型	合計	基本型・特定型	母子保健型	合計	保育所等による		子育て短期(トフライイト)	合計		保育所等による	子育て短期(トフライイト)	合計	①量の見込み	②確保の内容						
		箇所										人日(年間延べ利用人数)			人日(年間延べ利用人数)						人(実人員)		
松山市	1	R2	3	5	8	3	5	8	0	428,123	428,123	0	78,997	0	78,997	78,997	0	78,997	0	3,641	3,641	0	
	2	R3	3	5	8	3	5	8	0	419,132	419,132	0	78,317	0	78,317	78,317	0	78,317	0	3,563	3,563	0	
	3	R4	3	5	8	3	5	8	0	412,846	412,846	0	78,227	0	78,227	78,227	0	78,227	0	3,511	3,511	0	
	4	R5	3	5	8	3	5	8	0	405,001	405,001	0	77,785	0	77,785	77,785	0	77,785	0	3,443	3,443	0	
	5	R6	3	5	8	3	5	8	0	399,333	399,333	0	77,864	0	77,864	77,864	0	77,864	0	3,395	3,395	0	
今治市	1	R2	2	1	3	2	1	3	0	142,616	267,200	124,584	31,722	0	31,722	36,600	0	36,600	4,878	627	627	0	
	2	R3	2	1	3	2	1	3	0	140,231	262,500	122,269	31,120	0	31,120	36,000	0	36,000	4,880	615	615	0	
	3	R4	2	1	3	2	1	3	0	133,754	250,400	116,646	30,362	0	30,362	35,200	0	35,200	4,838	598	598	0	
	4	R5	2	1	3	2	1	3	0	128,818	241,200	112,382	29,722	0	29,722	34,500	0	34,500	4,778	584	584	0	
	5	R6	2	1	3	2	1	3	0	126,698	237,300	110,602	29,360	0	29,360	34,000	0	34,000	4,640	576	576	0	
宇和島市	1	R2	1	1	2	1	1	2	0	10,449	10,449	0	1,747	0	1,747	1,747	0	1,747	0	394	394	0	
	2	R3	1	1	2	1	1	2	0	10,087	10,087	0	1,693	0	1,693	1,693	0	1,693	0	382	382	0	
	3	R4	1	1	2	1	1	2	0	9,738	9,738	0	1,641	0	1,641	1,641	0	1,641	0	370	370	0	
	4	R5	1	1	2	1	1	2	0	9,400	9,400	0	1,590	0	1,590	1,590	0	1,590	0	359	359	0	
	5	R6	1	1	2	1	1	2	0	9,075	9,075	0	1,540	0	1,540	1,540	0	1,540	0	348	348	0	
八幡浜市	1	R2	1	1	2	0	1	1	△ 1	2,759	2,759	0	2,950	0	2,950	2,950	0	2,950	0	30	30	0	
	2	R3	1	1	2	0	1	1	△ 1	2,769	2,769	0	2,865	0	2,865	2,865	0	2,865	0	30	30	0	
	3	R4	1	1	2	0	1	1	△ 1	2,664	2,664	0	2,770	0	2,770	2,770	0	2,770	0	29	29	0	
	4	R5	1	1	2	0	1	1	△ 1	2,569	2,569	0	2,665	0	2,665	2,665	0	2,665	0	28	28	0	
	5	R6	1	1	2	0	1	1	△ 1	2,389	2,389	0	2,524	0	2,524	2,524	0	2,524	0	25	25	0	
新居浜市	1	R2	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	0	11,100	4,080	388	390	2	
	2	R3	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	0	11,100	4,080	378	380	2	
	3	R4	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	0	11,100	4,080	371	373	2	
	4	R5	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	0	11,100	4,080	363	365	2	
	5	R6	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	0	11,100	4,080	357	359	2	
西条市	1	R2	1	2	3	1	2	3	0	5,855	5,855	0	5,600	0	5,600	5,600	0	5,600	0	344	344	0	
	2	R3	2	2	4	2	2	4	0	5,874	5,874	0	5,535	0	5,535	5,535	0	5,535	0	340	340	0	
	3	R4	2	2	4	2	2	4	0	5,671	5,671	0	5,424	0	5,424	5,424	0	5,424	0	333	333	0	
	4	R5	2	2	4	2	2	4	0	5,614	5,614	0	5,344	0	5,344	5,344	0	5,344	0	329	329	0	
	5	R6	2	2	4	2	2	4	0	5,469	5,469	0	5,212	0	5,212	5,212	0	5,212	0	321	321	0	
大洲市	1	R2	0	1	1	0	0	0	△ 1	6,300	6,300	0	1,568	0	1,568	1,568	0	1,568	0	60	60	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	6,615	6,615	0	1,537	0	1,537	1,537	0	1,537	0	58	58	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	6,946	6,946	0	1,506	0	1,506	1,506	0	1,506	0	56	56	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	7,293	7,293	0	1,476	0	1,476	1,476	0	1,476	0	54	54	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	7,658	7,658	0	1,446	0	1,446	1,446	0	1,446	0	53	53	0	
伊予市	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	15,142	15,142	0	2,500	0	2,500	2,500	0	2,500	0	237	237	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	15,010	15,010	0	2,500	0	2,500	2,500	0	2,500	0	234	234	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	14,896	14,896	0	2,500	0	2,500	2,500	0	2,500	0	229	229	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	14,978	14,978	0	2,500	0	2,500	2,500	0	2,500	0	231	231	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	14,998	14,998	0	2,500	0	2,500	2,500	0	2,500	0	232	232	0	
四国中央市	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	13,560	13,560	0	6,548	0	6,548	6,548	0	6,548	0	353	353	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	12,698	12,698	0	6,294	0	6,294	6,294	0	6,294	0	340	340	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	12,303	12,303	0	6,109	0	6,109	6,109	0	6,109	0	330	330	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	19,535	19,535	0	5,893	0	5,893	5,893	0	5,893	0	800	800	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	19,391	19,391	0	5,813	0	5,813	5,813	0	5,813	0	800	800	0	
西予市	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	3,800	3,800	0	881	0	881	881	0	881	0	102	102	0	
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	3,850	3,850	0	947	0	947	947	0	947	0	104	104	0	
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	3,900	3,900	0	990	0	990	990	0	990	0	105	105	0	
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	3,900	3,900	0	990	0	990	990	0	990	0	105	105	0	
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	3,900	3,900	0	990	0	990	990	0	990	0	106	106	0	
東温市	1	R2	1	1	2	1	1	2	0	18,616	18,616	0	2,068	0	2,068	2,068	0	2,068	0	240	240	0	
	2	R3	1	1	2	1	1	2	0	18,606	18,606	0	2,058	0	2,058	2,058	0	2,058	0	238	238	0	
	3	R4	1	1	2	1	1	2	0	18,350	18,350	0	2,053	0	2,053	2,053	0	2,053	0	241	241	0	
	4	R5	1	1	2	1	1	2	0	17,641	17,641	0	2,001	0	2,001	2,001	0	2,001	0	239	239	0	
	5	R6	1	1	2	1	1	2	0	17,654	17,654	0	1,949	0	1,949	1,949	0	1,949	0	237	237	0	

(別表 3)

区 域	年 目	年 度	4. 病児・病後児保育事業						5. 地域子育て支援 拠点事業			6. ファミリーサポートセンター事 業(病児・緊急対応事業を除く)			7. 子育て短期 支援事業 (ショートステイ)			8. 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)						
			①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の 見込み	②確保の 内容	②-①	①量の 見込み	②確保の 内容	②-①	①量の 見込み	②確保の 内容	②-①	①量の見込み				②確保 の内容	②-①
			病児・病 後児保育	ファミサポ (病児)	合計	病児・病 後児保育	ファミサポ (病児)	合計											小学1～ 3年	小学4～ 6年	合計			
			人日(年間延べ利用人数)						箇所	人日(年間延べ利用人数)			人日(年間延べ利用人数)			人(②は登録児童数)								
松山市	1	R2	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,992	7,992	0	518	518	0	4,729	1,100	5,829	5,829	0	
	2	R3	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,884	7,884	0	511	511	0	4,892	1,133	6,025	6,025	0	
	3	R4	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,776	7,776	0	504	504	0	5,007	1,205	6,212	6,212	0	
	4	R5	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,680	7,680	0	498	498	0	5,069	1,254	6,323	6,323	0	
	5	R6	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,584	7,584	0	491	491	0	5,162	1,277	6,439	6,439	0	
今治市	1	R2	3,325	0	3,325	2,400	0	2,400	△ 925	9	9	0	2,049	2,049	0	18	18	0	1,421	201	1,622	1,480	△ 142	
	2	R3	3,263	0	3,263	2,400	0	2,400	△ 863	9	9	0	1,919	1,919	0	18	18	0	1,324	197	1,521	1,480	△ 41	
	3	R4	3,174	0	3,174	2,400	0	2,400	△ 774	9	9	0	1,882	1,882	0	17	17	0	1,397	190	1,587	1,510	△ 77	
	4	R5	3,096	0	3,096	3,600	0	3,600	504	10	10	0	1,859	1,859	0	17	17	0	1,293	224	1,517	1,580	63	
	5	R6	3,057	0	3,057	3,600	0	3,600	543	10	10	0	1,841	1,841	0	17	17	0	1,258	216	1,474	1,580	106	
宇和島市	1	R2	598	0	598	598	0	598	0	6	6	0	973	973	0	19	19	0	507	104	611	611	0	
	2	R3	582	0	582	582	0	582	0	6	6	0	946	946	0	19	19	0	518	106	624	624	0	
	3	R4	566	0	566	566	0	566	0	7	7	0	920	920	0	18	18	0	532	109	641	641	0	
	4	R5	551	0	551	551	0	551	0	8	8	0	895	895	0	18	18	0	541	111	652	652	0	
	5	R6	535	0	535	535	0	535	0	8	8	0	870	870	0	17	17	0	562	115	677	677	0	
八幡浜市	1	R2	543	0	543	1,152	0	1,152	609	2	2	0	1,300	1,300	0	2	2	0	212	36	248	265	17	
	2	R3	525	0	525	1,152	0	1,152	627	2	2	0	1,144	1,144	0	2	2	0	189	35	224	265	41	
	3	R4	506	0	506	1,152	0	1,152	646	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	185	33	218	265	47	
	4	R5	485	0	485	1,152	0	1,152	667	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	182	32	214	265	51	
	5	R6	457	0	457	1,152	0	1,152	695	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	183	29	212	265	53	
新居浜市	1	R2	381	0	381	960	0	960	579	8	8	0	213	213	0	0	0	0	1,364	715	2,079	2,079	0	
	2	R3	371	0	371	960	0	960	589	8	8	0	209	209	0	0	0	0	1,345	695	2,040	2,040	0	
	3	R4	365	0	365	960	0	960	595	8	8	0	204	204	0	0	0	0	1,310	679	1,989	1,989	0	
	4	R5	356	0	356	960	0	960	604	8	8	0	198	198	0	0	0	0	1,279	660	1,939	1,939	0	
	5	R6	350	0	350	960	0	960	610	8	8	0	193	193	0	0	0	0	1,235	651	1,886	1,886	0	
西条市	1	R2	1,423	0	1,423	1,423	0	1,423	0	8	8	0	1,295	1,295	0	349	349	0	1,428	445	1,873	1,873	0	
	2	R3	1,407	0	1,407	1,407	0	1,407	0	8	8	0	1,267	1,267	0	345	345	0	1,359	442	1,801	1,801	0	
	3	R4	1,379	0	1,379	1,379	0	1,379	0	8	8	0	1,239	1,239	0	337	337	0	1,325	431	1,756	1,756	0	
	4	R5	1,359	0	1,359	1,359	0	1,359	0	8	8	0	1,214	1,214	0	332	332	0	1,263	429	1,692	1,692	0	
	5	R6	1,325	0	1,325	1,325	0	1,325	0	8	8	0	1,185	1,185	0	323	323	0	1,268	405	1,673	1,673	0	
大洲市	1	R2	1,937	0	1,937	980	0	980	△ 957	4	4	0	116	116	0	0	0	0	289	30	319	319	0	
	2	R3	1,846	0	1,846	980	0	980	△ 866	4	4	0	111	111	0	0	0	0	299	30	329	329	0	
	3	R4	1,792	0	1,792	980	0	980	△ 812	4	4	0	108	108	0	0	0	0	308	31	339	339	0	
	4	R5	1,721	0	1,721	980	0	980	△ 741	4	4	0	103	103	0	0	0	0	317	32	349	349	0	
	5	R6	1,685	0	1,685	980	0	980	△ 705	4	4	0	101	101	0	0	0	0	326	33	359	359	0	
伊予市	1	R2	844	0	844	844	0	844	0	1	1	0	1,140	1,140	0	81	0	△ 81	390	60	450	450	0	
	2	R3	832	0	832	832	0	832	0	1	1	0	1,146	1,146	0	80	0	△ 80	390	60	450	450	0	
	3	R4	817	0	817	817	0	817	0	1	1	0	1,147	1,147	0	78	0	△ 78	390	60	450	450	0	
	4	R5	824	0	824	824	0	824	0	1	1	0	1,097	1,097	0	79	0	△ 79	390	60	450	450	0	
	5	R6	826	0	826	826	0	826	0	1	1	0	1,075	1,075	0	79	0	△ 79	390	60	450	450	0	
四国中央市	1	R2	268	0	268	268	0	268	0	6	6	0	992	992	0	0	0	0	946	182	1,128	1,057	△ 71	
	2	R3	258	0	258	258	0	258	0	6	6	0	963	963	0	0	0	0	930	174	1,104	1,057	△ 47	
	3	R4	251	0	251	251	0	251	0	6	6	0	934	934	0	0	0	0	879	173	1,052	1,052	0	
	4	R5	242	0	242	242	0	242	0	6	6	0	903	903	0	0	0	0	860	166	1,026	1,026	0	
	5	R6	238	0	238	238	0	238	0	6	6	0	867	867	0	0	0	0	804	163	967	967	0	
西予市	1	R2	1,250	0	1,250	1,250	0	1,250	0	3	3	0	15	15	0	4	4	0	271	45	316	316	0	
	2	R3	1,280	0	1,280	1,280	0	1,280	0	3	3	0	14	14	0	5	5	0	291	45	336	336	0	
	3	R4	1,300	0	1,300	1,300	0	1,300	0	3	3	0	14	14	0	5	5	0	304	45	349	349	0	
	4	R5	1,300	0	1,300	1,300	0	1,300	0	3	3	0	13	13	0	6	6	0	304	45	349	349	0	
	5	R6	1,300	0	1,300	1,300	0	1,300	0	3	3	0	12	12	0	7	7	0	304	45	349	349	0	
東温市	1	R2	501	0	501	501	0	501	0	1	1	0	1,290	1,290	0	5	0	△ 5	421	174	595	601	6	
	2	R3	494	0	494	494	0	494	0	1	1	0	1,268	1,268	0	5	0	△ 5	423	184	607	613	6	
	3	R4	497	0	497	497	0	497	0	1	1	0	1,193	1,193	0	5	0	△ 5	393	184	577	588	11	
	4	R5	488	0	488	488	0	488	0	1	1	0	1,197	1,197	0	5	0	△ 5	400	182	582	590	8	
	5	R6	478	0	478	478	0	478	0	1	1	0	1,193	1,193	0	5	0	△ 5	406	179	585	595	10	

市町地域子ども・子育て支援事業

区 域	年 目	年 度	1. 利用者支援事業							2. 一時預かり事業 (幼稚園型)			2-1. 一時預かり事業(その他)						3. 延長保育				
			①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	
			基本型・ 特定型	母子保 健型	合計	基本型・ 特定型	母子保 健型	合計					保育所等 による	子育て短 期(トワイ ライト)	合計	保育所等 による	子育て短 期(トワイ ライト)	合計					①量の見 込み
			箇所							人日(年間延べ利用人数)									人日(年間延べ利用人数)				
上 島 町	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 万 高 原 町	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	26	26	0	352	0	352	352	0	352	0	22	22	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	23	23	0	333	0	333	333	0	333	0	21	21	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	23	23	0	312	0	312	312	0	312	0	20	20	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	22	22	0	306	0	306	306	0	306	0	19	19	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	22	22	0	303	0	303	303	0	303	0	19	19	0	
松 前 町	1	R2	1	0	1	1	0	1	0	14,025	24,000	9,975	1,785	0	1,785	1,700	0	1,700	△ 85	72	61	△ 11	
	2	R3	1	0	1	1	0	1	0	14,580	24,000	9,420	1,887	0	1,887	1,750	0	1,750	△ 137	86	86	0	
	3	R4	1	0	1	1	0	1	0	14,760	24,000	9,240	1,884	0	1,884	1,800	0	1,800	△ 84	88	88	0	
	4	R5	1	0	1	1	0	1	0	14,545	24,000	9,455	1,857	0	1,857	1,850	0	1,850	△ 7	87	87	0	
	5	R6	1	0	1	1	0	1	0	13,848	24,000	10,152	1,800	0	1,800	1,900	0	1,900	100	85	85	0	
砥 部 町	1	R2	1	1	2	1	1	2	0	3,777	3,777	0	5,669	0	5,669	5,669	0	5,669	0	244	244	0	
	2	R3	1	1	2	1	1	2	0	3,716	3,716	0	5,529	0	5,529	5,529	0	5,529	0	238	238	0	
	3	R4	1	1	2	1	1	2	0	3,786	3,786	0	5,485	0	5,485	5,485	0	5,485	0	238	238	0	
	4	R5	1	1	2	1	1	2	0	3,802	3,802	0	5,460	0	5,460	5,460	0	5,460	0	237	237	0	
	5	R6	1	1	2	1	1	2	0	3,761	3,761	0	5,330	0	5,330	5,330	0	5,330	0	232	232	0	
内 子 町	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	8,273	120	△ 8,153	5,417	0	5,417	5,417	0	5,417	0	20	20	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	8,007	120	△ 7,887	5,328	0	5,328	5,328	0	5,328	0	20	20	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	8,619	120	△ 8,499	5,317	0	5,317	5,317	0	5,317	0	20	20	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	8,618	240	△ 8,378	5,196	0	5,196	5,196	0	5,196	0	19	19	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	8,275	240	△ 8,035	5,067	0	5,067	5,067	0	5,067	0	19	19	0	
伊 方 町	1	R2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	35	0	35	35	0	35	0	16	16	0	
	2	R3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	35	0	35	35	0	35	0	16	16	0	
	3	R4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	16	16	0	
	4	R5	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	14	14	0	
	5	R6	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	16	16	0	
松 野 町	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	188	0	188	190	0	190	2	0	0	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	190	0	190	190	0	190	0	0	0	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	187	0	187	190	0	190	3	0	0	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	185	0	185	190	0	190	5	0	0	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	183	0	183	190	0	190	7	0	0	0	
鬼 北 町	1	R2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,250	0	1,250	0	0	△ 1,250	95	0	△ 95		
	2	R3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,148	0	1,148	0	0	△ 1,148	92	0	△ 92		
	3	R4	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,032	0	1,032	0	0	△ 1,032	89	0	△ 89		
	4	R5	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,055	0	1,055	1,260	0	1,260	205	88	90	2	
	5	R6	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,098	0	1,098	1,260	0	1,260	162	88	90	2	
愛 南 町	1	R2	0	1	1	0	1	1	0	3,271	6,480	3,209	1,038	0	1,038	3,456	0	3,456	2,418	89	89	0	
	2	R3	0	1	1	0	1	1	0	2,918	5,760	2,842	944	0	944	3,456	0	3,456	2,512	80	80	0	
	3	R4	0	1	1	0	1	1	0	2,685	5,280	2,595	878	0	878	3,456	0	3,456	2,578	75	75	0	
	4	R5	0	1	1	0	1	1	0	2,563	5,040	2,477	824	0	824	3,456	0	3,456	2,632	70	70	0	
	5	R6	0	1	1	0	1	1	0	2,354	4,560	2,206	769	0	769	3,456	0	3,456	2,687	65	65	0	
合 計	1	R2	14	20	34	13	20	33	△ 1	676,592	806,207	129,615	157,335	0	157,335	167,378	0	167,378	10,043	6,974	6,870	△ 104	
	2	R3	15	20	35	14	21	35	0	664,116	790,760	126,644	155,280	0	155,280	165,467	0	165,467	10,187	6,835	6,745	△ 90	
	3	R4	15	20	35	14	21	35	0	650,941	770,923	119,982	153,729	0	153,729	164,112	0	164,112	10,383	6,719	6,632	△ 87	
	4	R5	15	20	35	14	21	35	0	644,299	760,235	115,936	151,901	0	151,901	163,594	0	163,594	11,693	7,069	7,073	4	
	5	R6	15	20	35	14	21	35	0	634,825	749,750	114,925	150,800	0	150,800	162,476	0	162,476	11,676	6,974	6,978	4	

(別表3)

区域	年 目	年 度	4. 病児・病後児保育事業						5. 地域子育て支援 拠点事業			6. ファミリーサポート・センター事 業(病児・緊急対応事業を除く)			7. 子育て短期 支援事業 (シヨートステイ)			8. 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)						
			①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見込み				②確保 の内容	②-①
			病児・病 後児保育	ファミサポ (病児)	合計	病児・病 後児保育	ファミサポ (病児)	合計											小学1~ 3年	小学4~ 6年	合計			
			人日(年間延べ利用人数)						箇所			人日(年間延べ利用人数)			人日(年間延べ利用人数)			人(②は登録児童数)						
上島町	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	19	45	26	
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	20	45	25	
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	19	45	26	
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	19	45	26	
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3	18	45	27	
久万高原町	1	R2	10	0	10	10	0	10	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	37	25	62	90	28	
	2	R3	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	36	25	61	90	29	
	3	R4	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	20	0	△ 20	1	0	△ 1	42	21	63	90	27	
	4	R5	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	43	21	64	90	26	
	5	R6	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	39	22	61	90	29	
松前町	1	R2	662	0	662	1,100	30	1,130	468	1	1	0	1,904	1,800	△ 104	0	0	0	324	151	475	440	△ 35	
	2	R3	741	0	741	1,100	30	1,130	389	1	1	0	2,049	1,900	△ 149	0	0	0	322	151	473	440	△ 33	
	3	R4	748	0	748	1,100	30	1,130	382	1	1	0	2,044	2,000	△ 44	0	0	0	311	153	464	480	16	
	4	R5	739	0	739	1,100	30	1,130	391	1	1	0	2,016	2,100	84	0	0	0	310	158	468	480	12	
	5	R6	716	0	716	1,100	30	1,130	414	1	1	0	1,954	2,200	246	0	0	0	322	157	479	480	1	
砥部町	1	R2	150	10	160	150	10	160	0	2	2	0	1,464	1,464	0	10	0	△ 10	203	35	238	270	32	
	2	R3	170	10	180	170	10	180	0	2	2	0	1,428	1,428	0	10	0	△ 10	195	34	229	270	41	
	3	R4	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,416	1,416	0	10	0	△ 10	189	34	223	270	47	
	4	R5	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,392	1,392	0	0	0	0	227	38	265	265	0	
	5	R6	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	1,416	1,416	0	0	0	0	227	38	265	265	0	
内子町	1	R2	150	0	150	0	0	0	△ 150	1	1	0	0	0	0	0	0	0	105	24	129	60	△ 69	
	2	R3	148	0	148	0	0	0	△ 148	1	1	0	0	0	0	0	0	0	98	25	123	60	△ 63	
	3	R4	148	0	148	0	0	0	△ 148	1	1	0	0	0	0	0	0	0	90	24	114	60	△ 54	
	4	R5	144	0	144	0	0	0	△ 144	1	1	0	0	0	0	0	0	0	83	24	107	138	31	
	5	R6	140	0	140	0	0	0	△ 140	1	1	0	0	0	0	0	0	0	81	22	103	138	35	
伊方町	1	R2	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	74	6	80	90	10	
	2	R3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	65	6	71	90	19	
	3	R4	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	64	6	70	90	20	
	4	R5	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	55	6	61	90	29	
	5	R6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	50	5	55	90	35	
松野町	1	R2	262	0	262	0	0	0	△ 262	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20	10	30	40	10	
	2	R3	254	0	254	0	0	0	△ 254	1	1	0	0	0	0	0	0	0	19	10	29	40	11	
	3	R4	243	0	243	0	0	0	△ 243	1	1	0	0	0	0	0	0	0	19	10	29	40	11	
	4	R5	227	0	227	0	0	0	△ 227	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18	9	27	40	13	
	5	R6	208	0	208	0	0	0	△ 208	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18	9	27	40	13	
鬼北町	1	R2	318	0	318	0	0	0	△ 318	1	1	0	0	0	0	36	36	0	35	6	41	50	9	
	2	R3	310	0	310	0	0	0	△ 310	1	1	0	0	0	0	36	36	0	39	8	47	50	3	
	3	R4	299	0	299	0	0	0	△ 299	1	1	0	0	0	0	36	36	0	39	7	46	50	4	
	4	R5	296	0	296	0	0	0	△ 296	1	1	0	0	0	0	36	36	0	32	6	38	50	12	
	5	R6	296	0	296	0	0	0	△ 296	1	1	0	0	0	0	36	36	0	29	7	36	50	14	
愛南町	1	R2	623	0	623	1,056	0	1,056	433	3	3	0	0	0	0	0	0	0	129	77	206	110	△ 96	
	2	R3	563	0	563	1,056	0	1,056	493	3	3	0	0	0	0	0	0	0	127	74	201	110	△ 91	
	3	R4	522	0	522	1,056	0	1,056	534	3	3	0	0	0	0	0	0	0	113	79	192	110	△ 82	
	4	R5	492	0	492	1,056	0	1,056	564	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100	76	176	110	△ 66	
	5	R6	458	0	458	1,056	0	1,056	598	3	3	0	0	0	0	0	0	0	89	74	163	110	△ 53	
合計	1	R2	18,775	10	18,785	20,492	40	20,532	1,747	93	93	0	20,764	20,639	△ 125	1,043	946	△ 97	12,922	3,428	16,350	16,075	△ 275	
	2	R3	18,583	10	18,593	20,480	40	20,520	1,927	93	93	0	20,389	20,199	△ 170	1,032	936	△ 96	12,878	3,437	16,315	16,215	△ 100	
	3	R4	18,336	10	18,346	20,457	40	20,497	2,151	94	94	0	19,989	19,925	△ 64	1,013	919	△ 94	12,913	3,477	16,390	16,386	△ 4	
	4	R5	18,048	10	18,058	21,610	40	21,650	3,592	96	96	0	19,678	19,743	65	994	909	△ 85	12,782	3,536	16,318	16,523	205	
	5	R6	17,797	10	17,807	21,548	40	21,588	3,781	96	96	0	19,402	19,629	227	978	893	△ 85	12,768	3,510	16,278	16,548	270	

第8章

計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

- (1) 県の役割
- (2) 市町に期待する役割
- (3) 家庭に期待する役割
- (4) 企業（事業所）に期待する役割
- (5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

2 計画の推進体制

- (1) 愛媛県子ども・子育て会議
- (2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
- (3) 市町・関係団体等との連携

第8章 計画の推進

子育ての第一義的な責任が保護者にあることはいうまでもありませんが、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感の増大とともに、そのニーズの多様化がみられることから、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるためには、行政による各種施策はもとより、家庭、職場、地域などの各主体がそれぞれの立場でその責任と役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

第5章において、県が今後取り組んでいく具体的な施策を提示しましたが、本章では、これらの取り組みを進めていく上において、県の役割や企業、地域活動団体等に期待する役割と、計画を推進していくための体制を示します。

1 計画推進のための各主体の役割

(1) 県の役割

- 次世代育成に関する県民の当事者意識を広く喚起し、各種取り組みへの自発的・積極的な参加を促すため、あらゆる機会を通じて、計画に掲げた施策の周知等に努めます。
- 関係各課で構成した庁内組織により、全庁的に取り組んでいくとともに、取り組みに当たっては、市町や地域活動団体等と緊密な連携を図ります。
- 計画の進捗状況について、毎年度、点検評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改正等に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。
- 国に対して、子どもを生み育てることについての経済的支援や子育て支援サービスの充実などについて、必要な働きかけを行います。

(2) 市町に期待する役割

- 次世代育成支援対策を推進するためには、住民にとって一番身近な自治体である市町の果たす役割が極めて重要です。このため、地域の実情やニーズに即した実効性ある施策をきめ細かく展開していただくようお願いします。
- 県計画について、住民等へ積極的に周知していただくとともに、その着実な推進に理解と協力をお願いします。

(3) 家庭に期待する役割

- 家庭は、子育ての第一義的責任を負っています。子どもが、日常生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけるとともに、個性や能力を伸ばしていけるような関わりやふれあいをお願いします。
- 家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を分担し、支え合っていくことが重要です。特に、父親が家事・育児に積極的に関わっていただくことを望みます。
- 子育てと仕事の両立を実現していくために、自らの働き方を見直すとともに、育児休業などの各種支援制度を積極的に取得・利用していただくようお願いします。

す。こうした一人ひとりの行動が、企業風土や社会の流れを変えていく第一歩となります。

- 子育てに関する不安や悩み、更には具体的な支援要望などがありましたら、遠慮なく行政機関や地域活動団体等へ相談していただくようお願いします。

(4) 企業（事業所）に期待する役割

- 子育てと仕事の両立を図る上で、企業の果たす役割は極めて重要です。子育て家庭で男女が協力して家事や育児に参加できるよう、労働時間の短縮、育児休業、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。
- 地域における子育て支援活動への労働者の参加を支援するなど、子どもや子育てに関する社会貢献活動を積極的に展開していただくとともに、官民連携事業への理解と協力をいただきますようお願いします。
- 次世代法に基づく「一般事業主行動計画」（常時 101 人以上の労働者を雇用する事業主は義務付け、100 人以下は努力義務）を策定し、その着実な推進を図っていただくようお願いします。

(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

- 子どもは社会の宝であるという考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していただくようお願いします。
- それぞれの地域において、子育て家庭や学校・関係団体などが連携し、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等を通じて、子どもや大人が交流し合う心豊かなコミュニティづくりを進めていただくようお願いします。
- 子どもの健全育成や交通事故防止の取組み、さらには子どもを犯罪から守るための取組み等を、地域全体で積極的に進めていただくようお願いします。

2 計画の推進体制

(1) 愛媛県子ども・子育て会議

愛媛県子ども・子育て会議条例に基づき、保護者や子育て支援者、事業主・労働者の代表者、学識経験者で構成する「愛媛県子ども・子育て会議」を設置しています。

当会議において、計画の総合的な進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等について審議を行います。

(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課の課長等で構成する「愛媛県少子化対策推進連絡会議」を設置しています。

当連絡会議は、計画の推進に向けて、庁内における各種事業の調整や協議等を行い、全庁的な推進体制の要となるものです。

(3) 市町・関係団体等との連携

本計画の実効性を高めるためには、各市町の行う事業の実施を積極的に支援するほか、NPOやボランティア団体等との協働が不可欠であることから、計画に掲げる各種取組みを進めていくに当たっては、市町や関係団体等との連携を緊密にし、情報交換等に積極的に努めるとともに、必要に応じ支援等を行っていきます。

また、官民共同による本県オリジナルの子育て支援策を展開するために創設された「子どもの愛顔応援ファンド」の活用にあたっては、市町や関係団体等で構成する「愛媛県子どもの愛顔応援県民会議」での協議も踏まえ、子育て世帯や子どもへの支援、地域における子どもの支援活動の拡充に取り組んでいきます。

参 考 資 料

- 1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿
- 2 用語解説
- 3 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況（平成30年度末現在）
- 4 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿

○愛媛県子ども・子育て会議

分野	氏名	役職	備考
学識経験者	金子 省子	愛媛大学教育学部教授	
	友川 礼	松山東雲女子大学准教授	
子ども・子育て支援事業従事者	八木 幸美	愛媛県保育協議会副会長	
	二宮 一朗	愛媛県私立幼稚園協会理事長	
	敷村 一元	えひめこどもの城園長	
	小西 佳子	一般財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会会長	
子どもの保護者	上田 晴雄	愛媛県小児科医会理事	
	神野 文	愛媛県PTA連合会副会長	
事業主代表者	伊藤 悟志	公募委員	
	池田 弘美	一般社団法人愛媛県法人会連合会女性部会長	
労働者代表者	白石 浩司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
関係行政機関職員	渡部 仁司	愛媛労働局雇用環境・均等室長	
	高橋 邦光	松山市子ども家庭部子どもえがお課長	

○愛媛県少子化対策推進連絡会議

役職	所属及び職名
会長	保健福祉部 生きがい推進局長
副会長	保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 少子化対策推進マネージャー
会員	総務部 総務管理局 私学文書課長
	企画振興部 政策企画局 総合政策課長
	県民環境部 防災局 消防防災安全課長
	保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課長
	保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課長
	保健福祉部 健康衛生局 健康増進課長
	保健福祉部 健康衛生局 男女参画・子育て支援課長
	保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課長
	経済労働部 産業雇用局 労政雇用課長
	農林水産部 農業振興局 農産園芸課長
	土木部 道路都市局 建築住宅課長
	教育委員会事務局 管理部 社会教育課長
	教育委員会事務局 指導部 義務教育課長
	教育委員会事務局 指導部 高校教育課長
警察本部 生活安全部 生活安全企画課長	

2 用語解説

■ アルファベット ■■■

LED信号機 (P97)

発光光源として LED（発光ダイオード：Light Emitting Diode）を用いた信号機で、従来の白熱電球を発光光源とした信号機と比べ、長寿命、省電力であるほか、疑似点灯（太陽光が当たった場合に信号機が点灯しているように見える現象）の防止効果等の利点がある。

MFICU（母体・胎児集中治療室）(P64)

切迫早産や胎児異常などの重篤な母体・胎児に対して、高度な医療の中で集中治療できる施設。

NICU（新生児集中治療室）(P64)

小さく生まれた、予定より早く生まれた、病気を持って生まれた等の新生児に対して、高度な医療の中で集中治療ができる施設。

■ あ行 ■■■

一般事業主行動計画（次世代法）(P102、150)

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって策定するもの。計画期間や目標、その達成のための対策と実施時期を定める。従業員 101 人以上の事業主は策定・届出、公表・周知の義務を、同 100 人以下の事業主は努力義務を負う。

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）(P101)

女性活躍推進法に基づき、事業主が策定するもので、職場の女性活躍に関する状況の把握・課題の分析等を行い、計画期間や数値目標、取組内容、取組の実施時期を定める。従業員 301 人以上の事業主は策定義務を、同 100 人以下の事業主は策定の努力義務を負う。令和元年 6 月に改正法が公布され、令和 4 年 4 月 1 日より 101 人以上の事業所に行動計画の策定義務の対象が拡大される予定。

医療的ケア児 (P66、90)

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

インターンシップ (P79)

生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

愛顔（えがお）の子育て応援事業 (P68)

県内紙おむつメーカー、市町と県との官民協働により、第 2 子以降を出生された世帯に、紙おむつ製品の購入の際に利用できる 5 万円分（約 1 年分）のクーポン券を交付する事業。

えひめ学園 (P87)

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどにより、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童自立支援施設として県が設置している施設。

えひめ学校教育サポーター企業 (P80、81)

出前授業や施設見学等を通して、教育活動を支援する企業・団体等のこと。データベースに登録してホームページに掲載し、各学校に情報提供をしている。

えひめ教育月間 (P66)

「えひめ教育の日」と併せ、毎年 11 月を「えひめ教育月間」と定め、各学校や教育関係団体等が地域等において関連行事を集中的に実施し、県民の積極的な参加を促すこととしている。

えひめ教育の日 (P66)

教育に対する県民の意識・関心を高め、学校や行政だけでなく、家庭や地域などが一体となって、本県教育の推進を図るため、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、行動する契機となる日として、平成 20 年に、教育関係団体で組織する『えひめ教育の日』推進会議が、毎年 11 月 1 日（県及び市町の教育委員会の発足日）を「えひめ教育の日」と定めた。

えひめ結婚支援センター (P37、38、59)

未婚化・晩婚化対策のため、愛媛県が平成 20 年 11 月に開設した公的機関。企業・団体、市町、ボランティアなどと連携しながら、結婚支援イベント開催や 1 対 1 のお見合い（愛結び）を通じた出会いの場を提供している。

URL <https://www.msc-ehime.jp/>（えひめ結婚支援センターHP）

愛媛県社会的養育推進計画 (P4)

家庭養育優先原則を念頭に、子どもの最善の利益の実現に向けて、愛媛県における社会的養育の体制整備や考え方をまとめた計画。子どもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合については、児童養護施設や里親等の関係機関の協力の下、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を目指している。

愛媛県少子化対策推進条例 (P4)

社会全体が一体となってさまざまな分野で少子化対策に取り組み、県民が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、平成 26 年 9 月議会で議員提案され、同年 10 月 17 日に公布・施行。

愛媛県総合教育センター (P67、110)

教育に関する専門的な調査及び研究、教職員の研修、教育相談などに関する業務を行う施設。教育相談は、月～金曜日（年末年始、祝日を除く。）の 8:30～17:15 に受け付けている。

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例 (P95)

県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的に、「えひめ力の総結集」による自主防犯活動の推進を理念とし、県の責務、県民及び事業者の役割、地域活動団体の取組、市町への支援及び協力、協議会等の推進体制の整備などの基本事項を定めた条例。(平成25年4月1日施行)

愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P50)

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本県の目指す将来の方向性を示す「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた目標や具体的施策を示し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくための戦略。

愛媛県保育士・保育所支援センター (P134)

潜在保育士の再就職や、保育士資格取得を支援することにより、子どもを安心して育てることが出来る体制を整備することを目的とした施設。センターの運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

愛媛県母子保健計画 (P4)

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本として策定する県計画。第2期えひめ・未来・子育てプランに内包して策定している。

えひめ広域スポーツセンター (P79)

総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するための組織。(公財)愛媛県スポーツ振興事業団内に設置しており、ホームページ等による情報提供やクラブの創設・運営に関する助言などを行っている。

えひめ子育て応援企業 (P37、41)

仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業のうち、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の認証基準を満たし、申請に基づき県の認証を受けた企業。令和元年度から仕事と介護の両立支援等の認証基準を加えた「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に改称。

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度 (P41)

仕事と子育て、介護等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業を申請に基づき県が認証するもの。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度等の規定整備、企業としての取組姿勢の明示等の認証基準を満たすと、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証され、さらに男性の育児休業取得等の取組実績があり、働き方の見直しに取り組んでいる企業は、上位認証である「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」として認証される。

えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度 (P83)

学校と警察が相互に児童生徒の問題行動に関する情報交換を行い、連携して非行を防止するなど、児童生

徒の健全育成を推進するための制度。

えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ(媛CC)」(P83)

性暴力に関する相談窓口で、性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、産婦人科医等による医療的支援、臨床心理士等による心理的支援及び弁護士等による法的支援のほか、関係機関への同行支援などワンストップで総合的な支援を行う。

■ か行 ■■■

学校関係者評価 (P73、74、80、105)

保護者、学校評議員、地域住民、その他学校関係者などにより構成された評価委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校が行った自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

学校トラブルサポートチーム (P83)

生徒の重大な問題行動や保護者等から理不尽な要求があった学校を専門的な立場から支援するためのチーム。弁護士、医師、大学教授、警察関係者等の専門家で構成されている。

学校評議員 (P80、81)

地域住民が学校経営に参画する仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された。校長は学校評議員から得た意見を参考にしながら、特色ある開かれた学校づくりを実現していくことができる。

危険ドラッグ (P96)

覚醒剤、大麻等の規制薬物に似た作用をもつ成分や規制薬物そのものが含まれることのある危険な薬物。

キャリア教育 (P40、48、57、90、111、112)

学校等において、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

教育課程説明会 (P79)

学習指導要領に示されている指導する領域や内容を明確にするとともに、地域や学校、児童生徒の実態などを考慮しながら各学校において適切に教育計画を作成するための研究協議を行う会議。

合計特殊出生率 (P3、7、50)

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

構造改革特区制度 (P58)

民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、特定の地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする制度。

URL

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html> (内閣府 HP)

高等職業訓練促進給付金 (P93、121)

児童扶養手当支給の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職を容易にするために必要な資格取得に係る養成訓練の受講期間において支給される給付金。

心と体の健康センター (P65)

精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために設置している。松山市本町7丁目総合保健福祉センター内にある。

子育て世代包括支援センター (P37、64、67、115)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。母子保健法で、市町村は設置に努めることとされており、国では2020年度末までの全国展開を目指している。

子ども家庭総合支援拠点 (P67、86、88、115、119)

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

子どもの愛顔応援ファンド (P68、76、106、109、151)

広く県民や企業・団体の皆様の参画・協力を得て、官民共同による本県独自の子育て支援策や地域の子どもの支援活動の拡充を図るため、令和元年10月に創設。

子供の貧困対策に関する大綱 (P43、109)

子どもの貧困対策の推進に関する法律(昭和26年法律第64号)において、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府が定めることと義務付けられている大綱。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (P4、43、109)

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に整備された法律。

子ども療育センター (P67、89)

肢体不自由児と重症心身障害児の療育を目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設で、医療法に基づく病院としての機能も有する、障害児に対する福祉・保健・医療・教育が連携した総合的なサービスを提供する県内地域療育の拠点として平成19年4月1日に開所した施設。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、児童指導員など、多職種の専門スタッフが、障害の軽減、社会生活に必要な生活習慣の確立などの支援を行っている。

個別の教育支援計画 (P90、91)

障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、

医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。

個別の指導計画 (P90)

子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画等を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

■ さ行 ■■■

里親 (P37、40、76、85~88、117、119)

児童福祉法に規定されている里親制度の下で、要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

次世代育成支援対策推進法(次世代法) (P3、4、102、150)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを定めた法律。平成15年7月16日に公布され、平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成26年4月23日に一部改正され、同法の有効期限は平成37年3月31日まで10年間延長となった。

URL

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai-suis/inhou-gaiyou.html> (厚労省 HP)

次世代育成力 (P51、53、55)

性別や年齢、ライフステージを問わず、次世代に関わり、育むことができる力。

持続可能な開発のための教育 (ESD) (P79)

現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育。

シックハウス症候群 (P99)

居住環境において化学物質等により汚染された空気を起因とした健康障害の総称。近年の住宅の高気密化による換気量の低下や化学物質を多量に用いた建材の使用により、新築や改築後の住宅などで化学物質による室内空気汚染などがあり、居住者に様々な健康被害(疲労感、頭痛、めまい、吐き気、くしゃみ、鼻水、目やのどの痛み、呼吸困難など)が生じている事例がある。

指定管理者 (P99)

平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度であり、公の施設の管理について、従来の公共的団体等への管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任するもの。指定管理者の範囲については特に制約が設けられておらず、民間事業者も含まれる。

児童委員及び主任児童委員 (P67)

児童委員は、子育て、妊娠、出産、母子家庭などに対して、相談・援助、行政サービスの紹介などを行う。主任児童委員は、地域の児童健全育成活動や児童、妊婦等への援助活動などに従事するほか、地域に配置されている児童委員と関係機関との連絡調整なども行う。

児童家庭支援センター (P82、83、87、88、119)

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を必要とする児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的にを行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童福祉法に定める施設。

児童館 (P68、75、99、100、106)

児童福祉法に定める児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

児童虐待 (P27、40、42、44、48、51、53、64、67、85、86、129、138)

保護者により子ども（18歳に満たない者）に加えられた行為で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な育成や発達を損なう場合を言い、生命の危険のある暴行等に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。

児童憲章 (P4)

子どもの健やかな成長を願って昭和26年（1951年）5月5日の「こどもの日」に制定された子どものための権利宣言。子どもの社会保障・家庭・教育・労働・文化・保護などの権利と、それに対する社会の義務と責任をうたっている。

児童センター (P99)

児童館の機能に加え、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持った施設。

児童相談所 (P27、49、82、83、85～87、111、118、119)

児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。児童相談所は、児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に対応し、児童及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助（指導、措置）、児童の一時保護などの業務を行う。

児童の権利に関する条約 (P4、42)

18歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）11月20日に国連総会において全会一致で採択されたもので「子どもの権利条約」とも呼ばれている。我が国は、平成2年（1990年）9月21日に条約に署名、平成6年（1994年）4月22日に批准を行い（世界で158番目）、同年5月22日から発効している。条約では、子どもは、保護され、支援されるべき存在として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の4つの権利を守ることとされている。

URL

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (外務省HP)

児童扶養手当 (P92、116、119、120、122)

ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育者に対して支給される手当。

児童養護施設 (P76、85、87、88、112、116～119、121、124、136)

保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。以下同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護 (P42、119、129)

子どもの最善の利益及び社会全体で子どもを育むことを理念とし、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

周産期医療 (P38、48、64)

周産期とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、周産期医療とは、周産期を含めた前後の期間において、母体・胎児や新生児の生命に関わる突発的な緊急事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した体制で提供する医療をいう。

周産期死亡率 (P38、64)

周産期死亡数は、妊娠満22週以後の死産数と出生後満7日未満の早期新生児死亡数を加えたものであり、周産期死亡率とは、年間の1,000出産に対する周産期死亡数の比率である。なお、出産数は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

就労活動促進費 (P116、120、121)

自ら積極的に就労活動に取り組む被保護者に対して、活動内容をはじめ、一定の条件のもと、月額5千円を支給するもの。

就労自立給付金 (P116、120、121)

保護脱却時に、税や社会保険料等の負担が生じることを踏まえ、保護受給中の就労収入の一部を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給する給付金。

授業評価システムガイドライン (P80)

県内の小中学校において、組織的・継続的な授業改善を行う授業評価システムを構築し、授業評価を基に授業改善が円滑かつ効果的に実施されるよう県教育委員会が平成20年3月に作成したガイドライン。

少年補導委員 (P82)

市町から委嘱され、街頭補導活動や相談活動、補導少年に係る家庭・学校・警察への連絡・通告、環境浄化活動、広報活動を行う者。

少年補導センター (P82)

青少年育成を目的として、市町に設置されている機関。いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動を行う。

食育 (P79、114、117)

健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するもの。

女性活躍推進法 (P101)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表を事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けた法律。平成27年9月に公布・施行された。令和元年6月に改正法が公布され、今後、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが予定されている。

ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター) (P57、58、112、118)

愛媛県が松山市銀天街に設置し、若年者の就職支援や人材育成に向けた取り組みを総合的に実施している。行政や経済団体、企業、教育機関、保護者団体等が一体となって設立した（一社）えひめ若年人材育成推進機構によって運営されている。

自立援助ホーム (P37、40、87、88、119)

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。

自立支援教育訓練給付金 (P121)

児童扶養手当支給の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場

合にその経費の一部を支給する給付金。

自立相談支援機関 (P119)

自立相談支援事業を行う機関であり、福祉事務所設置自治体又は同自治体から委託を受けた団体。

自立相談支援事業 (P115、119、120)

生活困窮者自立支援法に基づく事業で、生活困窮者からの相談を受けて、生活困窮者が抱えている課題に応じた支援計画を策定し、自立に向けて包括的、継続的に支援を行うもの。

新生児死亡率 (P64)

出生1,000人に対する生後4週（28日）未満の死亡数。

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査 (P62、70、71)

生後数日の赤ちゃんの足の裏から、ごく少量の血液をろ紙にしみ込ませて、専門の検査機関に送り、問題となる病気がないかどうか調べる検査のこと。

新・放課後子ども総合プラン (P43、75、116)

「放課後子ども総合プラン」の取組をさらに推進させ、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全小学校区での一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。

スクールカウンセラー (P44、83、110、111、124)

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。

スクールソーシャルワーカー (P44、83、110、111、124)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門家。

健やか親子21（第2次）(P4、117)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向けた国民運動計画。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (P4)

成長過程にある者等に対し必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に、2018年公布・2019年施行された。（略称：成育基本法）国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務を明記し、保護者並びに妊産婦の支援を含め、教育、医療、福祉等、関係分野の連携を規定している。

生活困窮者自立支援法（生活困窮者自立支援制度）(P76、106、115、117、118、119、120)

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立

支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことを定めた法律。(平成27年4月1日施行)

セーフティーリーダー (P96)

交通の安全や円滑のために、各種運動のリーダーとして活躍しているボランティアの人たち。県公安委員会が地域交通安全活動推進委員として委嘱している。

総合型地域スポーツクラブ (P79、113)

地域住民の自主的、主体的な運営により、子どもから高齢者まですべての世代の人が、身近な学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動しているスポーツクラブ。

総合周産期母子医療センター (P64)

MFICUやNICUなどを備え、合併症妊娠や重い妊娠高血圧症候群、切迫早産など、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する周産期医療の中核施設。

■ た行 ■■■■

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」(P4)

10年後の将来像を描いた長期ビジョン編と、その将来像の実現に向け、4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム編により、愛媛づくりの方向性を示した県の長期計画。

タンデムマス法 (P62)

タンデムマスとは「タンデム型質量分析計」という測定機器のことであり、タンデムマス法とは、この機器を使って、血液ろ紙1回の分析でたくさんの病気を調べることができる検査法のこと。

地域周産期母子医療センター (P64)

産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設。

地域若者サポートステーション (P57、111、112)

働くことに悩みを抱えている人やその家族に対し、専門的な相談、各種セミナー、職場体験、他の就労支援機関との連携を通じて、職業的自立を支援する拠点。

低出生体重児 (P62、63、64)

出生児の体重が2,500g未満の新生児のことをいう。出生体重が1,500g未満の新生児を極低出生体重児、1,000g未満の新生児を超低出生体重児といい、低出生体重児には極低出生体重児も超低出生体重児も含まれる。

登下校防犯プラン (P42、95)

平成30年5月、新潟市で下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、登下校時における総合的な防犯対策を強化するため、

- ①地域連携の場の強化

- ②通学路の合同点検の徹底及び整備・改善
- ③不審者情報等の共有及び迅速な対応
- ④多様な担い手による見守り活動の活性化
- ⑤子供の危険回避に関する対策の推進

を柱に、登下校時の子供の安全確保に関する対策を取りまとめたもの。(平成30年6月22日決定) ”

特別支援学校のセンター的機能 (P90)

特別支援学校が有する専門的な知識・技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。小・中学校等の要請に応じて、特別支援教育に関する相談や情報提供、教員に対する研修協力、施設・設備の提供等を行う。

■ な行 ■■■■

ニート (P57、112、118)

NEET (Not in Education, Employment or Training) 非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

乳児死亡率 (P38、64)

出生1,000人に対する生後1年未満の死亡数。

認可外保育施設 (P73、110、139、140)

児童福祉法による認可を受けないで、保護者との私的契約により乳児または幼児を保育する施設で、ベビーホテル・事業所内保育・その他の施設(託児所等)がある。

妊婦の日 (P61)

愛媛県産婦人科医会が中心となり、「いいお産(1103)」の語呂合わせで、毎年11月3日に「良い子を産み育てる妊婦の日」として専門家からのアドバイスやコンサートなどのイベントを実施している。40回以上の歴史を持つ。

■ は行 ■■■■

発達障がい (P62、89)

比較的低年齢で現れ始める行動やコミュニケーション・対人交流、学習の問題を主とする脳の機能障害。広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、注意欠陥多動性障害、学習障害等があり、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合がある。知的な遅れを伴わない場合は、見た目では分かりにくく、周囲の理解が得られにくい。

ひめbos宣言事業所認証制度 (P70)

女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を申請に基づき県が認証するもの。宣言の実施、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備等の認証基準を満たすと、「ひめbos宣言事業所」として認証され、さらに「女性労働者の割合が国の定める平均値以上」等の要件を満たす県内事業所は、上位認証である「スーパープレミアム認証」として認証される。

ファミリーハウスあい (P70)

小児慢性特定疾病児等長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族が付き添いのために滞在できる木造2階建ての宿泊施設で、県立中央病院の南側に位置する。

ファミリーホーム (P40、85、87、88、117、119)

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、養育者の家庭に児童を迎え入れて行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を養うこと等を目的として、児童の養育を行う事業。

フィルタリングサービス (P82)

携帯電話事業者等が提供するサービスで、有害なサイトへのアクセス制限など、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにサポートする。

フッ化物洗口 (P79)

むし歯予防を目的に、一定濃度のフッ化ナトリウムを含む水溶液で30秒～1分間洗口(ぶくぶくうがい)をすること。

不妊専門相談センター (P65)

不妊で悩む夫婦等を対象に、専門の医師等が不妊に関する相談指導・情報提供及び専門相談員の研修等を行う機関。愛媛県では心と体の健康センターに設置している。

フリースクール (P83、113)

一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

フレックスタイム制度 (P102)

一定期間(清算期間)においてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が各日の始業及び終業の時刻、労働時間を自ら決定できる制度。労働者は日々の都合に合わせて、仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

放課後子ども教室 (P75、80、106、113)

すべての子どもを対象に、放課後や週末等に安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進するもの。

放課後児童クラブ (P32、37、39、43、49、75、89、106、114、116、117、136、143、145)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するもの。

放課後児童支援員 (P43、75、89、99)

放課後児童クラブに配置され、クラブに参加する児童の放課後等の遊びや生活を支援する職員で、保育士

などの資格を持ち、知事が行う研修を修了した者。

母子及び父子並びに寡婦福祉法 (P4、116)

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の中心となる法律。平成26年の法改正(平成26年10月1日施行)により、父子家庭への福祉の措置に関する章が創設され、法律名も母子及び寡婦福祉法から改称された。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置) (P102)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

母子父子寡婦福祉資金貸付金 (P113、118)

母子福祉資金は、母子家庭の母に対して必要な資金の貸付けを行い、経済的自立の支援や児童の福祉の増進を図るもの。同様に、父子家庭の父には父子福祉資金、寡婦には寡婦福祉資金の貸付制度がある。

母子・父子自立支援員 (P93、116、119、120、122)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が委嘱する職員。ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。平成26年10月から、母子自立支援員を改称。

母子・父子自立支援プログラム策定員 (P116、119、120)

児童扶養手当受給者の個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、その自立促進を支援する。

■ ま行 ■■■■**まもるくんの車 (P97)**

タクシーや会社等の営業用車両に「まもるくん」ステッカーを貼付し、走行しての見守り・警戒活動によって、登下校中等の子どもを犯罪の被害から守ることを目的とした活動。

未熟児 (P62)

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

メンタルヘルス (P62)

精神面における健康のこと。女性のライフサイクルの中で、出産前後の期間はうつ病の出現率が高いとされており、出産や育児の不安に対する心のケアは大切である。

■ や行 ■■■■**ユニバーサルデザイン (P99)**

障がいの有無、年齢、性別、人権等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

URL

<https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-ind>

ex.html (内閣府HP)

養育支援訪問事業 (P86、88、115)

市町が、乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者又は出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

要保護児童対策地域協議会 (P67、86、88、111、115、119)

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町が、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者を構成員として設置する協議会。

■ ら行 ■■■

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (P65)

「性と生殖に関する健康・権利」のこと。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議(ICPD)にて提唱された概念。

療育 (P62)

障がいのある子どもに対して、その成長や発達段階に応じた適切な治療・訓練・教育等を提供すること。

労働力人口 (P21、33)

15歳以上人口のうち、就業者(従業員及び休業者)と完全失業者を合わせたもの。

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実 績				目標達成率	前年比				目標値 (目標年度)
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		→27	→28	→29	→30	
第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”												
1 次代の親づくり												
01	イクメンメンターの養成数	0 人 (H27)	—	26	37	37	37.0%	—	↗	↗	→	100 人 (R1)
2 若者の自立と就労支援												
01	若年求職者の就職者数(愛workにおける就職支援数)	2,230 人 (H26)	1,652	2,224	2,068	2,028	115.9%	↘	↗	↘	→	1,750 人 (H30)
02	若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	125	118	105	112	56.0%	↘	↘	↘	↗	200 人 (H30)
03	産業技術専門学校における就職率(H30～)	90.2 % (H28)	—	—	82.4	88.6	—	—	—	↘	↗	増加 (R1)
	日本版デュアルシステム訓練終了後の就職率(～H29)	83.0 % (H25)	86.7	92.9	92.9			↗	↗	→		増加 (R1)
3 良きパートナーとの出会いの支援												
04	えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800 組 (H26)	9,494	11,033	12,351	14,042	78.0%	↗	↗	↗	↗	18,000 組 (R1)
第2目標「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”												
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策												
05	妊娠満11週以内の妊娠届出率	87.6 % (H25)	89.3	89.5	89.5	89.4	—	↗	↗	→	↘	増加 (H30)
06	全出生数中の低出生体重児の割合	9.0 % (H25)	9.3	9.8	9.2	9.5	—	↘	↘	↗	↘	低下 (H30)
07	1歳6か月児健康診査の未受診率	8.1 % (H25)	6.4	5.3	5.3	4.4	90.9%	↗	↗	→	↗	4.0 % (H30)
08	3歳児健康診査の未受診率	8.6 % (H25)	7.0	5.9	6.1	4.3	139.5%	↗	↗	↘	↗	6.0 % (H30)
09	むし歯のない3歳児の割合	78.2 % (H25)	79.7	80.9	82.3	83.7	—	↗	↗	↗	↗	90.0 % 以上 (H30)
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり												
10	周産期死亡率(出生千対)	4.7 (H25)	2.7	3.1	5.1	1.9	205.3%	↗	↘	↘	↗	3.9 (H30)
11	新生児死亡率(出生千対)	1.3 (H25)	0.9	0.2	0.7	0.3	200.0%	↗	↗	↘	↗	0.6 (H30)
12	乳児死亡率(出生千対)	2.3 (H25)	1.4	1.6	1.3	1.4	100.0%	↗	↘	↗	↘	1.4 (H30)
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援												
13	不妊専門相談開設日数	64 日 (H25)	60	69	68	64	100.0%	↘	↗	→	→	64 日 (H30)
第3目標「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”												
1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援)												
14	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	396 回 (H25)	430	420	406	403	80.6%	↗	↘	↘	→	500 回 (R1)
15	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	59 企業 (H26)	60	66	69	75	75.0%	→	↗	↗	↗	100 企業 (R1)
16	スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数	0 件 (H26)	4,310	6,470	9,960	12,371	88.4%	↗	↗	↗	↗	14,000 件 (R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実 績				目標達成率	前年比				目標値 (目標年度)
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		→27	→28	→29	→30	
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所 (H26)	82	86	87	88	94.6%	↗	↗	↗	↗	93 か所 (R1)
18	子育て世代包括支援センターの整備数	0 か所 (H26)	0	0	2	12	240.0%	→	→	↗	↗	5 か所 (R1)
2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援)												
19	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	11 か所 (H26)	11	12	12	12	85.7%	→	↗	→	→	14 か所 (R1)
20	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	1,900 件 (H26)	1,898	1,747	1,930	2,182	101.5%	↘	↘	↗	↗	2,150 件 (R1)
3 安心できる小児医療体制の整備												
21	小児救急輪番制の実施地域数 <small>(※救急医療対策事業)</small>	2 地域 (H26)	2	2	2	2	100.0%	→	→	→	→	2 地域 (R1)
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日 (H26)	毎日	毎日	毎日	毎日	100.0%	→	→	→	→	毎日 (R1)
23	県内医療機関等における新生児マススクリーニング検査の実施率	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)
第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”												
1 幼児期の教育・保育の充実												
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人 (H26)	41,954	41,903	41,545	40,884	96.3%	↗	→	→	→	42,462 人 (R1)
25	延長保育の実利用者数	6,009 人 (H26)	5,354	5,875	5,406	5,855	53.0%	→	→	→	→	11,040 人 (R1)
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人 (H26)	135,305	139,561	148,590	139,851	70.6%	↗	↗	↗	↘	198,168 人 (R1)
27	地域型保育事業の実施か所数	0 か所 (H26)	21	37	43	54	112.5%	↗	↗	↗	↗	48 か所 (R1)
28	病児・病後児保育(ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む])延べ利用者数	6,542 人 (H26)	9,207	10,996	13,551	11,374	44.0%	↗	→	↗	↘	25,850 人 (R1)
29	子育て支援員認定数	0 人 (H26)	351	547	718	864	69.1%	↗	↗	↗	↗	1,250 人 (R1)
30	学校関係者評価の実施率(公立)	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)
31	私立幼稚園等における預かり保育実施園数	91 園 (H25)	97	97	99	103	103.0%	↗	→	↗	↗	100 園 (R1)
32	認定こども園の認可・認定数	16 か所 (H26)	32	46	60	74	77.1%	↗	↗	↗	↗	96 か所 (R1)
2 放課後児童対策の充実												
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人 (H26)	11,124	12,496	13,427	14,142	100.3%	↗	↗	↗	↗	14,096 人 (R1)
34	放課後子ども教室の設置数	79 か所 (H26)	86	93	105	117	112.5%	↗	↗	↗	↗	104 か所 (R1)
35	放課後児童支援員数	0 人 (H26)	278	562	835	1,120	80.0%	↗	↗	↗	↗	1,400 人 (R1)
3 地域子ども・子育て支援の充実												
36	利用者支援事業実施か所数	0 か所 (H26)	8	9	12	20	87.0%	↗	↗	↗	↗	23 か所 (R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績								目標値 (目標年度)	
				H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率	前年比				
									→27	→28	→29		→30
	37	子育て短期支援(ショートステイ)実施か所数	10 か所 (H26)	10	14	14	14	116.7%	→	↗	→	→	12 か所 (R1)
	38	子育て短期支援(トワイライトステイ)実施か所数	7 か所 (H26)	8	7	7	7	70.0%	↗	↘	→	→	10 か所 (R1)
第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”													
1 豊かな人間性と生きる力の育成													
	39	「えひめ食文化普及講座」の実施回数(小学生対象数)	23 回/年 (H25)	64	48	44	42	161.5%	↗	↘	→	→	26 回/年 (R1)
	40	インターンシップを体験したことがある高校3年生の割合	52.5 % (H25)	54.9	56.2	61.9	59.3	110.8%	↗	↗	↗	→	53.5 % (R1)
	41	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合(高校生)	200 % (H25)	203.0	209.6	210.6	210.4	102.6%	↗	↗	↗	→	205 % (R1)
	42	総合型地域スポーツクラブの会員数(H30~)	6,461 人 (H29)	—	—	—	5,790	81.5%	—	—	—	↘	7,100 人 (H34)
		総合型地域スポーツクラブの設置数(~H29)	29 クラブ (H22年度末)	41	41	42			↗	→	↗		68 クラブ (H29)
	43	朝食を欠食する県民の割合(小・中学生)	11.0 % (H24)	小学生5.3% 中学生6.7%	小学生5.5% 中学生6.9%	小学生5.4% 中学生6.6%	小学生5.9% 中学生7.8%	小学生94.1% 中学生92.2%	↗	↘	↗	↘	0 % (R1)
2 魅力ある学校づくり													
	44	県立学校への学校評議員の設置率	100 % (H26)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (R1)
	45	公立小中学校における学校評議員(類似制度含む。)の設置率	100 % (H25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (H30)
	46	「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	151 (H26)	157	172	185	197	98.5%	↗	↗	↗	↗	200 (R1)
	47	学校の耐震化率(県立学校施設)	68.6 % (H25)	92.5	96.6	100.0	(目標達成)	100.0%	↗	↗	↗	→(終了)	100 % (H29)
	48	学校の耐震化率(市町立小中学校)	80.3 % (H26)	87.1	91.6	94.8	95.2	97.3%	↗	↗	↗	↗	97.8 % (R1)
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり													
	49	県立学校等での非行防止教室の開催率	100 % (H26)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100 % (R1)
	50	未成年の自殺死亡数	10 人 (H25)	9	5	6	7	—	↗	↗	↘	↘	減少 (H29)
	51	十代の人口妊娠中絶率(人口千対)	8.6 (H24)	7.4	6.8	6.5	4.7	—	↗	↗	↗	↗	減少 (H29)
	52	不登校児童数(小学校)	164 人 (H25)	185	207	243	323	—	↘	↘	↘	↘	減少 (H30)
	53	不登校生徒数(中学校)	868 人 (H25)	914	985	935	1,067	—	↘	↘	↗	↘	減少 (H30)
	54	不登校生徒数(県立学校等)	259 人 (H25)	213	208	203	282	—	↗	↗	↗	↘	減少 (R1)
第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”													
1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実													
	55	児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保	電話受付対応のみ	電話受付対応のみ	電話受付対応のみ	電話受付対応のみ	—	→	→	→	→	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実績								目標値 (目標年度)	
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標達成率	前年比				
								→27	→28	→29		→30
56	一時保護所における環境改善(個別対応化)	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善	3	3	3	3	—	→	→	→	→	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善
57	要保護児童対策市町職員研修の受講者数	0名 (H26)	13	14	28	20	33.3%	↗	↗	↗	↘	60名 (R1)
58	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	19市町 (H26)	全市町	全市町	全市町	全市町	100.0%	↗	→	→	→	全市町 (R1)
59	養育支援訪問事業の実施市町数	9市町 (H26)	10	11	12	12	60.0%	↗	↗	↗	→	全市町 (R1)
60	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援	1か所	1か所	1か所	2か所	—	→	→	→	↗	整備要望に対し、積極的に支援
61	小規模化・地域分散化した施設数(児童養護施設・乳児院)	6施設 (H26)	6	8	9	11	91.7%	→	↗	→	↗	12施設 (R1)
62	自立援助ホームの設置	2か所 (H26)	2	2	3	4	100.0%	→	→	↗	↗	4か所 (R1)
63	ファミリーホームの設置	6か所 (H26)	7	8	11	12	150.0%	↗	↗	↗	↗	8か所 (R1)
64	養育里親の登録数	82世帯 (H26)	96	114	130	141	117.5%	↗	↗	↗	↗	120世帯 (R1)
65	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2% (H26)	12.4	12.6	15.8	16.9	100.6%	↗	↗	↗	↗	16.8% (R1)
66	児童心理治療施設の設置数	0か所 (H26)	0	1	1	1	100.0%	→	↗	→	→	1か所 (R1)
67	児童家庭支援センターの設置数	1か所 (H26)	1	1	1	1	33.3%	→	→	→	→	3か所 (R1)
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート												
68	障害児通所支援の利用児童数	1,896人 (H25)	2,389	2,872	3,227	3,650	122.9%	↗	↗	↗	↗	2,971人 (R1)
69	ふれあい親善大使の派遣(H29~)	0か所 (H28)	/	/	222	250	138.9%	-	-	↗	↗	180か所 (R1)
	障害児ふれあい体験学習実施児童生徒数(~H28)	176人 (H25)	208	222	/	/	/	↗	↗	-	/	230人 (R1)
70	個別の教育支援計画の作成率	96.9% (H25)	97.2	97.8	99.3	99.5	99.5%	↗	↗	↗	↗	100% (R1)
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進												
71	就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23~25)	42.9	58.8	42.9	61.5	184.7%	↗	↗	↘	↗	33.3% (R1)
72	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H23~25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100% (R1)
73	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	75% (H23~25)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	→	→	→	→	100% (R1)
74	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験給付金受給者の合格率	—%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100% (R1)
第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”												
1 安心・安全なまちづくり												
75	まもるくんの会社の設置数	10,227か所 (H25)	9,633	8,930	8,869	8,905	—	↘	↘	↘	↗	増加 (R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

目標 番号	目標指標	基準値 (基準年度)	実 績				目標達成率	前年比				目標値 (目標年度)	
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		→27	→28	→29	→30		
								→	↘	↗	↘		
76	まもるくんの車の設置数	9,282 台 (H25)	5,905	5,587	5,583	5,592	—	↘	↘	↘	↗	増加	(R1)
77	防犯関係のボランティア 団体数	448 団体 (H25)	416	402	400	390	—	↘	↘	↘	↘	増加	(R1)
78	LED信号機の整備数	8,686 灯 (H25)	11,399	12,378	12,467	12,796	—	↗	↗	↗	↗	増加	(R1)
2 保護者が実践する事故防止・防災対策													
79	チャイルドシート等の着 用率	57.0 % (H25)	51.0	59.2	52.3	38.6	38.6%	↘	↗	↘	↘	100 %	(R1)
3 子育て家庭の遊び場等の整備													
80	児童館の設置数	45 館 (H26)	45	46	45	45	91.8%	→	↗	↘	→	49 館	(R1)
81	えひめこどもの城の来園 者数	338,250 人 (H25)	408,090	368,590	372,296	365,250	91.3%	↗	↘	↗	↘	400,000 人	(R1)
82	バリアフリー化に配慮し た県営住宅戸数割合	41.6 % (H25)	56.4	57.4	57.9	60.6	106.3%	↗	↗	↗	↗	57.0 %	(R1)
第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”													
1 子育てしやすい職場環境づくり(企業で)													
83	育児休業取得率	女性 81.2 % 男性 3.2 (H25)	女性: 83.1 男性: 1.0	—	女性: 91.7 男性: 4.8	—	女性: 101.9% 男性: 48.0%	→	—	↗	—	女性 90.0 % 男性 10.0	(R1)
84	えひめ子育て応援企業※ の認証件数	511 社 (H25)	562	582	620	643	98.9%	↗	↗	↗	↗	650 社	(R1)
84 1	えひめ子育て応援企業※ の上位認証件数	0 社 (H27)	—	7	13	21	84.0%	—	↗	↗	↗	25 社	(R1)
2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し(家庭で)													
85	男女の地位が平等と感じ る人の割合	25.5 % (H26)	29.3	—	31.9	—	79.8%	↗	—	↗	—	40 %	(R2)
3 子育てと仕事の両立支援(地域で)													
86	仕事と生活の調和の実現 が図られていると感じる 人の割合	48.4 % (H26)	48.4	49.4	58.7	43.2	—	→	↗	↗	↘	向上	(R1)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課		
第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”					指標数:6		
1 次世代育成力の強化							
	01	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1%	(H30)	20.0%	(R6)	男女参画・子育て支援課
2 若者の自立と就労支援							
	02	県内大学新規卒業者の就職決定率(全体)	97.9%	(H30)	95.6%以上 ※リーマンショック前最高水準を維持	(R6)	産業人材課
	03	県内大学新規卒業者の就職決定率(県内就職)	48.4%	(H30)	増加	(R6)	産業人材課
	04	若年無業者の進路決定者数	112人	(H30)	200人	(R6)	労政雇用課
	05	産業技術専門学校における就職率	88.6%	(H30)	増加	(R6)	労政雇用課
3 若者の多様な交流と出会いの支援							
	06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組	(H30)	1,800組	(R6)	男女参画・子育て支援課
第2目標「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”					指標数:9		
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策							
	07	妊娠満11週以内の妊娠届出率	89.4%	(H30)	増加	(R6)	健康増進課
	08	全出生数中の低出生体重児の割合	9.45%	(H30)	減少	(R6)	健康増進課
	09	1歳6か月児健康診査の受診率	95.6%	(H30)	増加	(R6)	健康増進課
	10	3歳児健康診査の受診率	95.7%	(H30)	増加	(R6)	健康増進課
	11	むし歯のない3歳児の割合	83.7%	(H30)	90%以上	(R6)	健康増進課
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり							
	12	周産期死亡率(出生千対)	1.9 ※年次変動大	(H30)	3.6	(R6)	健康増進課
	13	新生児死亡率(出生千対)	0.3 ※年次変動大	(H30)	0.9	(R6)	健康増進課
	14	乳児死亡率(出生千対)	1.4	(H30)	1.4	(R6)	健康増進課
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援							
	15	不妊専門相談開設日数	64日	(H30)	64日	(R6)	健康増進課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第3目標「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”							指標数: 11
1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援)							
	16	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回	(H30)	469回	(R6)	社会教育課
	17	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75企業	(H30)	105企業	(R6)	社会教育課
	18	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371件	(H30)	24,000件	(R6)	男女参画・子育て支援課
	19	地域子育て支援拠点施設設置か所数	88か所	(H30)	92か所	(R6)	男女参画・子育て支援課
	20	子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町	(H30)	20市町	(R6)	健康増進課
2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援)							
	21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98 %	(H30)	98 %以上	(R6)	男女参画・子育て支援課
	22	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	12か所	(H30)	13か所	(R6)	男女参画・子育て支援課
	23	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,182件	(H30)	2,400件	(R6)	男女参画・子育て支援課
3 安心できる小児医療体制の整備							
	24	小児救急輪番制の実施地域数	4地域	(R1)	4地域	(R6)	医療対策課
	25	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	(R1)	毎日	(R6)	医療対策課
	26	県内医療機関等における新生児マスクリーニング検査の実施率	100%	(H30)	100%	(R6)	健康増進課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”							指標数: 14
1 幼児期の教育・保育の充実							
	27	待機児童数	25人	(R4)	0人	(R6)	男女参画・子育て支援課
	28	施設型給付に係る処遇改善等加算Ⅱの取得率	74.3%	(R3)	80.4%	(R6)	男女参画・子育て支援課
	29	一時預かりの実施施設数	220か所	(R3)	273か所	(R6)	男女参画・子育て支援課
	30	病児・病後児保育(ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む])延べ利用者数	11,374人	(H30)	21,280人	(R6)	男女参画・子育て支援課
	31	子育て支援員認定数	864人	(H30)	2,056人	(R6)	男女参画・子育て支援課
	32	学校関係者評価の実施率(公立)	100.0%	(H30)	100%	(R6)	義務教育課
	33	私立幼稚園等における預かり保育実施園数	103園	(H30)	94園	(R6)	男女参画・子育て支援課
	34	認定こども園の認可・認定数	74か所	(H30)	136か所	(R6)	男女参画・子育て支援課
2 放課後児童対策の充実							
	35	放課後児童クラブの登録児童数	14,142人	(H30)	16,478人	(R6)	男女参画・子育て支援課
	36	放課後子ども教室の設置数	122か所	(R1)	137か所	(R6)	社会教育課
	37	放課後児童支援員数	1,120人	(H30)	2,300人	(R6)	男女参画・子育て支援課
3 地域子ども・子育て支援の充実							
	38	利用者支援事業実施か所数	20か所	(H30)	35か所	(R6)	男女参画・子育て支援課
	39	子育て短期支援(ショートステイ)実施市町数	7市町	(H30)	12市町	(R6)	男女参画・子育て支援課
	40	子育て短期支援(トワイライトステイ)実施市町数	2市	(H30)	11市	(R6)	男女参画・子育て支援課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		担当課
第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”							指標数: 17
1 豊かな人間性と生きる力の育成							
	41	「えひめ食文化普及講座」の実施回数 (小学生～大学生対象数)	23回/年	(H25)	26回/年	(R6)	農産園芸課
	42	インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3%	(H30)	62.0%	(R6)	高校教育課
	43	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合(高校生)	210.4% <small>※豪雨災害復興支援により実績増</small>	(H30)	205%	(R6)	高校教育課
	44	総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461人	(H29)	7,100人	(R4)	地域スポーツ課
	45	朝食を欠食する県民の割合(小学生)	5.3%	(H27)	0%	(R6)	健康増進課
2 魅力ある学校づくり							
	46	県立学校への学校評議員の設置率	100%	(H30)	100%	(R6)	高校教育課
	47	公立小中学校における学校評議員(類似制度含む。)の設置率	100%	(H30)	100%	(R6)	義務教育課
	48	「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	199件	(R1)	218件	(R6)	社会教育課
	49	県立学校の教室へのエアコン設置率	59.4%	(R1)	100%	(R6)	高校教育課
	50	県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	28.4%	(R1)	100%	(R6)	高校教育課
	51	学校の耐震化率(市町立小中学校)	80.3%	(H26)	100%	(市町による)	義務教育課
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり							
	51 1	県の情報リテラシー向上アプリを授業等で活用した小中学校の割合	96.0%	(R2)	100%	(R6)	義務教育課
	51 2	ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合(小4～中3)	82.6%	(R2)	90.0%	(R6)	義務教育課
	52	県立学校等での非行防止教室の開催率	100%	(H30)	100%	(R6)	高校教育課
	53	未成年の自殺死亡数	9人	(H27)	6人	(R6)	健康増進課
	54	十代の人口妊娠中絶率(人口千対)	4.7	(H30)	減少	(R6)	健康増進課
	55	不登校児童数(公立小学校)	323人	(H30)	減少	(R6)	義務教育課
	56	不登校生徒数(公立中学校)	1067人	(H30)	減少	(R6)	義務教育課
	57	不登校生徒数(県立高校等)	282人	(H30)	減少	(R6)	高校教育課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課
第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”					指標数: 21
1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実					
	58	児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保	男女参画・子育て支援課
	59	一時保護所における環境改善(個別対応化)	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善	男女参画・子育て支援課
	60	要保護児童対策地域協議会における調整担当者(専門研修受講済)の配置	8市町 (H30)	20市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
	61	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
	62	養育支援訪問事業の実施市町数	12市町 (H30)	全市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
	62 1	ヤングケアラー支援団体数	0団体 (R4)	3団体 (R6)	男女参画・子育て支援課
	63	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援	整備要望に対し、積極的に支援	男女参画・子育て支援課
	64	小規模化・地域分散化した施設数(児童養護施設・乳児院)	11施設 (H30)	12施設 (R6)	男女参画・子育て支援課
	65	自立援助ホームの設置数	4か所 (H30)	6か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
	66	ファミリーホームの設置数	12か所 (H30)	14か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
	67	養育里親の登録数	141世帯 (H30)	260世帯 (R6)	男女参画・子育て支援課
	68	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	男女参画・子育て支援課
	69	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数	0市町 (H30)	20市町 (R6)	男女参画・子育て支援課
	70	児童家庭支援センターの設置数	1か所 (H30)	3か所 (R6)	男女参画・子育て支援課
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート					
	71	障害児通所支援の利用児童数	3,227人 (H29)	4,917人 (R2)	障がい福祉課
	72	ふれあい親善大使の派遣	222か所 (H29)	230か所 (R6)	特別支援教育課
	73	個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援教育課
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進					
	74	就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～30)	60.0% (R6)	男女参画・子育て支援課
	75	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～30)	100% (R6)	男女参画・子育て支援課
	76	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～30)	100% (R6)	男女参画・子育て支援課
	77	ひとり親家庭学習支援ボランティアの実施市町数	6自治体 (H28～30)	10自治体 (R6)	男女参画・子育て支援課

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

施策	番号	目標指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	担当課	
第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”					指標数: 8	
1 安全・安心なまちづくり						
	78	まもるくんの車(子どもの見守りを行う営業用車両)の登録数	5,592台	(H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
	79	不審者対応訓練の実施回数	365回	(H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
	80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262回	(H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
	81	LED信号機の整備数	12,796 灯	(H30)	増加 (R6)	交通規制課
2 保護者が実践する事故防止・防災対策						
	82	チャイルドシート等の着用率	59.1%	(R1)	100% (R6)	消防防災安全課
3 子育て家庭の遊び場等の整備						
	83	児童館の設置数	45館	(H30)	45館 (R6)	男女参画・子育て支援課
	84	えひめこどもの城の来園者数	365,250 人	(H30)	450,000人 (R5)	男女参画・子育て支援課
	85	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.3%	(R1)	80.0% (R6)	建築住宅課
第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”					指標数: 5	
1 子育てしやすい職場環境づくり						
	86	育児休業取得率	女性91.7% 男性 4.8%	(H29)	女性91.7% 男性80.0% (R8)	男女参画・子育て支援課
	87	女性の平均継続年数	9.3年	(R4)	11.3年 (R6)	男女参画・子育て支援課
2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し						
	88	男女の地位が平等と感じる人の割合 （「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計）	71.4%	(R1)	85.0% (R12)	男女参画・子育て支援課
3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり						
	89	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5%	(R1)	向上 (R6)	男女参画・子育て支援課

添付資料

愛媛県子どもの生活実態調査の結果（概要）

※調査結果全文は、愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/h20300/kodomo_tyousa/gaiyou.html) で公表しています。

2019 年度

愛媛県子どもの生活実態調査
報告書／概要版

2020 年 3 月

(株)ニッセイ基礎研究所

～ はじめに ～

子どもにかかわる総合的な計画として愛媛県が策定する「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」（計画期間：2020年度～2024年度）の検討にあたり実施された、愛媛県の全ての公立小学校2年生、5年生、中学校2年生、県立高校2年生とその保護者、3歳児健診対象児童保護者を対象とした、国の調査レベルの規模ともいえる大規模アンケートをもとに作成されている。

アンケートは全公立ならびに県立校を対象としたため、愛媛県全自治体・教育委員会の協力のもと、県と全市町が綿密に連携し、子どもの安全・安心な回答環境と回収率の向上に尽力した。

本報告書は、子どもの生活状況、現在の幸福度、将来展望や子育て家庭が抱える不安・心配事などを把握し、愛媛の子どもたちが自信と希望をもって成長し、未来に向かってチャレンジするために必要な取組みや重点施策等の参考資料とすることを目的として作成された。

本概要版では、報告書掲載の500以上のデータグラフのうち、主な結果について掲載する。

調査概要

本調査は、愛媛県の委託を受け、㈱ニッセイ基礎研究所が実施したものである。

(1) 調査対象

- 1.愛媛県内全ての公立小学校2年生ならびに5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生
(1学年につき1クラス)(子ども調査票4種類)
- 2.上記の保護者(保護者調査票)
- 3.3歳児健診対象児童の保護者(保護者調査票)

(2) 調査手法

- 1.小学2年生－各学校の授業における紙調査
- 2.小学5年生、中学2年生、高校2年生－学校の授業におけるインターネット調査
(数校、事情により紙調査実施)
- 3.調査対象就学児童保護者、3歳児健診児童保護者－インターネット調査ならびに郵送調査

(3) 調査期間

2019年9月9日から30日間(一部の学校において期間延長あり)

(4) 有効回答数

1.WEB調査、紙調査とも代理回答の防止と対象者確認を厳密化するため、個別IDとパスワードの配布を実施、子どもは授業での回答に限定

2.1により、提出された全ての回答が有効

3.子ども回収率 91.9%

保護者回収率 30.3%

うち、子どもの回答に対し、保護者も回答した割合＝紐付け率

(保護者・子ども双方回答した数/子ども回答数) 35.8%

調査母数						回収状況					
県全体		調査対象			学校数	①子ども		②保護者		B紐づけ数 (①②とも 回答した数)	紐づけ 率 B/A
年齢・学年	児童数	子ども	保護者	対象比率		A回答数	回収率	回答数	回収率		
3歳児	約10,000人	—	7,160人	71.6%	—	—	1,606	22.4%	—	—	
小学2年生	11,291人	5,337人	5,337人	47.3%	270校	5,044	94.5%	1,839	34.5%	1,839	36.5%
小学5年生	11,715人	5,594人	5,594人	47.8%		5,223	93.4%	2,161	38.6%	2,122	40.6%
中学2年生	10,733人	3,926人	3,926人	36.6%	130校	3,351	85.4%	1,038	26.4%	984	29.4%
高校2年生	8,370人	1,762人	1,762人	21.1%	55校	1,656	94.0%	558	31.7%	528	31.9%
計	52,109人	16,619人	23,779人	—	455校	15,274	91.9%	7,202	30.3%	5,473	35.8%

調査対象計 40,398人 (市町・県立)

※保護者紙調査票希望者 18名

※県立高校は、全日制(分校・中等教育学校を含む。)

集計上の注意事項

<集計について>

- 調査結果の比率は、その設問に関する調査数（回答したくない含む）を分母として、原則として小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は基本的に100%を超える。
- 図表中の「n」とは、基本的にはその設問に関する回答数（回答したくない含む）を表す。

<結果のコメントについて>

- 報告書中の「保護者」は、すべて「就学児童の保護者（小2、小5、中2、高2の子どもの保護者）」のことを示す。
- 分析コメントは、各区分の集計結果で最も高い割合を示したものに限定している。
- グラフ上の回答割合（%）の表記について、1%未満の表記は省略して記載しない。

<年収について>

- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によれば、県民の平均年収は平均年齢44歳・400万円強であること、アンケートに回答した保護者は小学5年生以下保護者で77.8%を占める（平均年齢より低年齢である者が多数派と考えられる）ことから、200万円まで：世帯年収低、200-400万円：世帯年収平均低め、400-800万円：世帯年収平均高め、800万円超：世帯年収高、とした。
- 保護者の43.4%、3歳児保護者の33.3%が「答えたくない」を選択しており、本調査結果のみをもって子育て世帯の年収と考えることは適切ではない。

<貧困度について>

- 貧困度（生活必需品入手困難有無）は、過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験があった場合を「困難あり」、なかった場合を「困難なし」としたものである。

<幸福度について>

- 幸福度は、（保護者ではなく）「子どもが」過去1年間どれくらい幸せだったかについて10点満点で評価した場合に「4点以下」を「低」、「5～7点」を「中」、「8点以上」を「高」としたものである。ただし小学2年生は毎日の楽しさを4段階で評価した場合に「ぜんぜんたのしくない」「あまりたのしくない」を「低」、「ときどきたのしい」を「中」、「たのしい」を「高」としたものである。

<「ひとり親」について>

- 保護者アンケートにおいて、子どもとの関係を「母親」または「父親」と回答した者のうち、配偶者と「離別」または「死別」または「未婚・非婚」と回答した者とする。

目次

第1章 子どもの生活環境	・・・・・・182
第2章 子どもの生活習慣・友人関係	・・・・・・185
第3章 子ども・保護者の幸福感、子どもの自己肯定感	・・・・・・189
第4章 ひとり親家庭の状況	・・・・・・191
第5章 すべての子どもが夢を持って自分らしく成長できる愛媛づくり	・・・・・・197

第1章 子どもの生活（抜粋）

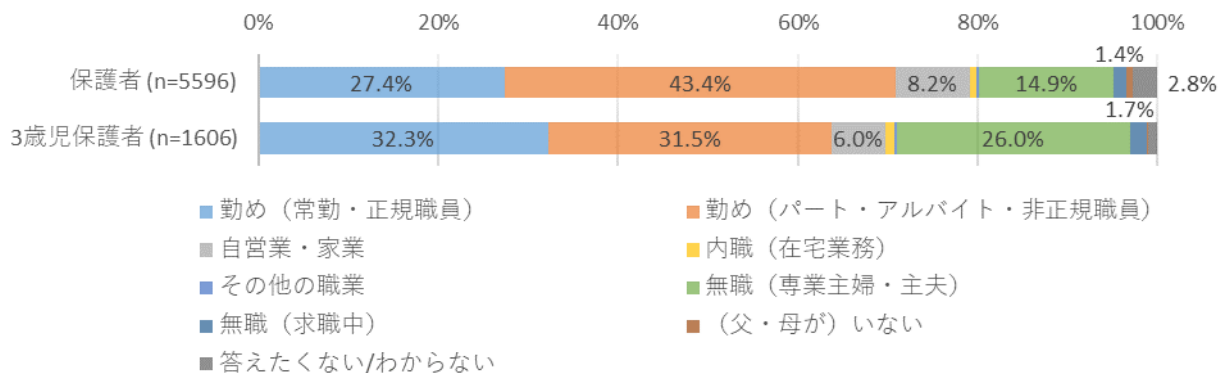
保護者の就労状況

（1）母親の現在の就業状況

保護者の「母親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（パート・アルバイト・非正規職員）」が43.4%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が32.3%で最も高くなっている。

保護者 Q11 母親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S1 お母さま

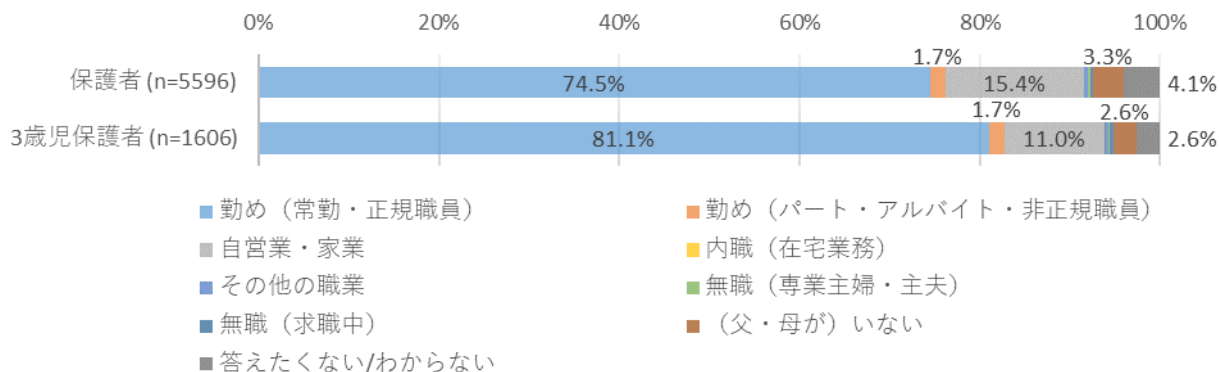


（2）父親の現在の就業状況

保護者の「父親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が74.5%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が81.1%で最も高くなっている。

保護者 Q11 父親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S2 お父さま

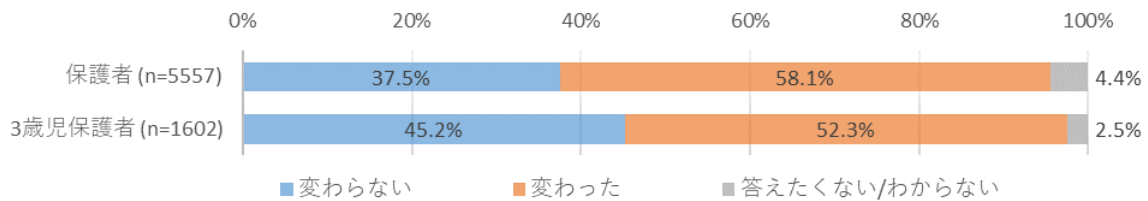


(3) 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化

保護者の「子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化」についての回答を見ると、「保護者」では「変わった」が58.1%、「3歳児保護者」では「変わった」が52.3%で最も高くなっている。

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。）－S1 お母さま

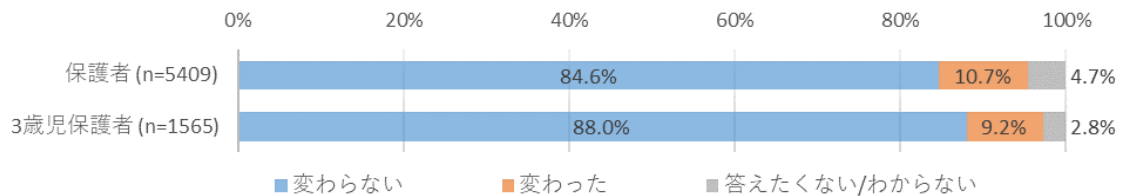


(4) 子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化

保護者の「子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化」についての回答を見ると、「保護者」では「変わらない」が84.6%、「3歳児保護者」では「変わらない」が88.0%で最も高くなっている。

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での父親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。）－S2 お父さま



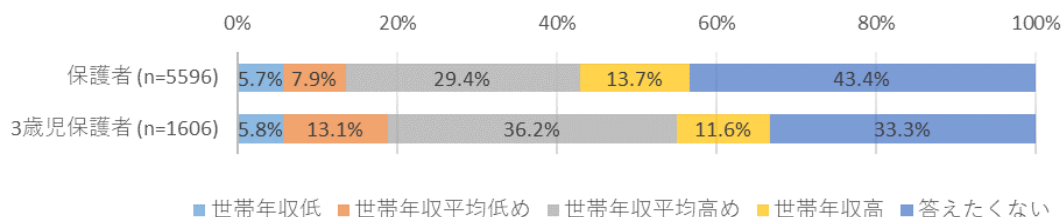
世帯の経済状況

(1) 世帯年収

保護者の「世帯年収」についての回答を見ると、「保護者」では「世帯年収平均高め」が29.4%、「3歳児保護者」では「世帯年収平均高め」が36.2%で最も高くなっている。

保護者 Q13 世帯年収：子の年齢層別

保護者 Q13 現在の収入（税・社会保険料込み）は、1年間にどれくらいですか（単一回答）

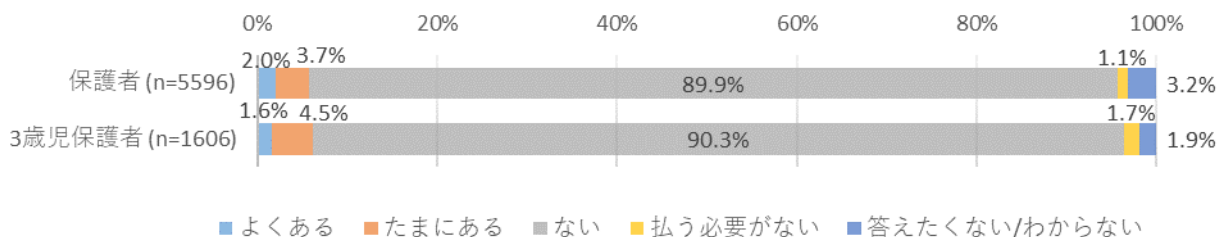


(2) 過去1年間の未払い光熱費の有無

保護者の「過去1年間の未払い光熱費の有無」についての回答を見ると、「保護者」では「ない」が89.9%、「3歳児保護者」では「ない」が90.3%で最も高くなっている。

保護者 Q20 過去1年間の未払い光熱費の有無：子の年齢層別

保護者 Q20 お子さんのご家庭で、過去1年間に電気、ガス、水道の料金のどれかを支払えなかったことがありますか（単一回答）

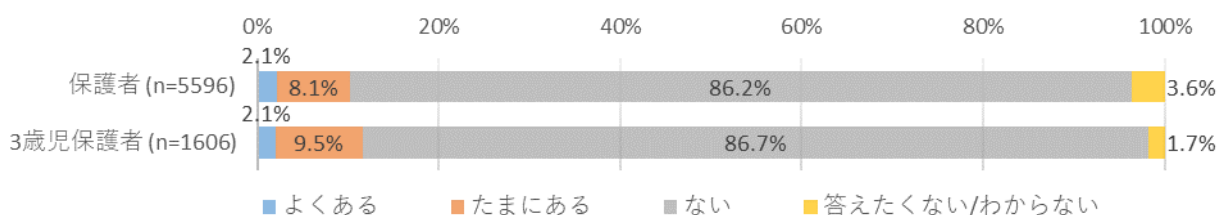


(3) 過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無

保護者の「過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無」についての回答を見ると、「保護者」では「ない」が86.2%、「3歳児保護者」では「ない」が86.7%で最も高くなっている。

保護者 Q21 過去1年間の必要な食料・衣類が買えなかった経験の有無：子の年齢層別

保護者 Q21 お子さんのご家庭では、過去1年間に、お金が足りなくて、家族に必要な食料や衣類を買えなかったことがありますか（単一回答）



第2章 子どもの生活習慣・友人関係（抜粋）

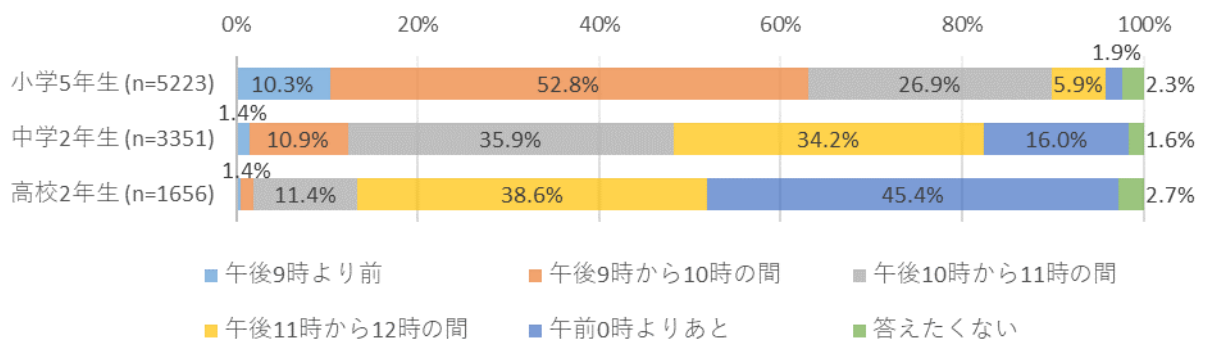
生活リズム

（1）就寝時刻

子どもの「就寝時刻」についての回答を見ると、「小学5年生」では「午後9時から10時の間」が52.8%、「中学2年生」では「午後10時から11時の間」が35.9%、「高校2年生」では「午前0時よりあと」が45.4%で最も高くなっている。

子ども Q27 就寝時刻：年齢層別

子ども Q27 あなたが寝る（ねる）のは、たいてい何時くらいですか（単一回答）

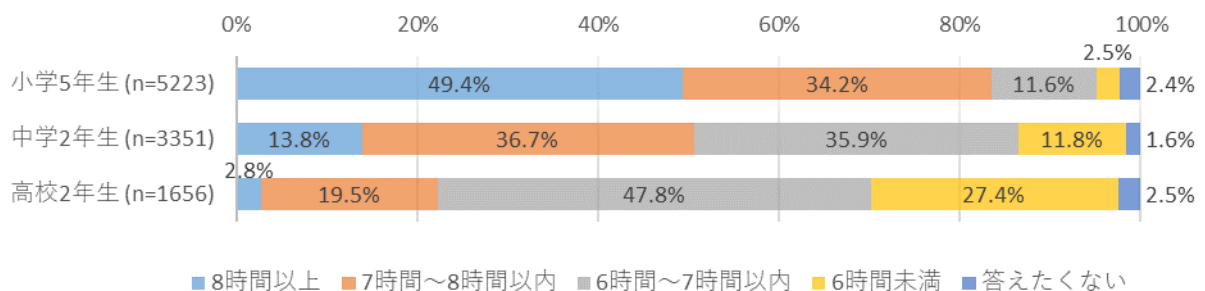


（2）平日のおよその睡眠時間

子どもの「平日のおよその睡眠時間」についての回答を見ると、「小学5年生」では「8時間以上」が49.4%、「中学2年生」では「7時間～8時間以内」が36.7%、「高校2年生」では「6時間～7時間以内」が47.8%で最も高くなっている。

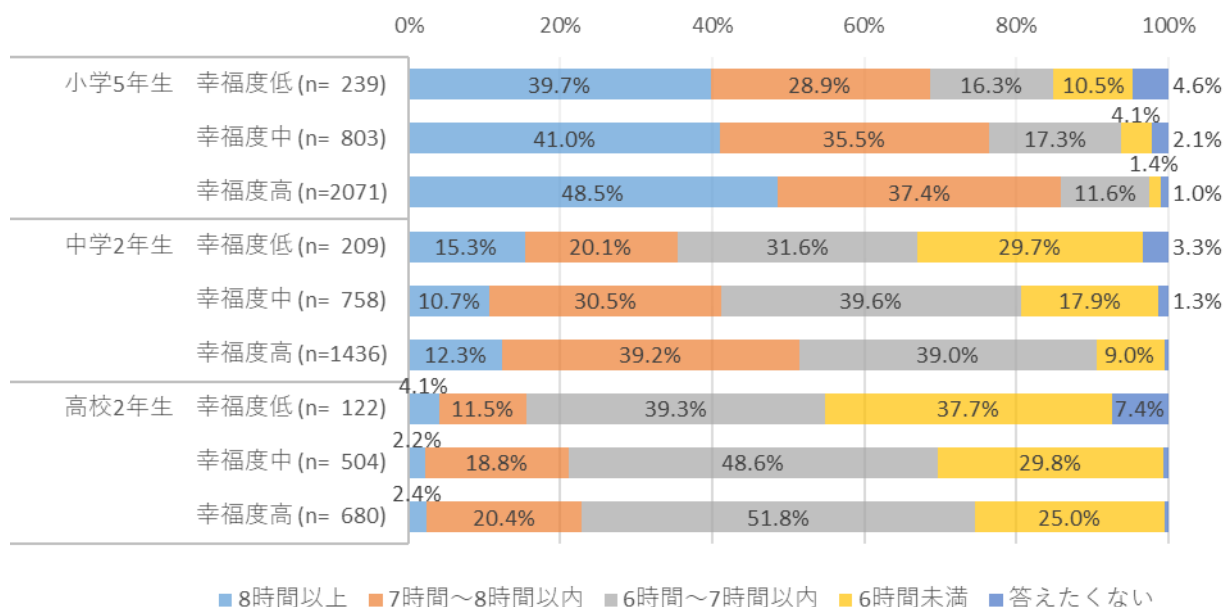
子ども Q28 平日のおよその睡眠時間：年齢層別

子ども Q28 あなたは、平日はだいたい何時間の睡眠をとっていますか（単一回答）



子どもの「平日のおよその睡眠時間」についての回答を見ると、小学5年生の「幸福度低」グループでは「8時間以上」が39.7%、「幸福度中」グループでは「8時間以上」が41.0%、「幸福度高」グループでは「8時間以上」が51.6%、中学2年生の「幸福度低」グループでは「6時間～7時間以内」が31.6%、「幸福度中」グループでは「6時間～7時間以内」が39.6%、「幸福度高」グループでは「7時間～8時間以内」が40.2%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「6時間～7時間以内」が39.3%、「幸福度中」グループでは「6時間～7時間以内」が48.6%、「幸福度高」グループでは「6時間～7時間以内」が48.4%で最も高くなっている。

子ども Q28 平日のおよその睡眠時間：幸福度別



運動習慣

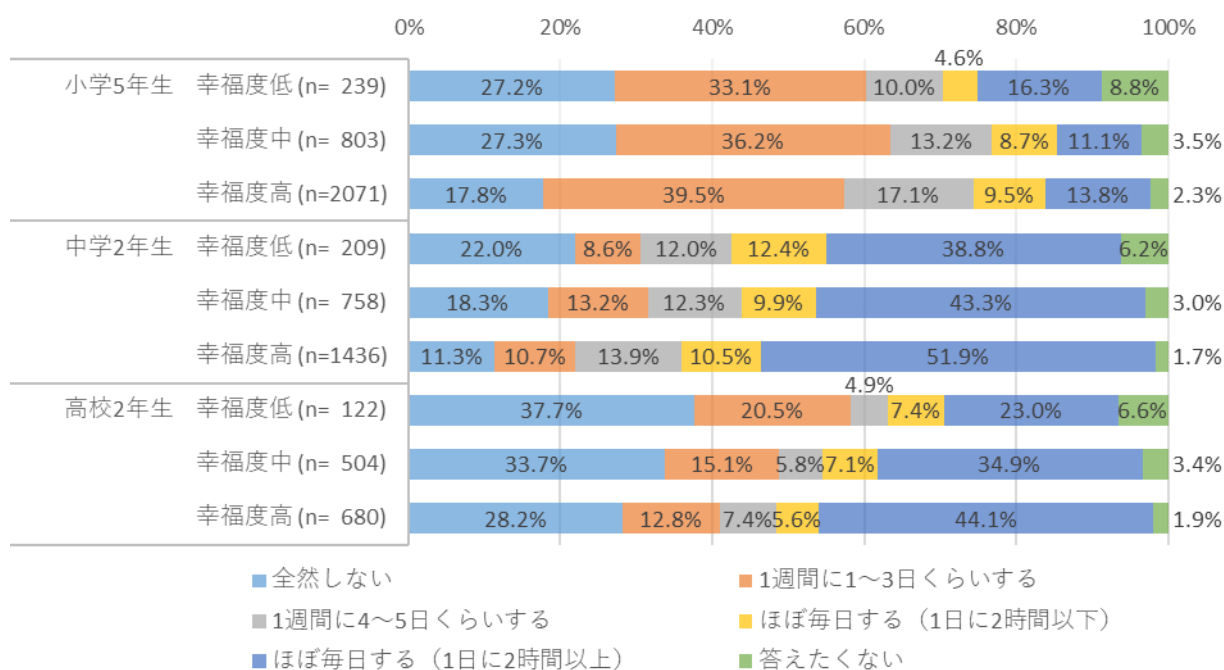
(1) 学校外での活動量 (1週間)

－ 体育の授業以外での 30 分以上の運動 (部活動をふくめる)

子どもの「学校外での活動量 (1週間)－体育の授業以外での 30 分以上の運動 (部活動をふくめる)」についての回答を見ると、小学 5 年生の「幸福度低」グループでは「1 週間に 1～3 日くらいする」が 33.1%、「幸福度中」グループでは「1 週間に 1～3 日くらいする」が 36.2%、「幸福度高」グループでは「1 週間に 1～3 日くらいする」が 37.5%、中学 2 年生の「幸福度低」グループでは「ほぼ毎日する (1日に 2 時間以上)」が 38.8%、「幸福度中」グループでは「ほぼ毎日する (1日に 2 時間以上)」が 43.3%、「幸福度高」グループでは「ほぼ毎日する (1日に 2 時間以上)」が 51.0%、高校 2 年生の「幸福度低」グループでは「全然しない」が 37.7%、「幸福度中」グループでは「ほぼ毎日する (1日に 2 時間以上)」が 34.9%、「幸福度高」グループでは「ほぼ毎日する (1日に 2 時間以上)」が 40.9%で最も高くなっている。

子ども Q14 学校外での活動量 (1週間)－体育の授業以外での 30 分以上の運動 (部活動をふくめる)：幸福度別

子ども Q14 あなたは、1 週間のうち、次のことをどれくらいしますか (単一回答)－S4 体育の授業以外での 30 分以上の運動 (部活動をふくめる)



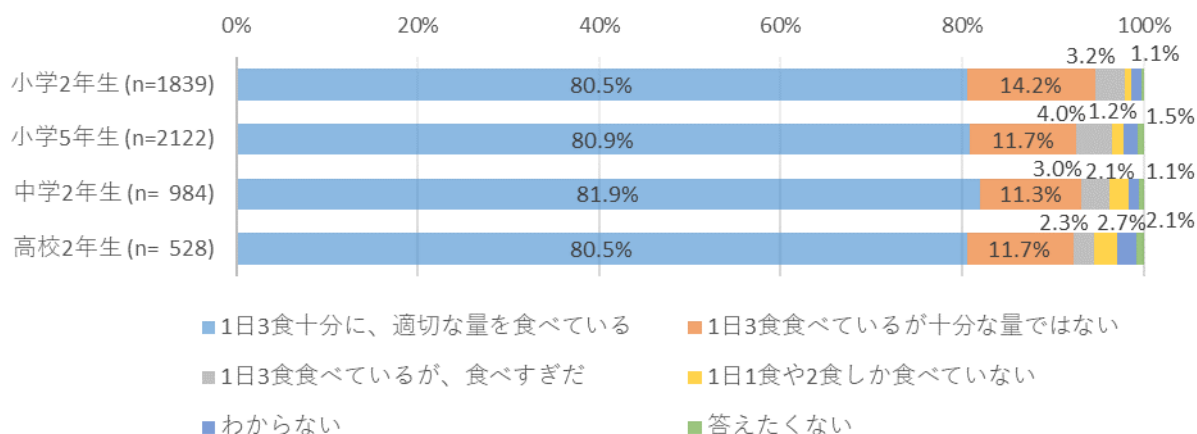
食習慣

(1) 子どもの食事の量

保護者の「子どもの食事の量」についての回答を見ると、「小学2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.5%、「小学5年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.9%、「中学2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が81.9%、「高校2年生」では「1日3食十分に、適切な量を食べている」が80.5%で最も高くなっている。

保護者 Q26 子どもの食事の量：年齢層別

保護者 Q26 お子さんの食事の量についてどのように思いますか（単一回答）

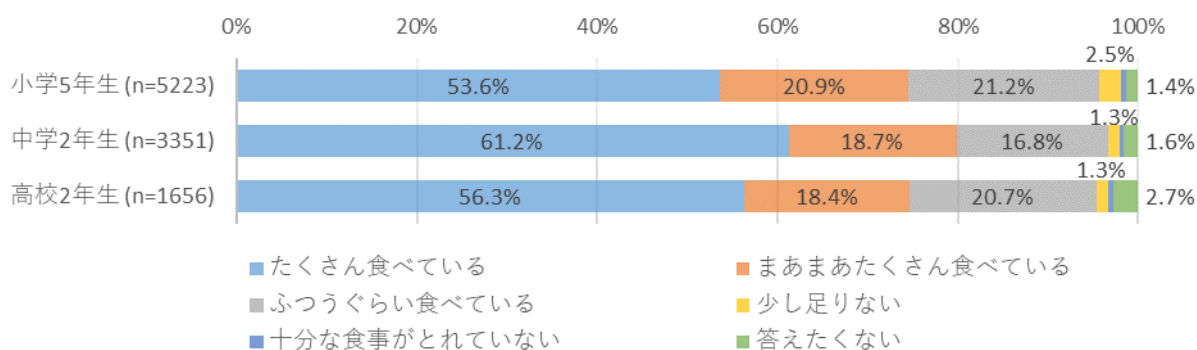


(2) 毎日十分な食事がとれていると思うか

子どもの「毎日十分な食事がとれていると思うか」についての回答を見ると、「小学5年生」では「たくさん食べている」が53.6%、「中学2年生」では「たくさん食べている」が61.2%、「高校2年生」では「たくさん食べている」が56.3%で最も高くなっている。

子ども Q20 毎日十分な食事がとれていると思うか：年齢層別

子ども Q20 あなたは、毎日十分な食事をとれていると思いますか。（おなかいっぱいごはんをたべていますか。）（単一回答）



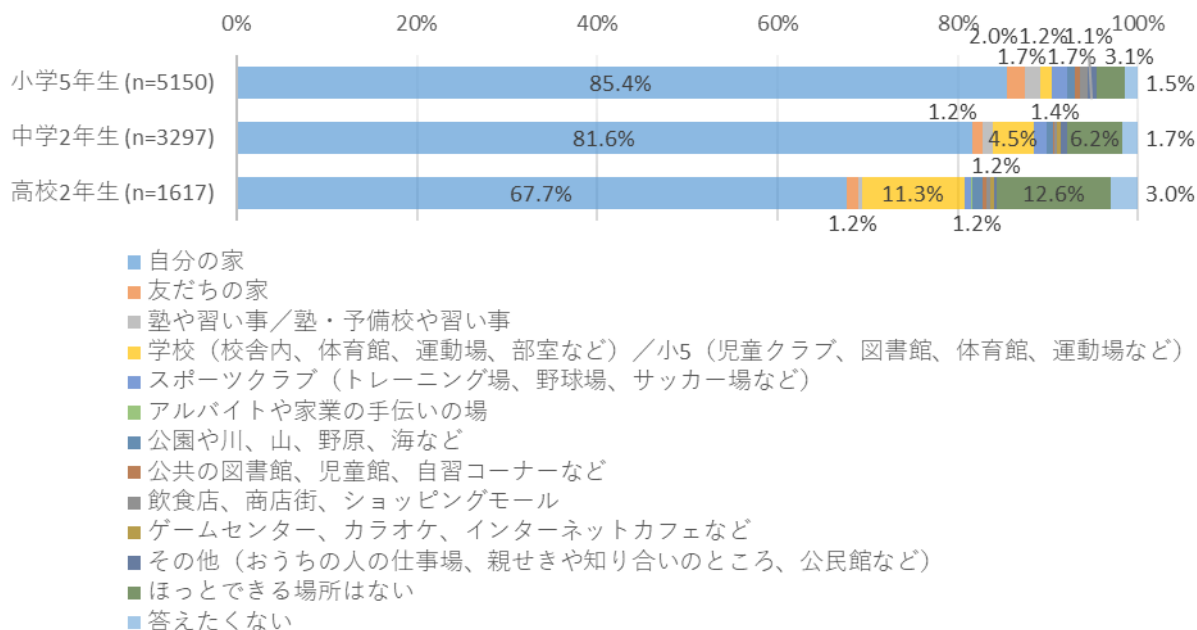
放課後や休日の過ごし方

(1) 放課後の居場所で一番ほっとできる場所

子どもの「放課後の居場所で一番ほっとできる場所」についての回答を見ると、「小学5年生」では「自分の家」が85.4%、「中学2年生」では「自分の家」が81.6%、「高校2年生」では「自分の家」が67.7%で最も高くなっている。

子ども Q6 放課後の居場所で一番ほっとできる場所：年齢層別

子ども Q6 あなたが過ごすとした場所の中で、あなたが一番ほっとできる場所はどこですか。ほっとできる場所がない場合は、「ほっとできる場所はない」にチェックをつけてください（単一回答）

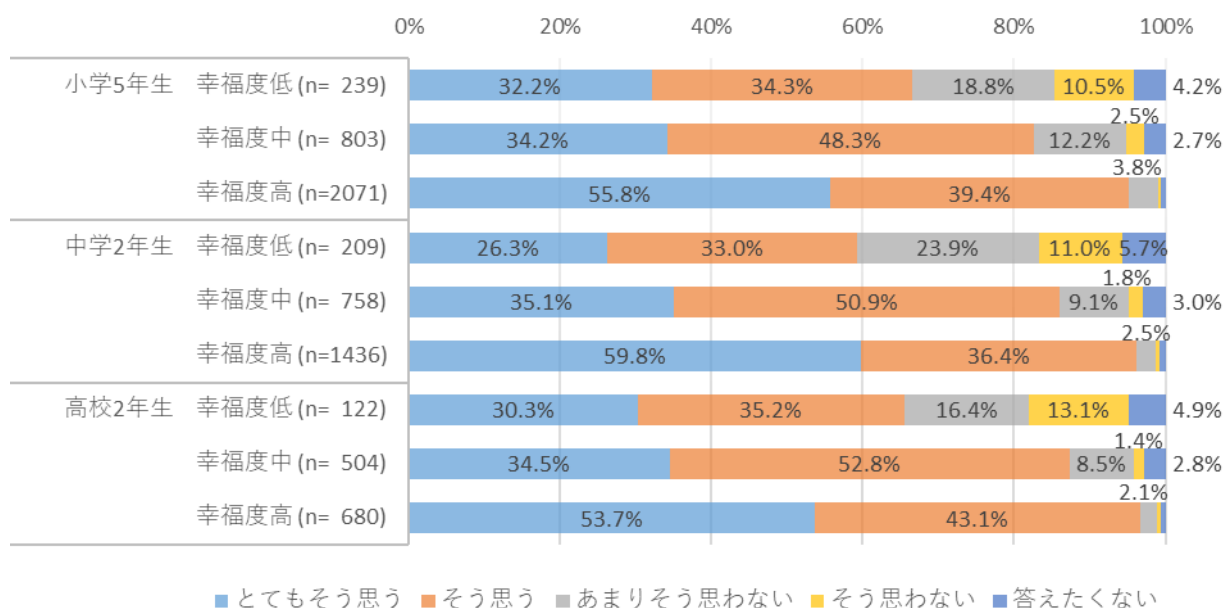


友人関係

(1) なかよしな友だちの有無

子どもの「友だちと仲良くしていると思うか」についての回答を見ると、小学5年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が34.3%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が48.3%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が65.2%、中学2年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が33.0%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が50.9%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が66.7%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「そう思う」が35.2%、「幸福度中」グループでは「そう思う」が52.8%、「幸福度高」グループでは「とてもそう思う」が57.6%で最も高くなっている。

子ども Q35 友だちと仲良くしていると思うか：幸福度別



第3章 子ども・保護者の幸福感、子どもの自己肯定感（抜粋）

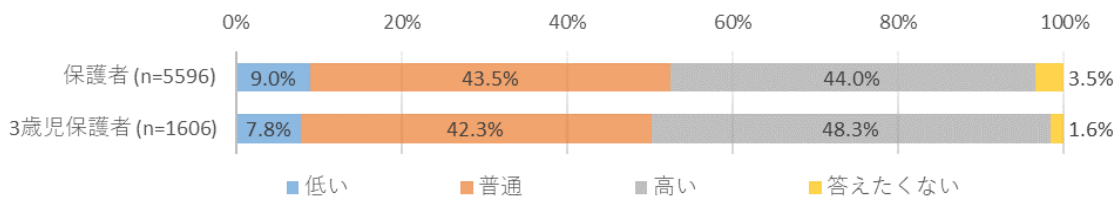
幸福感

（1）この1年間の幸福度

保護者の「この1年間の幸福度」についての回答を見ると、「保護者」では「高い」が44.0%、「3歳児保護者」では「高い」が48.3%で最も高くなっている。

保護者 Q29 この1年間の幸福度：子の年齢層別

保護者 Q29 この1年間を振り返ってあなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになるとお考えですか（単一回答）

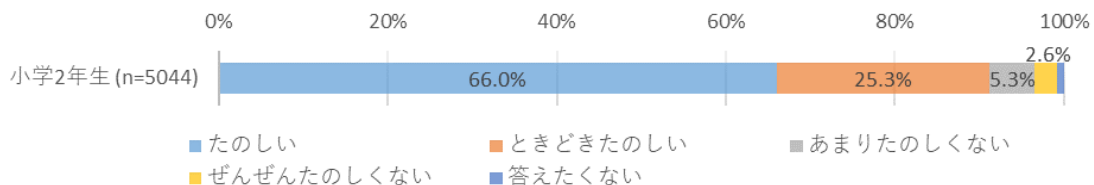


（2）毎日楽しいか

小2の「毎日楽しいか」についての回答を見ると、「小学2年生」では「たのしい」が66.0%で最も高くなっている。

小2Q22 毎日楽しいか：年齢層別

小2Q22 まいにち、たのしいですか（単一回答）

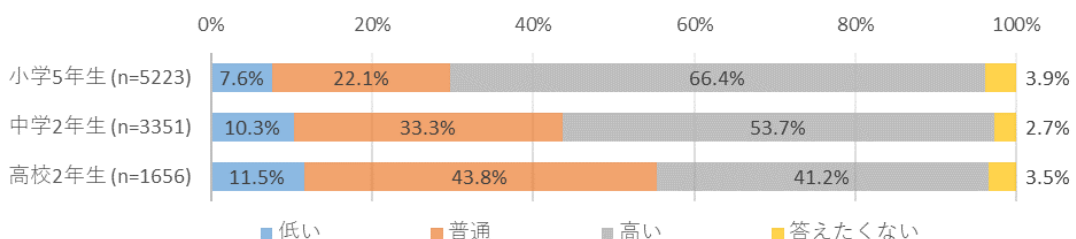


（3）この1年間の幸福度

子どもの「この1年間の幸福度」についての回答を見ると、「小学5年生」では「高い」が66.4%、「中学2年生」では「高い」が53.7%、「高校2年生」では「普通」が43.8%で最も高くなっている。

子ども Q46 この1年間の幸福度：年齢層別

子ども Q46 この1年間をふり返ってあなたはどのくらい幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになるとお考えですか（単一回答）



第4章 ひとり親家庭の状況（抜粋）

ひとり親の定義については「集計上の注意」参照

就労状況

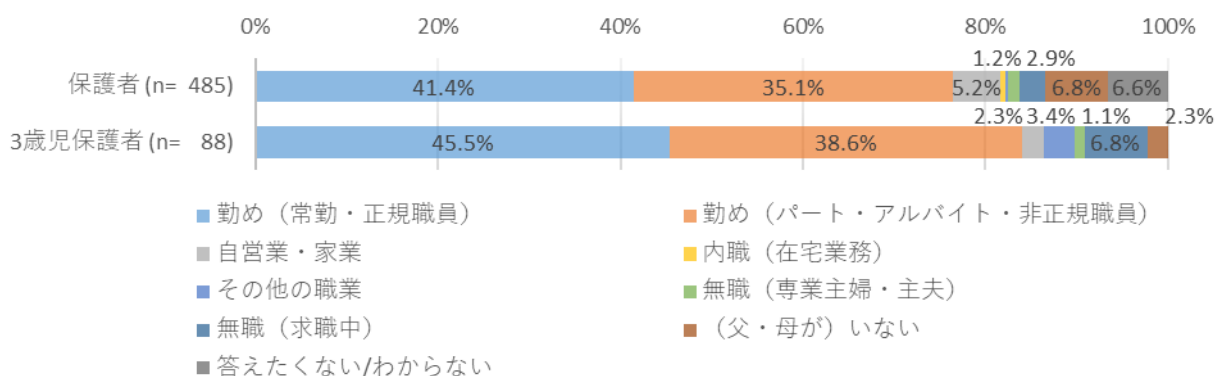
※就労状況は同居しない方の親についても回答されている（例：離婚した元夫の就業状況を母親が回答する）。
結果として、すべてのひとり親家庭の子どもの両親の就業状況が同居親の視点から示されている。

（1）母親の現在の就業状況

保護者の「母親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が41.4%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q11 母親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S1 お母さま

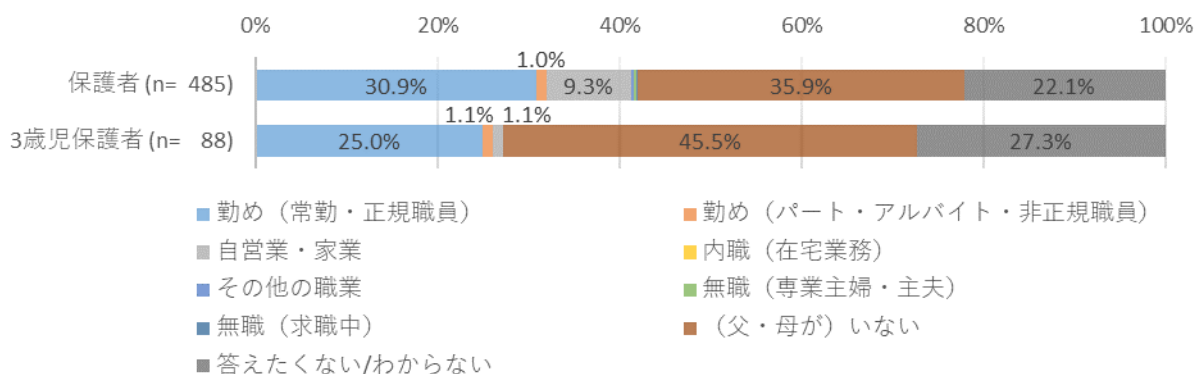


（2）父親の現在の就業状況

保護者の「父親の現在の就業状況」についての回答を見ると、「保護者」では「(父・母が) いない」が35.9%、「3歳児保護者」では「(父・母が) いない」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q11 父親の現在の就業状況：子の年齢層別

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。-S2 お父さま

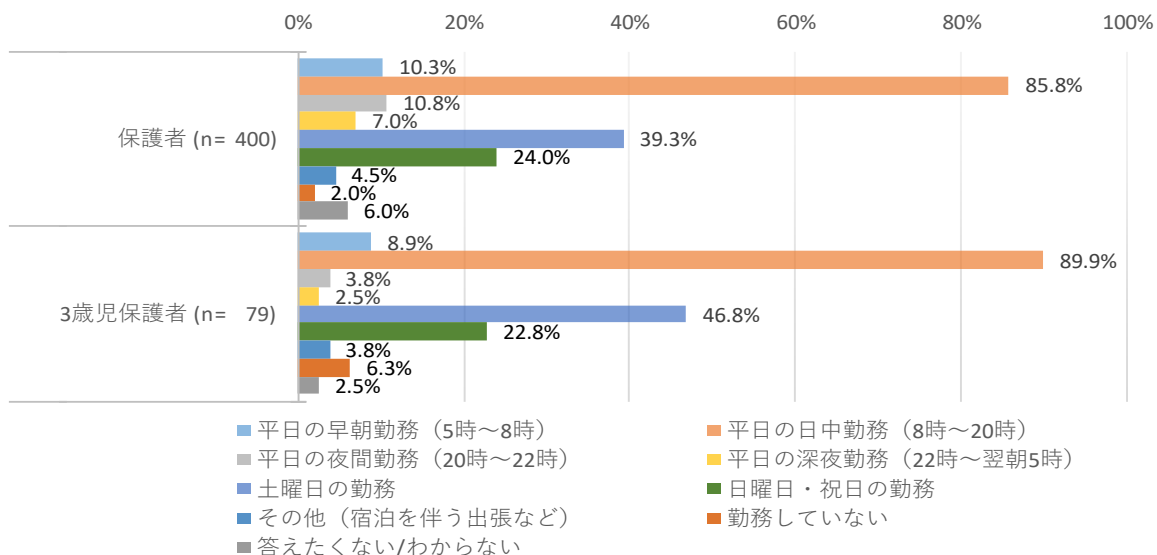


(3) 母親の日常的な勤務時間帯

保護者の「母親の日常的な勤務時間帯」についての回答を見ると、「保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が85.8%、「3歳児保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が89.9%で最も高くなっている。

保護者 Q14 母親の日常的な勤務時間帯：子の年齢層別

保護者 Q14 お子さんのお母さまとお父さまには、日常的に以下のそれぞれの時間帯の間に勤務がありますか（複数回答）※「勤務していない」と「答えたくない/わからない」は一緒にチェックすることはできません。-S1 お母さま

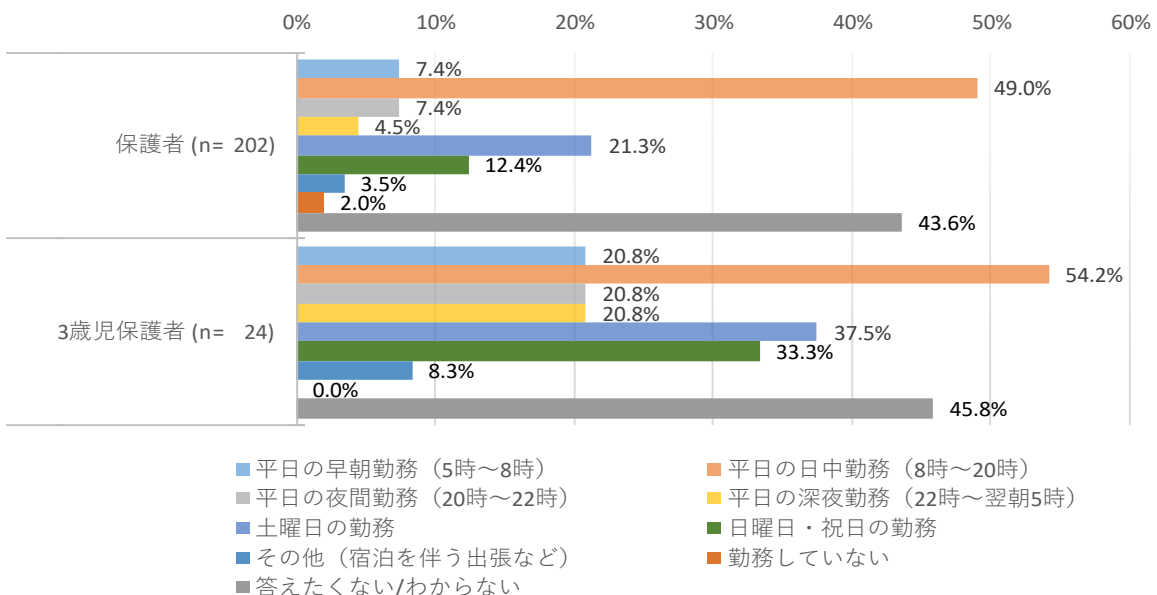


(4) 父親の日常的な勤務時間帯

保護者の「父親の日常的な勤務時間帯」についての回答を見ると、「保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が49.0%、「3歳児保護者」では「平日の日中勤務（8時～20時）」が54.2%で最も高くなっている。

保護者 Q14 父親の日常的な勤務時間帯：子の年齢層別

保護者 Q14 お子さんのお母さまとお父さまには、日常的に以下のそれぞれの時間帯の間に勤務がありますか（複数回答）※「勤務していない」と「答えたくない/わからない」は一緒にチェックすることはできません。-S2 お父さま

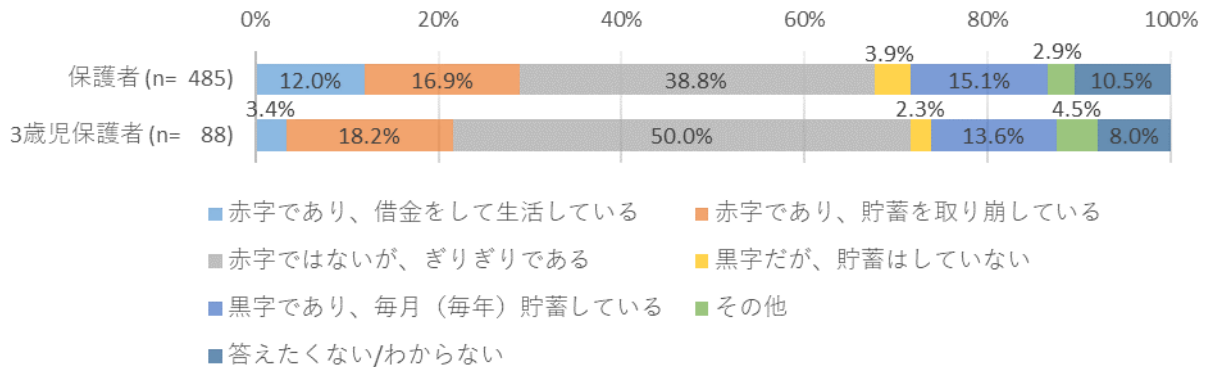


(5) 子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか

保護者の「子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか」についての回答を見ると、「保護者」では「赤字ではないが、ぎりぎりである」が38.8%、「3歳児保護者」では「赤字ではないが、ぎりぎりである」が50.0%で最も高くなっている。

保護者 Q15 子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか：子の年齢層別

保護者 Q15 お子さんの現在の家庭の暮らしの状況をどのように感じていますか。当てはまるもの1つにチェックをつけてください（単一回答）

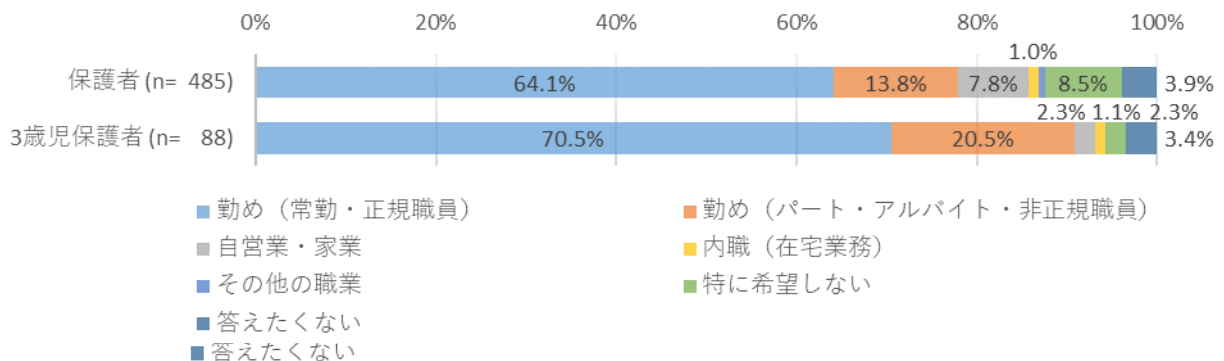


(6) 今後の働き方の希望

保護者の「今後の働き方の希望」についての回答を見ると、「保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が64.1%、「3歳児保護者」では「勤め（常勤・正規職員）」が70.5%で最も高くなっている。

保護者 Q16 今後の働き方の希望：子の年齢層別

保護者 Q16 あなたは、今後、どのような働き方を希望しますか（単一回答）



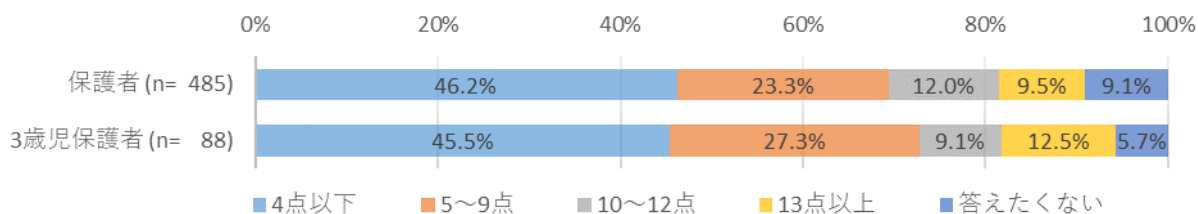
精神的ストレス

(1) こころの健康 (K6)

保護者の「K6 (心理的ストレスの度合いを示す指標で、大きな値ほどストレスの程度が高いと考えられる) についての回答を見ると、「保護者」では「4点以下」が46.2%、「3歳児保護者」では「4点以下」が45.5%で最も高くなっている。

保護者 Q30 K6 の状況：子の年齢層別

保護者 Q30 次の項目について、あなたはここ1か月の間にどれくらいの頻度で感じましたか (単一回答)

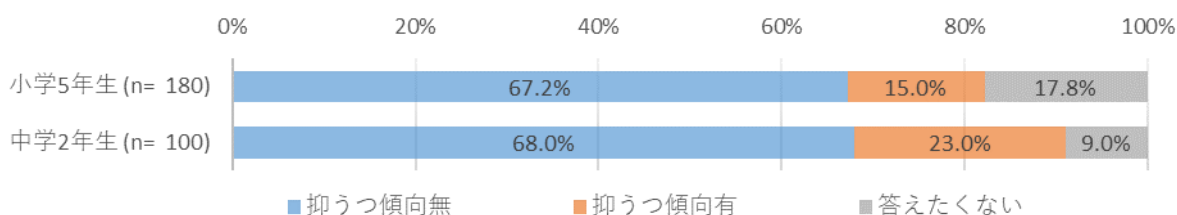


(2) こころの健康 (バールソン児童用尺度)

小5中2の「バールソン児童用抑うつ性尺度 (基準値以上で抑うつ傾向有とされるスクリーニング指標。本尺度の著作権は株式会社三京房に帰属) をみると、「小学5年生」では「抑うつ傾向無」が67.2%、「中学2年生」では「抑うつ傾向無」が68.0%で最も高くなっている。

小5中2Q43-1 バールソン児童用尺度の状況：年齢層別

小5中2Q43-1 わたしたちは、楽しい日ばかりではなく、ちょっとさみしい日も、楽しくない日もありません。みなさんがこの一週間、どんな気持ちだったかあてはまるものにチェックをつけてください。良い答え、悪い答えはありません。思ったとおりに教えてください (単一回答)

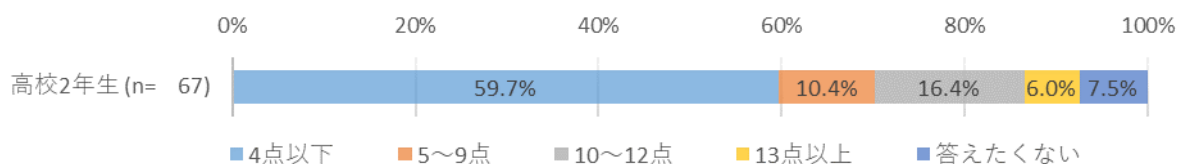


(3) こころの健康 (K6)

高2の「K6 (心理的ストレスの度合いを示す指標で、大きな値ほどストレスの程度が高いと考えられる) についての回答を見ると、「高校2年生」では「4点以下」が59.7%で最も高くなっている。

高2Q43-2 K6 の状況

高2Q43-2 過去30日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか (単一回答)



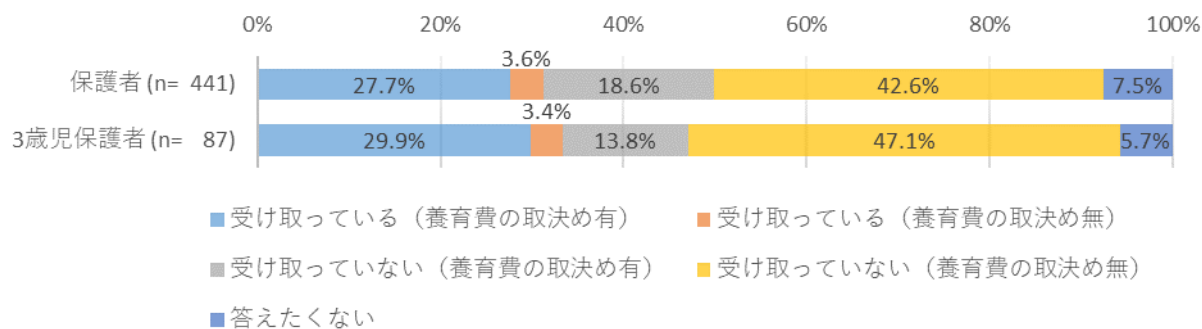
養育費の受取状況

(1) 子どもの養育費の受け取りの有無

保護者の「子どもの養育費の受け取りの有無」についての回答を見ると、「保護者」では「受け取っていない（養育費の取決め無）」が42.6%、「3歳児保護者」では「受け取っていない（養育費の取決め無）」が47.1%で最も高くなっている。

保護者 Q5 子どもの養育費の受け取りの有無：子の年齢層別

保護者 Q5 あなたのお子さんは、養育費を受け取っていますか（単一回答）



第5章 すべての子どもが夢を持って自分らしく成長できる 愛媛づくり（抜粋）

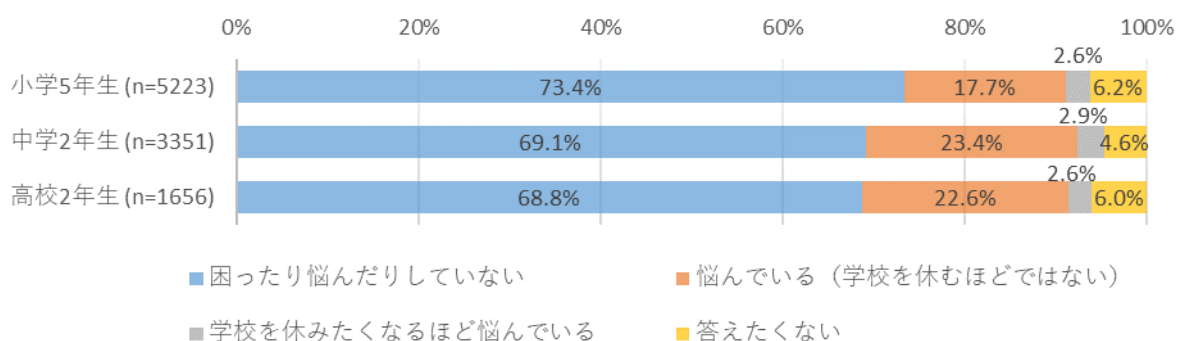
子どもたちが悩んでいること

（1）困りごと、悩みごと－友人との関係

子どもの「困りごと、悩みごと－友人との関係」についての回答を見ると、「小学5年生」では「困ったり悩んだりしていない」が73.4%、「中学2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が69.1%、「高校2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が68.8%で最も高くなっている。

子ども Q38 困りごと、悩みごと－友人との関係：年齢層別

子ども Q38 次のことで困っていること、悩んでいることはありますか（単一回答）－S1 友人との関係

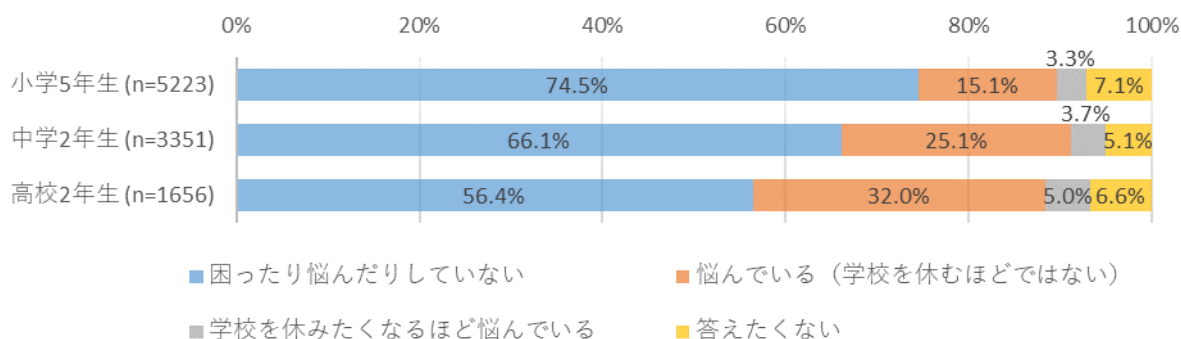


（2）困りごと、悩みごと－自分自身について

子どもの「困りごと、悩みごと－自分自身について」についての回答を見ると、「小学5年生」では「困ったり悩んだりしていない」が74.5%、「中学2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が66.1%、「高校2年生」では「困ったり悩んだりしていない」が56.4%で最も高くなっている。

子ども Q38 困りごと、悩みごと－自分自身について：年齢層別

子ども Q38 次のことで困っていること、悩んでいることはありますか（単一回答）－S4 自分自身について

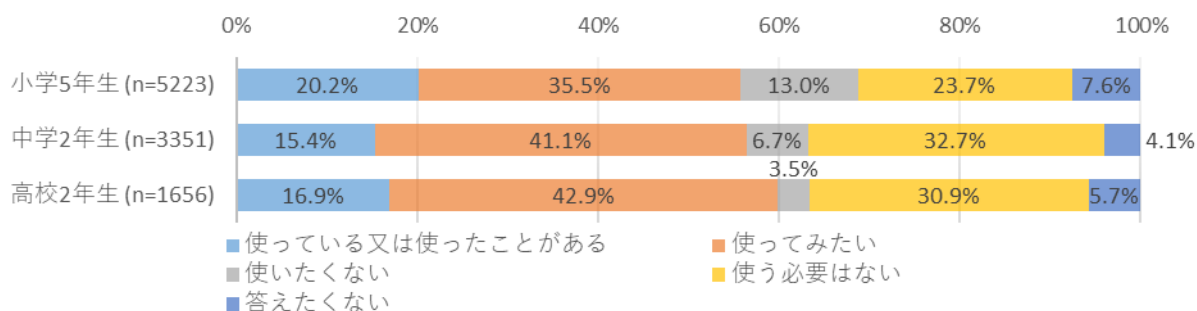


(3) 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所」についての回答を見ると、「小学5年生」では「使ってみたい」が35.5%、「中学2年生」では「使ってみたい」が41.1%、「高校2年生」では「使ってみたい」が42.9%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）休日にいることができる場所：年齢層別

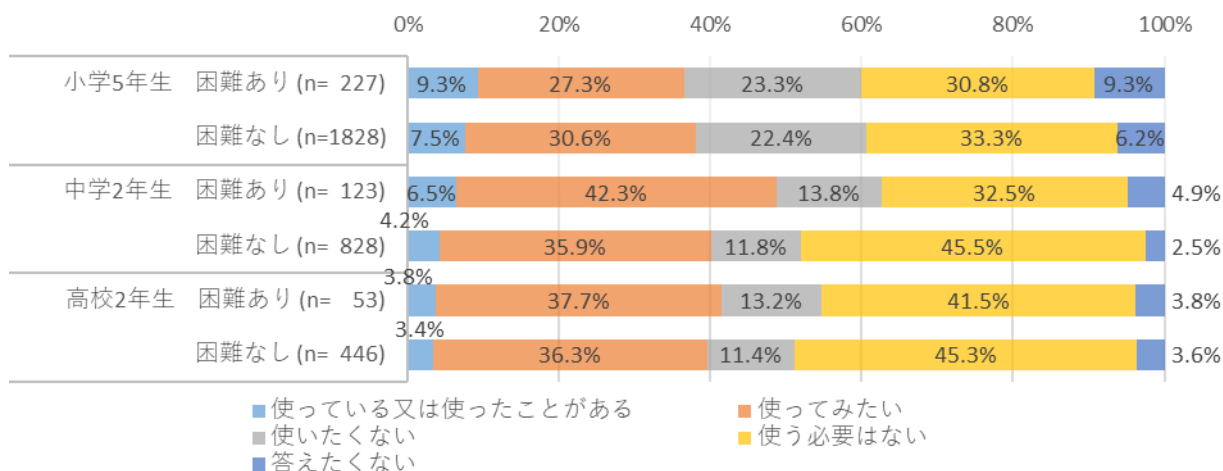
子ども Q41 あなたは、以下のような場所やサービスがあれば使ってみたいと思いますか（単一回答）－S2（家以外で）休日にいることができる場所



(4) 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が30.8%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が33.3%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が42.3%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が45.5%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が41.5%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が45.3%で最も高くなっている。

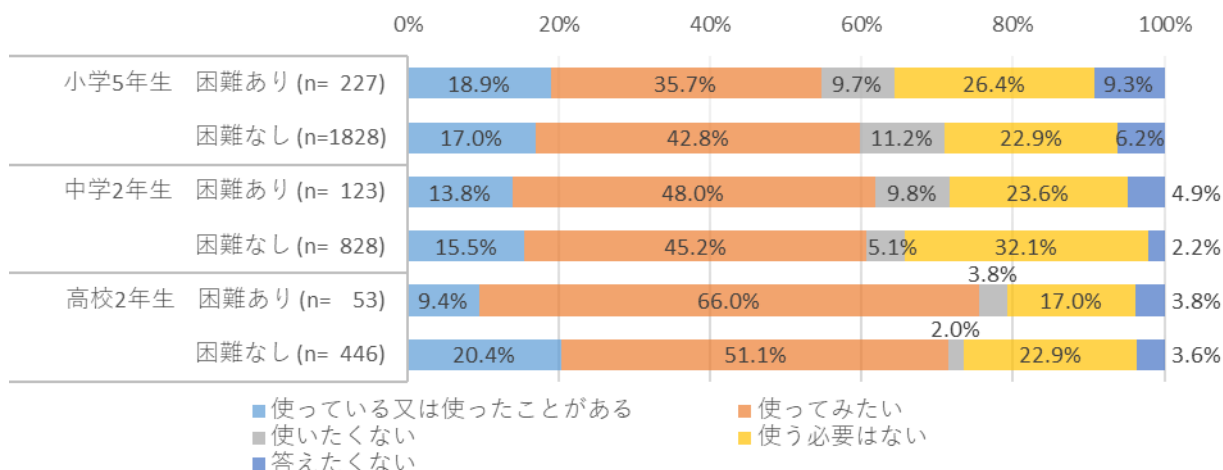
子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別



(5) 子ども対象サービスの利用希望－家で勉強できない時、静かに勉強できる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－家で勉強できない時、静かに勉強できる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が35.7%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が42.8%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が48.0%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が45.2%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が66.0%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が51.1%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－家で勉強できない時、静かに勉強できる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別

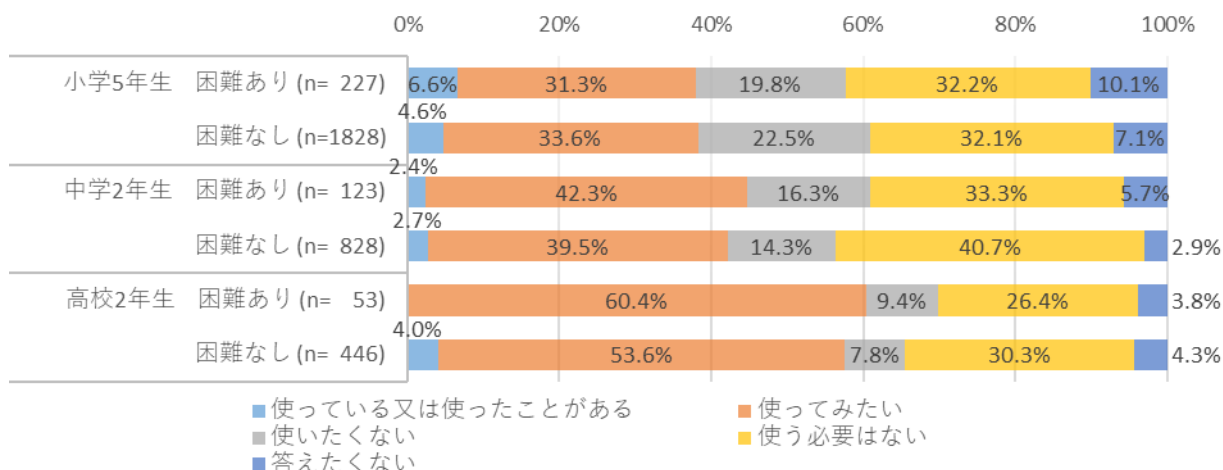


(6) 子ども対象サービスの利用希望

－大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が32.2%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が33.6%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が42.3%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が40.7%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が60.4%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が53.6%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所：貧困度（生活必需品入手困難有無）別



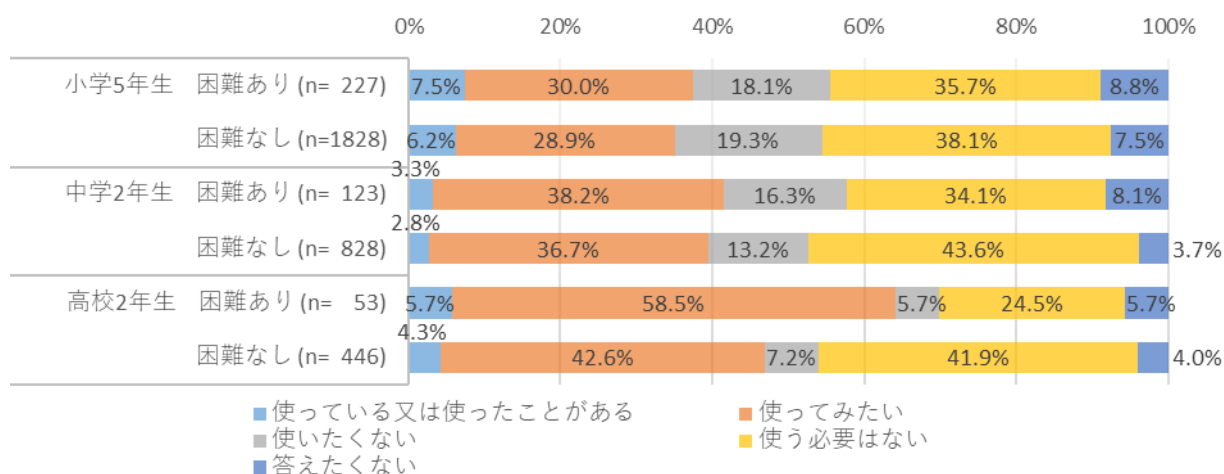
(7) 子ども対象サービスの利用希望

－ (学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所

子どもの「子ども対象サービスの利用希望－(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所」についての回答を見ると、生活必需品について小学5年生の「入手困難あり」グループでは「使う必要はない」が35.7%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が38.1%、中学2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が38.2%、「入手困難なし」グループでは「使う必要はない」が43.6%、高校2年生の「入手困難あり」グループでは「使ってみたい」が58.5%、「入手困難なし」グループでは「使ってみたい」が42.6%で最も高くなっている。

子ども Q41 子ども対象サービスの利用希望－(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所：貧困度(生活必需品入手困難有無)別

子ども Q41 あなたは、以下のような場所やサービスがあれば使ってみたいと思いますか(単一回答)－S7
(学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所



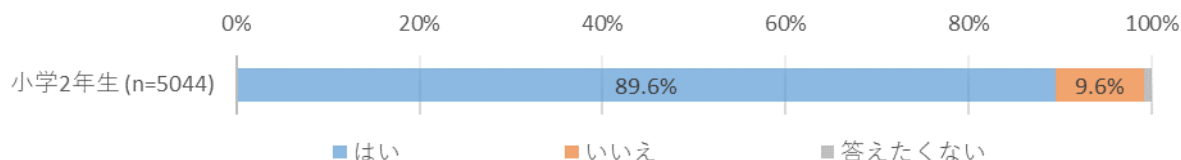
夢や希望に関わる複合的な要因

(1) 将来なりたいもの、やってみたいこと

小2の「将来なりたいもの、やってみたいこと」についての回答を見ると、「小学2年生」では「はい」が89.6%で最も高くなっている。

小2Q13 将来なりたいもの、やってみたいこと：年齢層別

小2Q13 大きくなったら、なりたいものや、やってみたいことがありますか（単一回答）

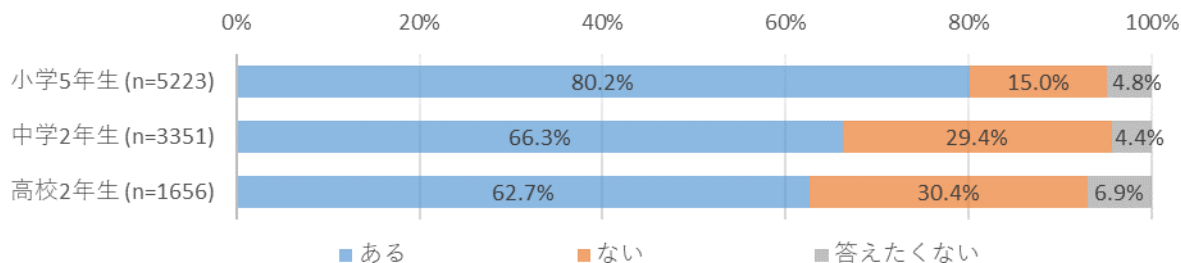


(2) 将来の夢の有無

子どもの「将来の夢の有無」についての回答を見ると、「小学5年生」では「ある」が80.2%、「中学2年生」では「ある」が66.3%、「高校2年生」では「ある」が62.7%で最も高くなっている。

子ども Q47 将来の夢の有無：年齢層別

子ども Q47 あなたには、将来の夢がありますか（単一回答）

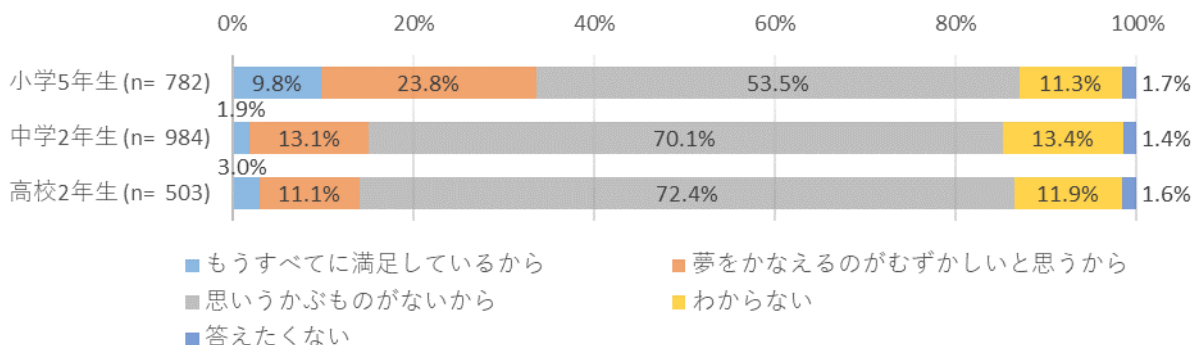


(3) 夢がない理由

子どもの「夢がない理由」についての回答を見ると、「小学5年生」では「思いうかぶものがないから」が53.5%、「中学2年生」では「思いうかぶものがないから」が70.1%、「高校2年生」では「思いうかぶものがないから」が72.4%で最も高くなっている。

子ども Q49 夢がない理由：年齢層別

子ども Q49 将来の夢が「ない」と答えた人にお聞きします。夢がない理由は何ですか（単一回答）

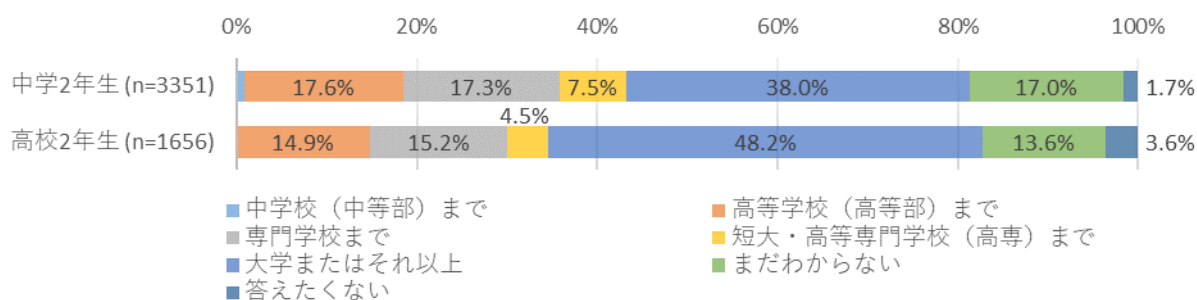


(4) 最終進学希望

中2高2の「最終進学希望」についての回答を見ると、「中学2年生」では「大学またはそれ以上」が38.0%、「高校2年生」では「大学またはそれ以上」が48.2%で最も高くなっている。

中2高2Q50 最終進学希望：年齢層別

中2高2Q50 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。あなたの考えにもっとも近いものにチェックをつけてください（単一回答）

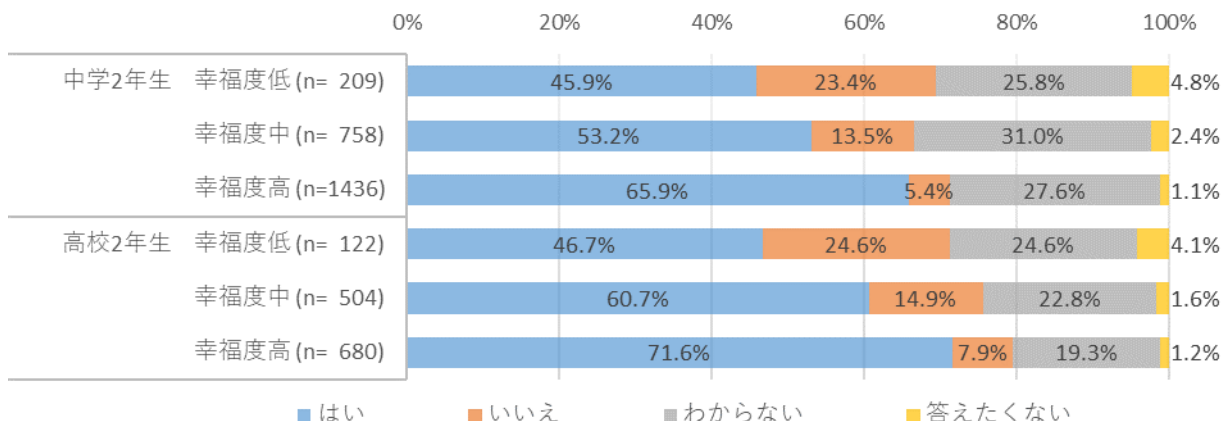


(5) 将来の結婚希望

中2高2の「将来の結婚希望」についての回答を見ると、中学2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が45.9%、「幸福度中」グループでは「はい」が53.2%、「幸福度高」グループでは「はい」が66.4%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が46.7%、「幸福度中」グループでは「はい」が60.7%、「幸福度高」グループでは「はい」が71.0%で最も高くなっている。

中2高2Q51 将来の結婚希望：幸福度別

中2高2Q51 あなたは、将来、結婚（けっこん）してみたいと思いますか（単一回答）

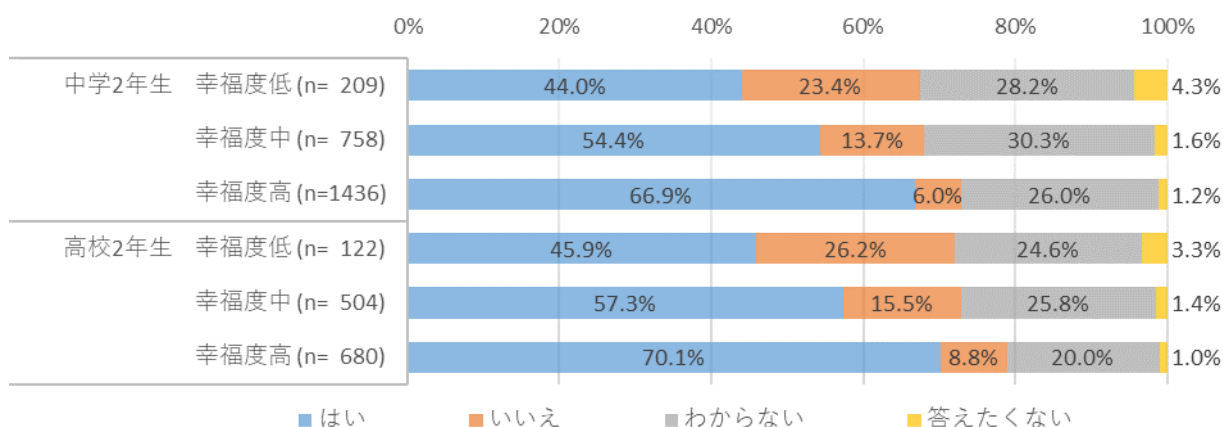


(6) 将来の子育て希望

中2高2の「将来の子育て希望」についての回答を見ると、中学2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が44.0%、「幸福度中」グループでは「はい」が54.4%、「幸福度高」グループでは「はい」が67.6%、高校2年生の「幸福度低」グループでは「はい」が45.9%、「幸福度中」グループでは「はい」が57.3%、「幸福度高」グループでは「はい」が70.8%で最も高くなっている。

中2高2Q52 将来の子育て希望：幸福度別

中2高2Q52 あなたは、将来、子どもを育ててみたいと思いますか（単一回答）

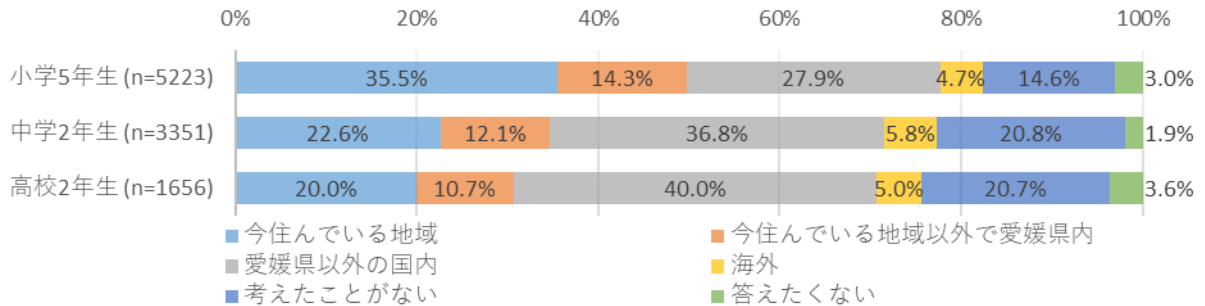


(7) 大人になった時、どこで暮らしたいか

子どもの「大人になった時、どこで暮らしたいか」についての回答を見ると、「小学5年生」では「今住んでいる地域」が35.5%、「中学2年生」では「愛媛県以外の国内」が36.8%、「高校2年生」では「愛媛県以外の国内」が40.0%で最も高くなっている。

子ども Q53 大人になった時、どこで暮らしたいか：年齢層別

子ども Q53 あなたは大人になった時、どこで暮らしたいと思いますか（単一回答）

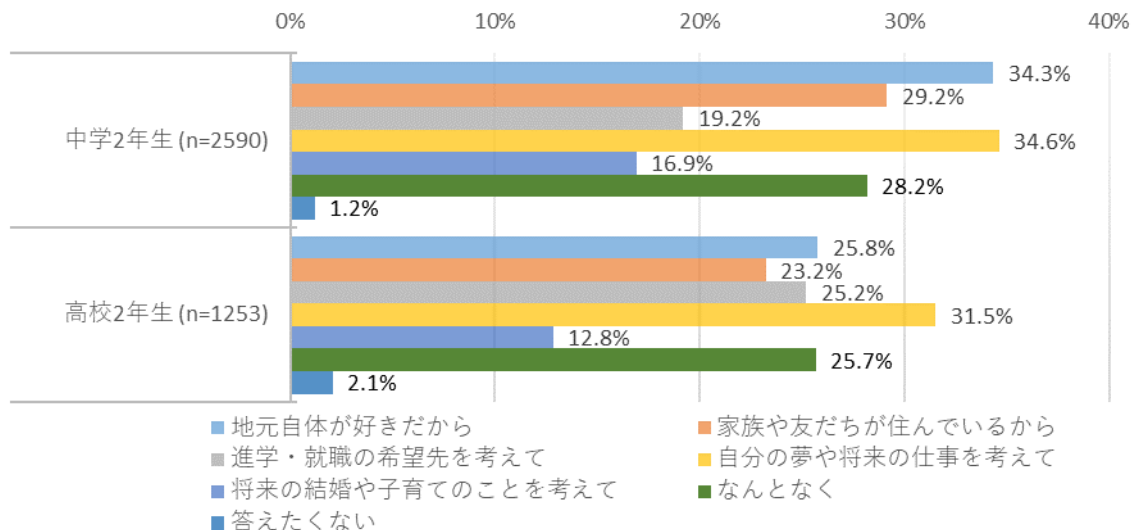


(8) そこで暮らしたい理由

中2高2の「そこで暮らしたい理由」についての回答を見ると、「中学2年生」では「自分の夢や将来の仕事を考えて」が34.6%、「高校2年生」では「自分の夢や将来の仕事を考えて」が31.5%で最も高くなっている。

中2高2Q54 そこで暮らしたい理由：年齢層別

中2高2 Q54 大人になった時で暮らしたい理由を選んでください（複数回答）



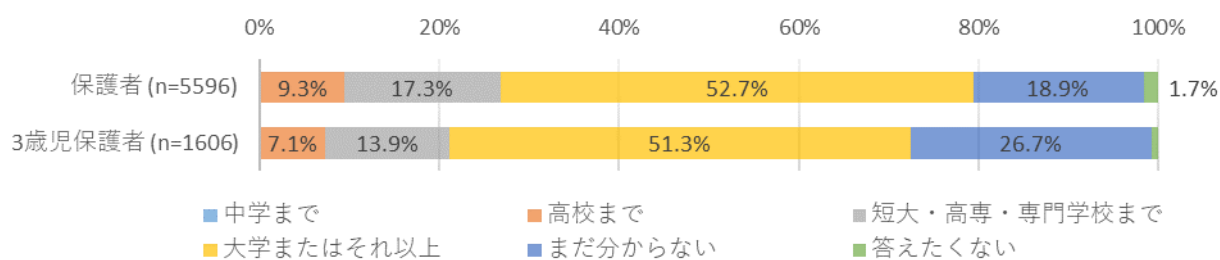
家庭の養育方針

(1) 希望する子どもの最終学歴

保護者の「希望する子どもの最終学歴」についての回答を見ると、「保護者」では「大学またはそれ以上」が52.7%、「3歳児保護者」では「大学またはそれ以上」が51.3%で最も高くなっている。

保護者 Q57 希望する子どもの最終学歴：子の年齢層別

保護者 Q57 お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか。あなたのお考えに近いものにチェックを付けてください（単一回答）



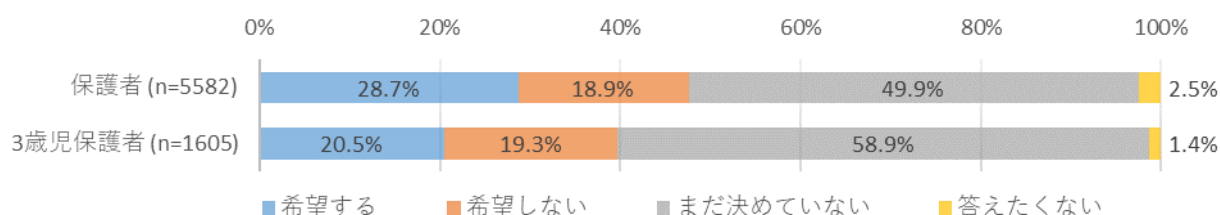
※カテゴリ「中学まで」は、高校2年生には存在しない。

(2) 大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望

保護者の「大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望」についての回答を見ると、「保護者」では「まだ決めていない」が49.9%、「3歳児保護者」では「まだ決めていない」が58.9%で最も高くなっている。

保護者 Q59 大学等へ進学する場合、貸与型奨学金の利用希望：子の年齢層別

保護者 Q59 今後、お子さんが大学等へ進学する場合、貸与型奨学金（卒業後に返済）の利用を希望しますか（単一回答）

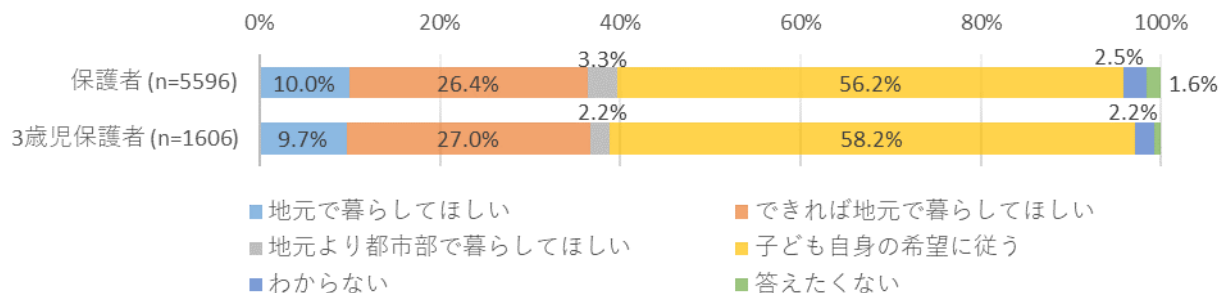


(3) 就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか

保護者の「就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか」についての回答を見ると、「保護者」では「子ども自身の希望に従う」が56.2%、「3歳児保護者」では「子ども自身の希望に従う」が58.2%で最も高くなっている。

保護者 Q60 就職や結婚のときに、子ども地元で暮らしてほしいかどうか：子の年齢層別

保護者 Q60 お子さんが、将来、就職や結婚した時に、地元で暮らしてほしいと思いますか。あなたの希望に最も近いものにチェックをつけてください（単一回答）



(4) 子どもに将来結婚してほしいか

保護者の「子どもに将来結婚してほしいか」についての回答を見ると、「保護者」では「結婚してほしい」が60.6%、「3歳児保護者」では「結婚してほしい」が61.1%で最も高くなっている。

保護者 Q61 子どもに将来結婚してほしいか：子の年齢層別

保護者 Q61 お子さんには、将来結婚してほしいですか。あなたの希望に最も近いものにチェックをつけてください（単一回答）

